

はじめに

本町では、平成 27 年 3 月に「東郷町障がい者福祉計画（第 4 次東郷町障がい者計画・第 4 期障がい福祉計画）」を策定し、福祉や保健、医療、療育、教育、就労、日常生活支援など、様々な分野において、障がい者施策を総合的に推進してまいりました。



この間、国においては、障害者総合支援法や児童福祉法、発達障害者支援法の改正をはじめ、障がい者に対する差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について定めた障害者

差別解消法が施行されるなど、障がい者を取り巻く環境は大きく変化しています。

これらの国の動向の背景には、障がいのある人やその家族の多様化・専門化するニーズがあり、また、障がいのある子どもに対する各種サービスの充実が求められるなど、本町においても変化する情勢に的確に対応していく必要があります。

このような状況の中、国における法整備や制度改正を踏まえ、また、前回計画の内容や進捗状況などを評価・検証し、見直した上で、新たに「東郷町障がい福祉ビジョン（第 4 次東郷町障がい者計画・第 5 期東郷町障がい福祉計画・第 1 期東郷町障がい児福祉計画）」を策定いたしました。

今後は、本ビジョンに基づき、障がい者施策の充実を図ることで、障がいの有無にかかわらず、誰もが一人の人として互いに人格と個性を尊重し、一人一人の暮らしと生きがい・地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現に向けて、全力で取り組んでまいります。また、本ビジョンの推進にあたっては、障がいのある人や障がいのある子どもに関わる方々や町民の皆様と連携・協働して取り組むことが必要でありますので、一層のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました東郷町障がい者計画等策定委員会及び東郷町自立支援協議会の委員の皆様をはじめ、策定にかかるヒアリング調査等にご協力いただきました多くの方々に、心から感謝申し上げます。

平成 30 年 3 月

東郷町長 川瀬雅喜

目次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画の趣旨・背景.....	1
2 障がい福祉の近年の動向.....	2
3 計画の期間.....	3
4 障がい者計画と障がい福祉計画・障がい児福祉計画との関係.....	3
5 計画の位置付け.....	4
第2章 障がいのある人を取り巻く現状.....	5
1 人口の状況.....	5
2 障がいのある人の状況.....	6
3 団体ヒアリングのまとめ.....	12
4 第4次東郷町障がい者計画の達成状況のまとめ.....	17
第3章 第4次東郷町障がい者計画 [見直し].....	18
第1節 計画の基本的な考え方.....	18
1 基本理念.....	18
2 基本目標.....	19
3 重点項目.....	20
4 施策体系.....	21
第2節 施策の方向と実施目標.....	25
基本目標1 障がいのある子の育ち・学びへの支援.....	25
基本目標2 障がいのある人の就労環境の整備.....	34
基本目標3 日常生活を応援するサービスの充実.....	38
基本目標4 安心して健やかに暮らすための保健・医療の推進.....	55
基本目標5 障がいのある人もない人も共に生きる環境づくり.....	59
基本目標6 地域で安心して暮らせるまちづくり.....	65
第4章 第5期東郷町障がい福祉計画.....	73
第1節 障がい福祉計画のポイント.....	73
第2節 障がい福祉サービス等の実施目標.....	74
1 目標数値の設定.....	74
2 障がい福祉サービスの見込みと確保方策.....	77
3 地域生活支援事業の見込みと確保方策.....	85

第5章 第1期東郷町障がい児福祉計画.....	92
第1節 障がい児福祉計画のポイント.....	92
第2節 障がい児のサービス等の実施目標.....	93
1 目標数値の設定.....	93
2 障がい児のサービスの見込みと確保方策.....	94
第6章 推進体制.....	98
1 庁内連携.....	98
2 団体、事業者等との連携.....	98
3 広域的な連携.....	98
4 国の動向に対応した見直し.....	98
5 当事者視点のサービス提供及び計画の進捗管理.....	99
資料編.....	100
1 策定の経過.....	100
2 策定委員会要綱.....	101
3 策定委員会名簿.....	103
4 第4次東郷町障がい者計画の目標指標一覧.....	104
5 第4次東郷町障がい者計画（平成27年度～平成29年度）の評価.....	112
6 用語解説.....	120

第1章 計画の概要

1 計画の趣旨・背景

国においては、平成 18 (2006) 年に国連で「障害者の権利に関する条約 (障害者権利条約)」が採択された後、様々な法整備を進め、平成 26 (2014) 年に批准をしました。批准に先立ち、平成 23 (2011) 年に「障害者基本法」が改正され、これを踏まえ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法)」が平成 24 (2012) 年に成立しました。障害者総合支援法では、地域共生社会^{*}の実現に向けた取組が求められています。

平成 28 (2016) 年には、障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、障がいのある人が望む地域での生活を支援し、多様なニーズに対応するためのサービスが新設され、障がい児福祉計画の策定が平成 30 (2018) 年度から義務付けられました。さらに、国では『「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部』が設置され、地域共生社会の実現に向けて、地域の様々な主体が福祉分野に「我が事」として参画し、横断的・包括的な支援の提供に向けた動きが進められています。

本町では、平成 27 (2015) 年 3 月に「第 4 次東郷町障がい者計画・第 4 期東郷町障がい福祉計画」を策定し、「障がいを理解し、共に生きるまちづくり」「障がいのある人の社会活動参加」「障がいのある人が安心できる環境整備」の基本理念の下、障がい福祉施策を推進してきました。

このうち、「第 4 期東郷町障がい福祉計画」の計画期間が満了となることから、本町の障がい福祉サービスに関する新たな実施計画として「第 5 期東郷町障がい福祉計画」を策定しました。さらに、平成 30 (2018) 年度から障がいのある子どもへのサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進することを目的とした「第 1 期東郷町障がい児福祉計画」を策定しました。また、「第 4 次東郷町障がい者計画」については、基本理念、基本目標、個別の施策を踏襲しつつ、策定からの 3 年間で進められてきた障がい福祉施策の進展や法制度改正、また、本町の障がいのある人を取り巻く現状や課題を踏まえ、中間見直しを行いました。

なお、「第 4 次東郷町障がい者計画」「第 5 期東郷町障がい福祉計画」及び「第 1 期東郷町障がい児福祉計画」を一体とした「東郷町障がい福祉ビジョン」(以下「本福祉ビジョン」という。)として策定しました。

注：解説が必要な用語については、^{*}を付記しています。資料編の「6 用語解説」を参照ください。(P. 120～)

元号については、平成 31 年 5 月に改元が予定されていますが、この計画書では、現在の元号 (平成) を使用し、必要に応じて西暦を併せて表記しています。

2 障がい福祉の近年の動向

年月	内 容	内 容
平成 17年 10月	「障害者自立支援法」成立 (平成18年10月1日施行等)	●身体・知的・精神の3障がいのサービスの一元化や支援の必要度に関する客観的な尺度(障がい程度区分)の導入などが始まる。応益負担によるサービス料が一部自己負担となる。
19年 12月	障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置	●利用者負担の見直し、事業者の経営基盤の強化、グループホーム等の整備促進の措置を講じる。
22年 6月	「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」閣議決定	●「障害者制度改革の推進のための基本的な方向(第一次意見)」を最大限尊重し、我が国の障がい者に係る制度の集中的な改革の推進を図る。 ●障がいの有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現を目指す。
22年 12月	「障害者自立支援法」の一部改正 (平成24年4月1日施行等)	●発達障がい者が障害者自立支援法の対象になることを明確化する。
23年 6月	「障害者虐待防止法」成立 (平成24年10月1日施行)	●障がい者に対する虐待の禁止、国等の責務、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定める。
23年 7月	「障害者基本法」の一部改正 (平成23年8月5日施行)	●目的規定や障がい者の定義などを見直し、地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調*などについて定める。
24年 6月	「障害者優先調達推進法」成立 (平成25年4月1日施行)	●国や地方公共団体、独立行政法人などの公的機関が物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に調達することを定める。
24年 6月	「障害者総合支援法」成立 (平成26年4月1日施行等)	●「障害者基本法」の一部改正を踏まえた基本理念や障がい者の範囲の拡大(難病*)などを定める。 ⇒重度訪問介護の対象拡大や共同生活介護(ケアホーム)*の共同生活援助(グループホーム)*への一元化、地域移行支援*の対象拡大、地域生活支援事業の追加等の支援を行う。
25年 6月	「障害者差別解消法」成立 (平成28年4月1日施行)	●障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置等を定める。
26年 1月	「障害者の権利に関する条約」批准	●障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定している。
28年 5月	「発達障害者支援法の一部を改正する法律」成立 (平成28年8月1日施行)	●発達障がい者に対する障がいの定義と発達障がいへの理解の促進、日常生活を営む上で選択の機会が確保されること、地域共生に向けた支援の促進、発達障がい者支援を担当する部局相互の緊密な連携の確保などを定める。
28年 5月	「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」成立 (平成30年4月1日施行)	●障がい者の望む地域生活の支援、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等について定める。

3 計画の期間

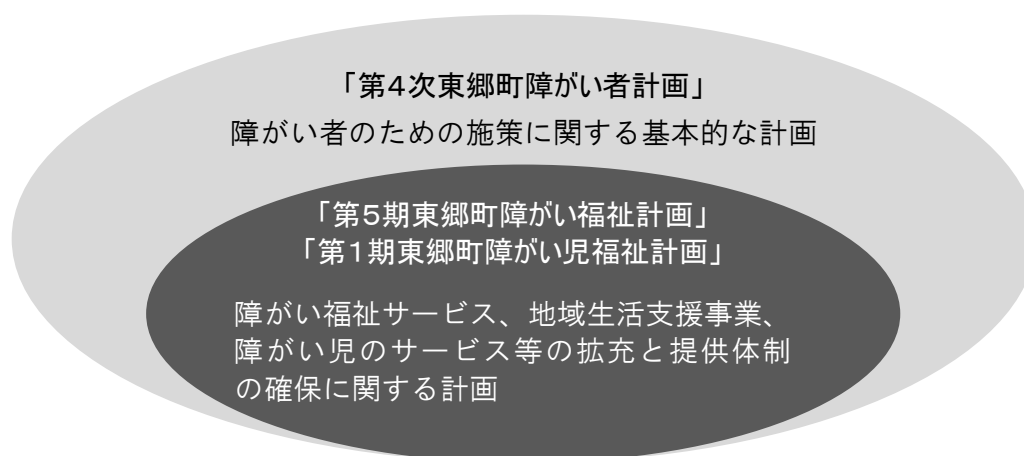
本福祉ビジョンにおける計画期間は、「第4次東郷町障がい者計画」は平成27（2015）年度から平成32（2020）年度の6年間、「第5期東郷町障がい福祉計画」は平成30（2018）年度から平成32（2020）年度の3年間、「第1期東郷町障がい児福祉計画」は平成30（2018）年度から平成32（2020）年度の3年間とし、一体的に策定します。

	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
東郷町 障がい者計画	第4次						第5次		
東郷町 障がい福祉計画	第4期			第5期			第6期		
東郷町 障がい児福祉計画				第1期			第2期		

4 障がい者計画と障がい福祉計画・障がい児福祉計画との関係

障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づいた「市町村障害者計画」であり、障がい者のための施策に関する基本的な計画として「第4次東郷町障がい者計画」を定めました。

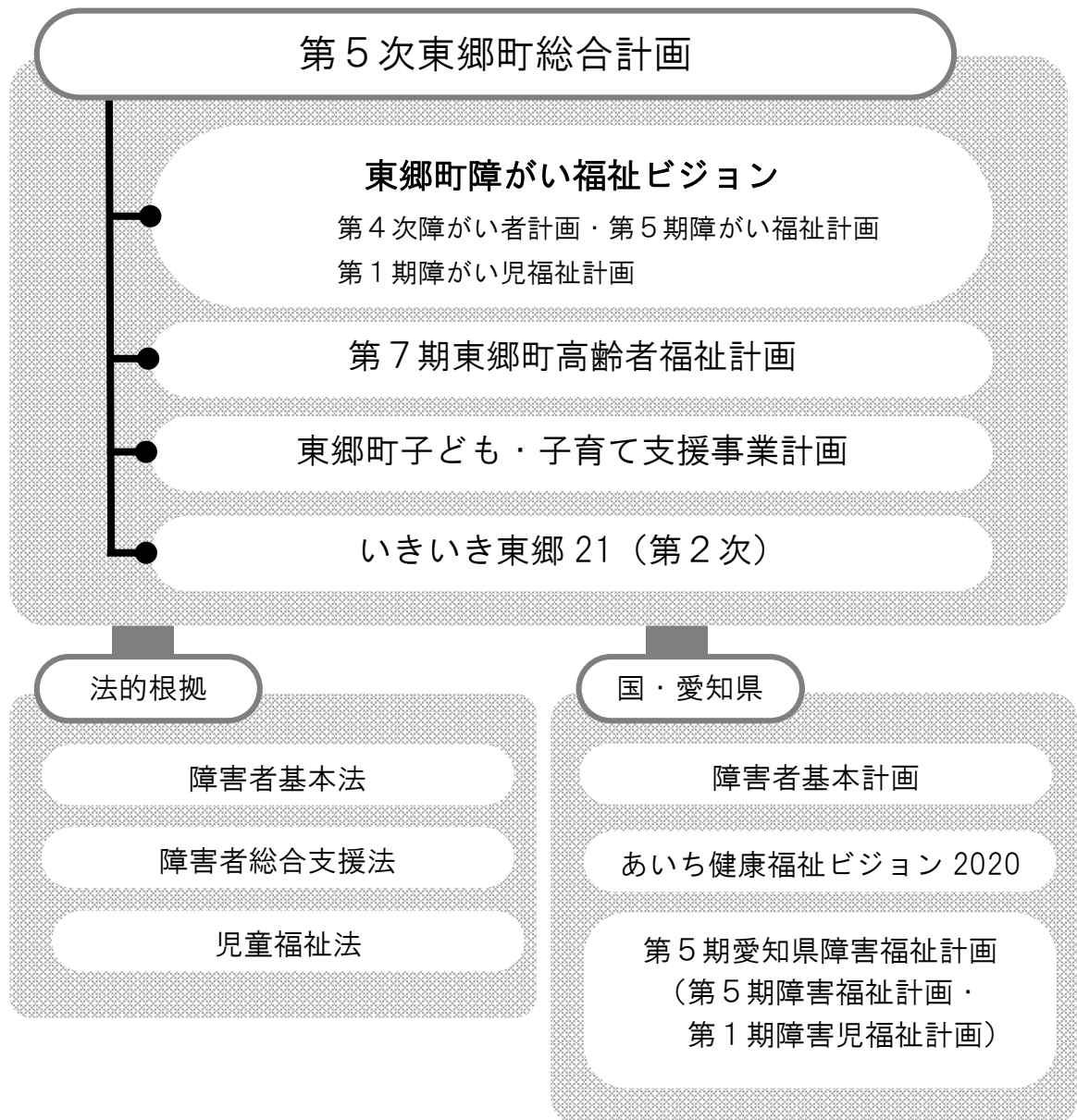
障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20に基づいた「市町村障害福祉計画」「市町村障害児福祉計画」です。障がい福祉サービス、地域生活支援事業、障がい児のサービス等の拡充と提供における具体的な方策を示す計画として、「第5期東郷町障がい福祉計画」「第1期東郷町障がい児福祉計画」を定めました。



5 計画の位置付け

本福祉ビジョンは、障害者基本法第11条第3項に基づく「東郷町障がい者計画」と、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「東郷町障がい福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「東郷町障がい児福祉計画」を一体的に策定したものです。

また、国の「障害者基本計画」や愛知県の「あいち健康福祉ビジョン2020」、本町の上位計画である「第5次東郷町総合計画」や関連計画との整合性を図り、策定しました。



第2章 障がいのある人を取り巻く現状

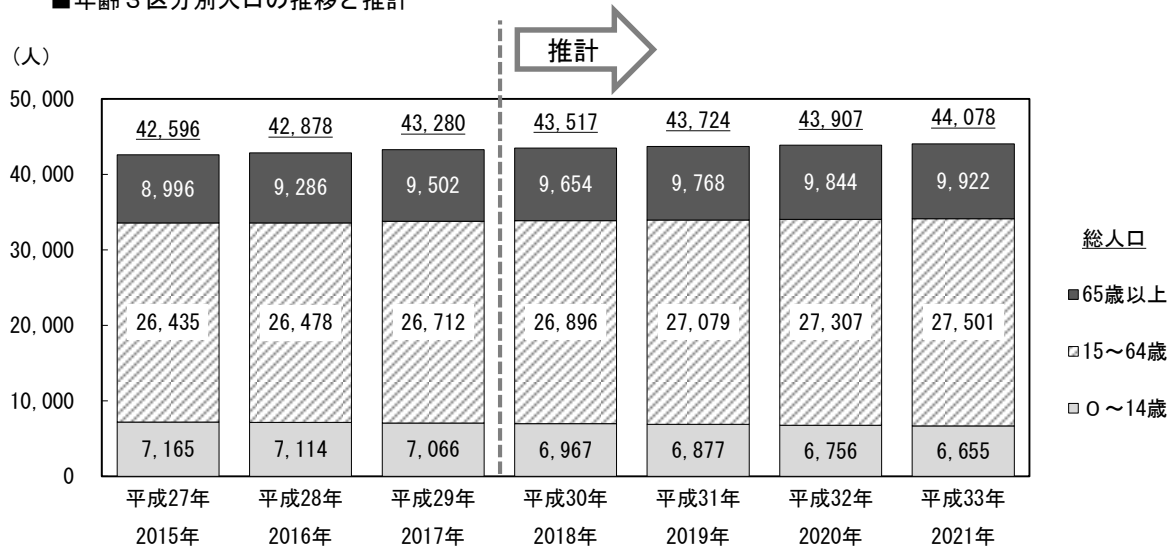
1 人口の状況

(1) 総人口の状況

総人口の推移と推計を見ると、平成27(2015)年から平成29(2017)年にかけて増加傾向にあり、今後も増加していくことが予想されます。

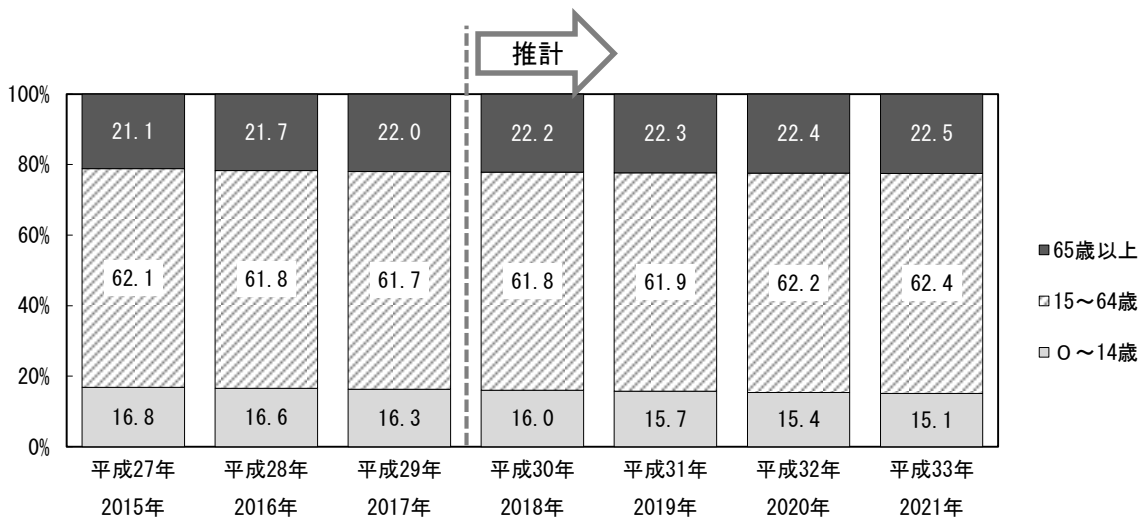
年齢3区分別人口割合の推移を見ると、平成27(2015)年から平成29(2017)年にかけて0～14歳は減少、15～64歳は横ばい、65歳以上は増加しています。また、今後の推計を見ると、0～14歳は微減し、15～64歳、65歳以上は微増することが予想されます。

■年齢3区分別人口の推移と推計



資料：平成27年～平成29年…住民基本台帳（各年3月末）
平成30年～平成33年…コーホート変化率法による人口推計

■年齢3区分別人口割合の推移と推計

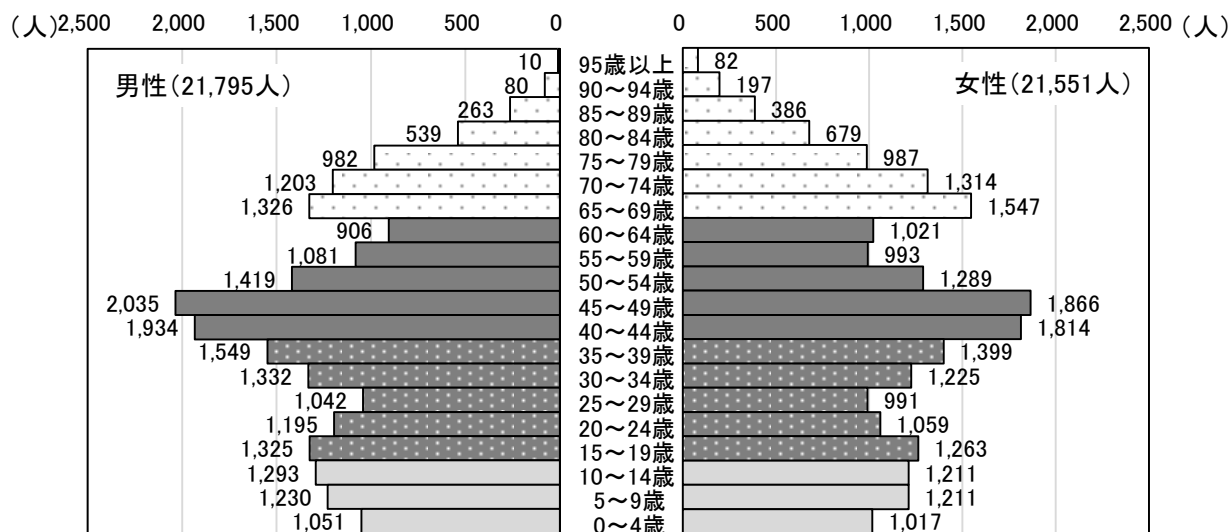


資料：平成27年～平成29年…住民基本台帳（各年3月末）
平成30年～平成33年…コーホート変化率法による人口推計

(2)人口ピラミッド

各年齢別の男女別人口を見ると、40～49歳の働き盛り世代と、65～69歳のいわゆる団塊の世代で人数が多くなっています。

■5歳区分別人口ピラミッド



資料：住民基本台帳（平成29年9月30日現在）

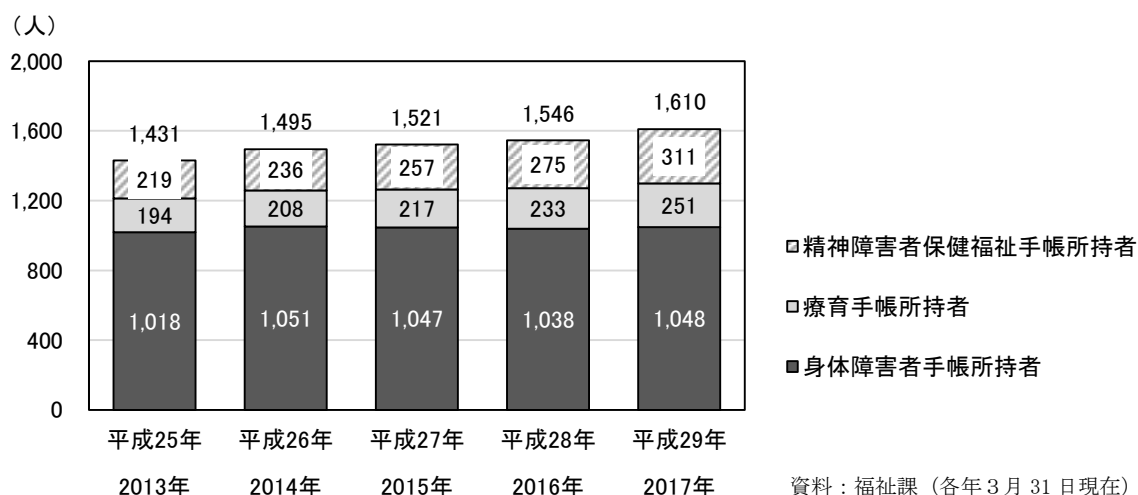
2 障がいのある人の状況

(1)各手帳所持者数の状況

①障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者数の推移を見ると、増加傾向にあります。平成25（2013）年と比較すると、療育手帳所持者が約1.3倍、精神障害者保健福祉手帳所持者が1.4倍に増加しています。

■障害者手帳所持者数の推移

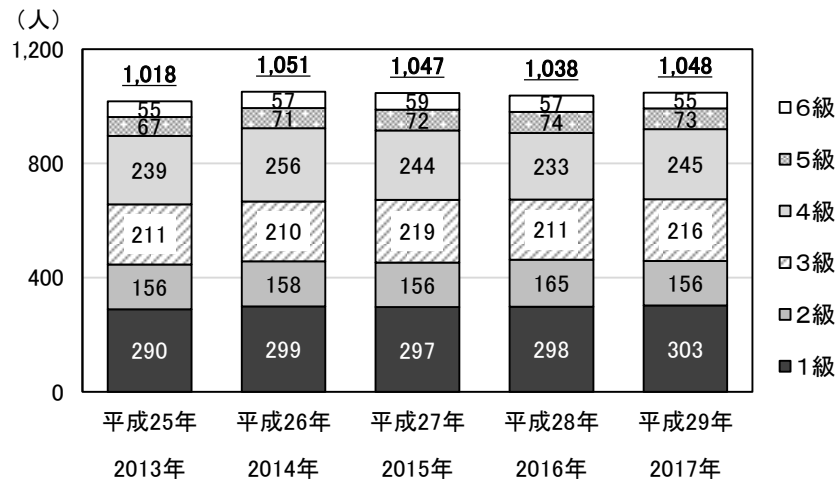


資料：福祉課（各年3月31日現在）

②身体障害者手帳所持者数の状況

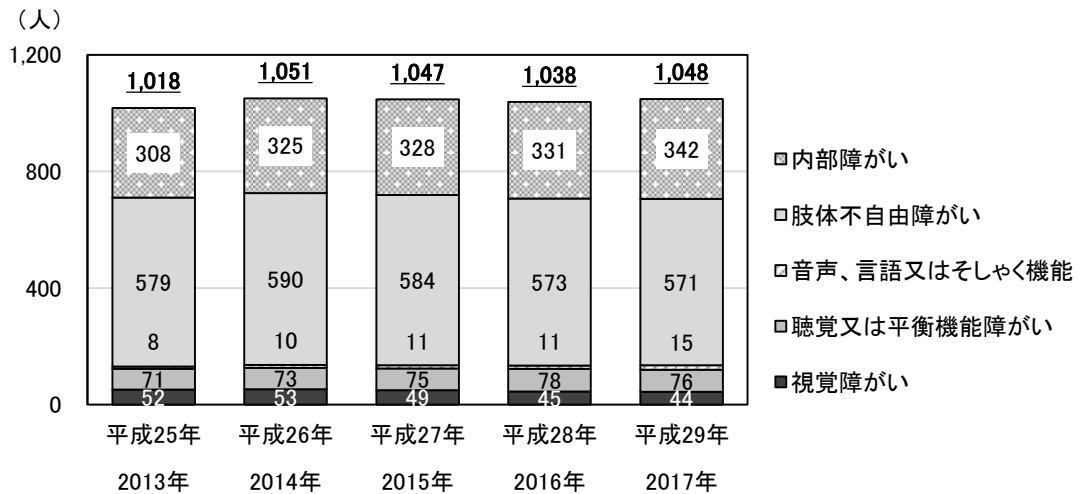
身体障害者手帳所持者数の推移を見ると、ほぼ横ばいの状況です。障がい種別に見ると、「音声、言語又はそしゃく機能障がい」「内部障がい」で増加傾向にあります。

■等級別身体障害者手帳所持者数の推移



資料：福祉課（各年3月31日現在）

■障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移

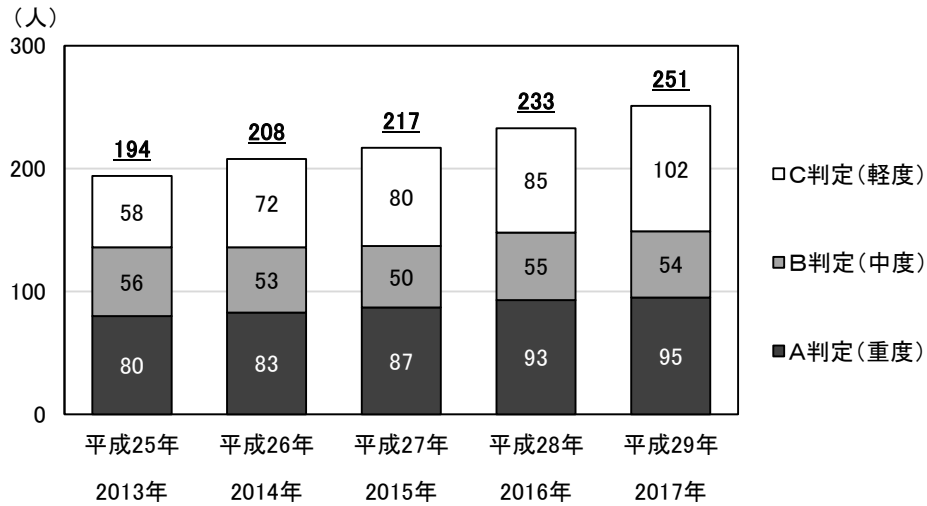


資料：福祉課（各年3月31日現在）

③療育手帳[※]所持者数の状況

療育手帳所持者数の推移を見ると、増加傾向にあります。特に「C判定（軽度）」の所持者数が増加しており、平成25（2013）年から平成29（2017）年にかけて約1.8倍となっています。

■等級別療育手帳所持者数の推移

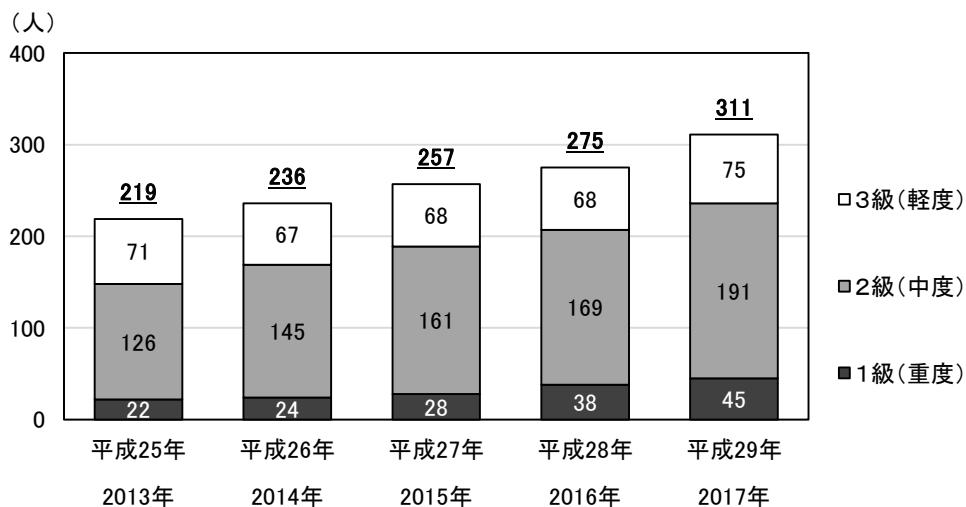


資料：福祉課（各年3月31日現在）

④精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移を見ると、全ての等級で増加傾向にあります。特に「1級（重度）」「2級（中度）」の所持者数が増加しています。

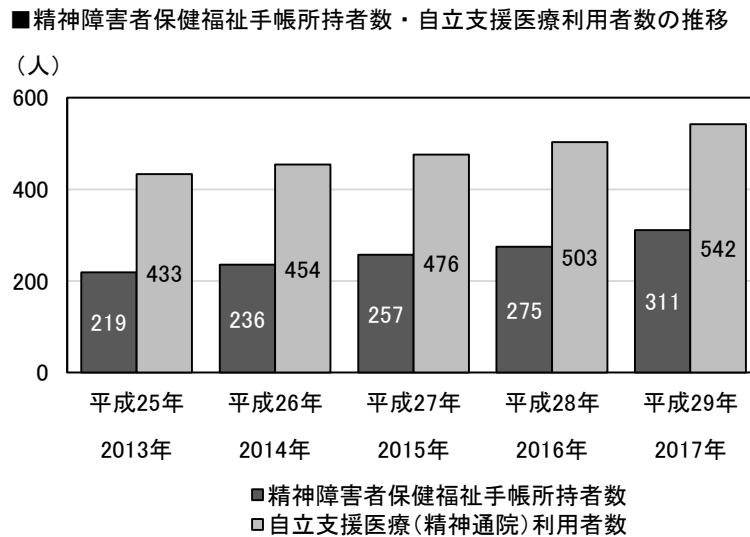
■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：福祉課（各年3月31日現在）

⑤自立支援医療^{*}利用者の状況

自立支援医療利用者の推移を見ると、年々増加傾向にあります。精神障害者保健福祉手帳所持者数と比較すると、手帳所持者以外にも精神的な病気にかかる人が多くなっています。



資料：福祉課・保険医療課（各年3月31日現在）

(2)発達障がいのある人の状況

発達障害者支援法では、発達障がいとは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどの脳機能の障がいで、その症状が通常低年齢において発現するものとしてされており、また、知的発達の遅れを伴う場合と伴わない場合があります。また、発達障がいのある人は、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付の対象となる場合があります。

現在、国や愛知県、本町には、発達障がいのある人の数の公的な数値はありませんが、平成24年に実施された国の調査^(注)によると、小・中学校では、特別支援学級^{*}だけでなく、通常の学級に発達障がいの可能性のある児童生徒が6.5%在籍しているとの結果が示されています。

注：「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」
(平成24年文部科学省調査)

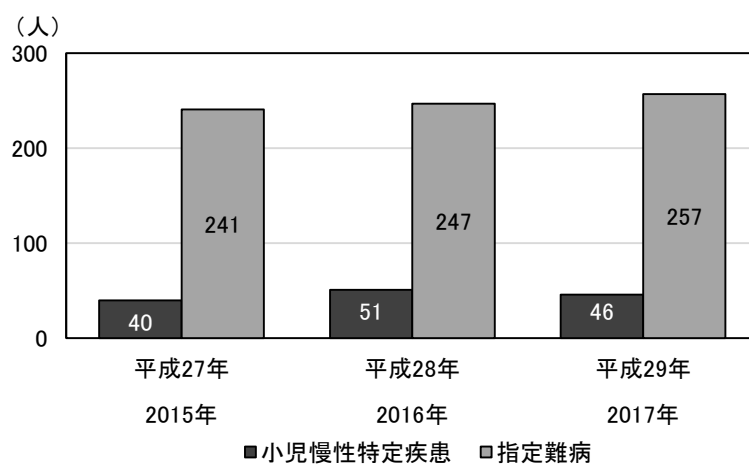
(3) 難病患者の状況

原因不明で治療方法が未確立である疾病を難病といいます。治療が極めて困難で、長期にわたり療養が必要なため、介助者への経済的・精神的負担が大きく、医療費が高額となる指定難病については、医療費が助成されます。

障害者総合支援法では、「難病患者」が障がいのある人の範囲に加えられ、障がい福祉サービスの対象となっています。平成27(2015)年7月に332疾病に拡大し、さらに平成29(2017)年4月から358疾病が対象となっています。

小児慢性特定疾患・指定難病の推移を見ると、小児慢性特定疾患はほぼ横ばいとなっており、指定難病は年々増加傾向にあります。

■小児慢性特定疾患・指定難病の推移



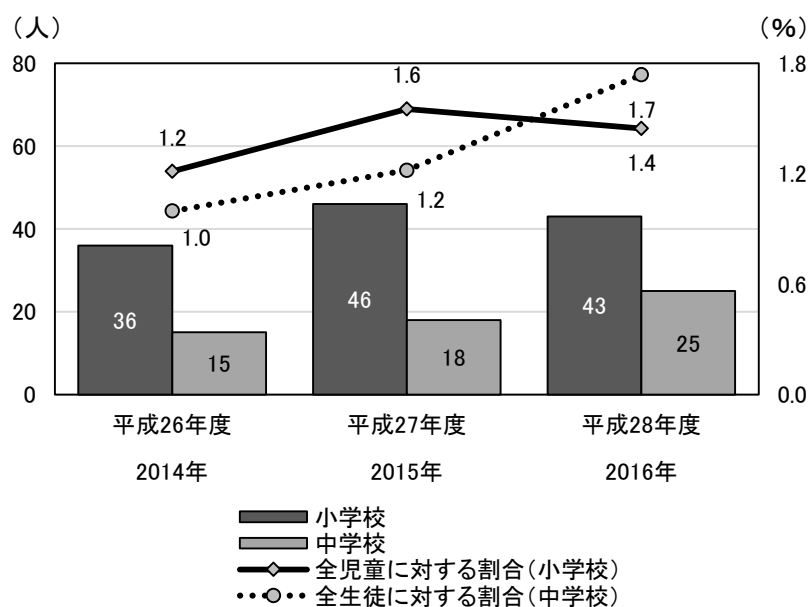
資料：瀬戸保健所（各年3月31日現在）

(4)障がいのある児童生徒の状況

特別支援学級に通う児童生徒数は、特に中学校において増加しています。小学校においては、平成26(2014)年度から平成27(2015)年度にかけて増加していますが、平成27(2015)年度から平成28(2016)年度にかけては横ばいとなっています。また、中学校の全生徒に対する割合は年々増加しています。

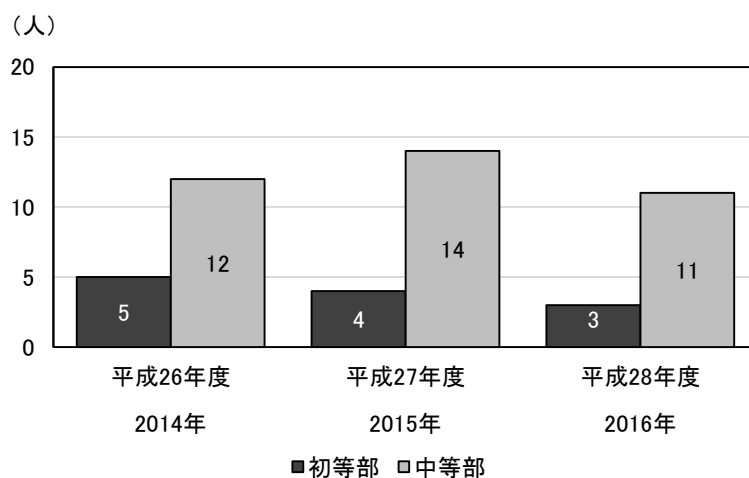
特別支援学校に通う児童生徒数は、初等部において減少しています。

■特別支援学級の児童生徒数・全児童生徒に対する割合の推移



資料：学校教育課（各年5月1日現在）

■特別支援学校の児童生徒数の推移



資料：学校教育課（各年5月1日現在）

3 団体ヒアリングのまとめ

計画の策定にあたり、基礎資料を得ることを目的として障がいのある人を取り巻く現状や課題、今後の方向性に関する意向などについて、本町の障がいのある子どもが通学する特別支援学校及び特別支援学級、障がいのある人が利用するサービス提供事業所、町内の障がい者団体から意見を聞きました。

(1) 特別支援学校・特別支援学級(12校)

① 児童生徒や保護者からの相談・要望・苦情について（自由記述）

- ・ 段差の解消や手話での会話、特にテスト実施における様々な配慮についての合理的配慮^{*}の要望がある
- ・ 交流学級などで、同学年児童生徒と交流する時間をもたせてほしいという要望がある
- ・ 卒業後の進路にどんな選択肢があるのか、就労についてなど、不安がある
- ・ 障がいの告知のタイミングや、登下校に付き添う期間についての相談がある
- ・ 児童生徒の問題行動に対する職員研修の要望がある

② 東郷町で不足していると思われるサービスや支援について（自由記述）

- ・ 肢体不自由のある児童生徒が過ごしやすい環境の充実
- ・ 就学前の早期療育施設として、児童発達支援センターが必要
- ・ 放課後子ども教室のような、公的機関としての放課後等デイサービス
- ・ 就労移行支援^{*}のための福祉サービス事業所

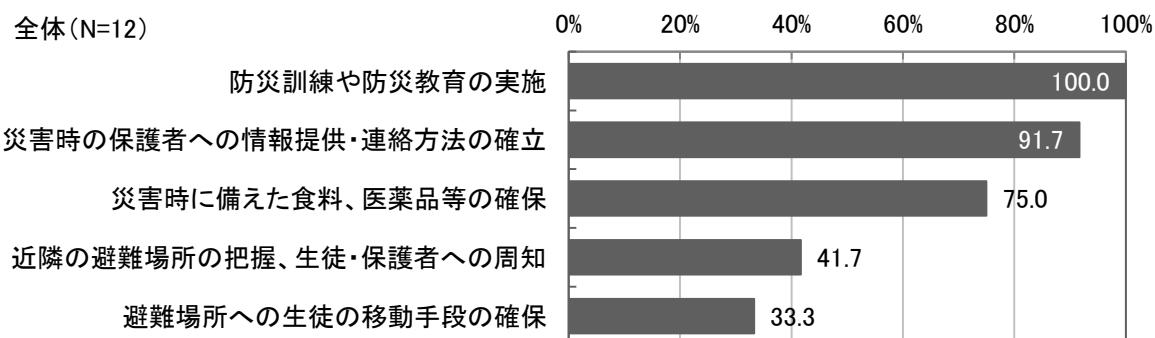
③ 今後連携したい住民団体やNPO・ボランティア団体などについて（自由記述）

- ・ 放課後等デイサービスとの連携や相談支援センター、就労支援団体や機関との連携を希望

④ 災害時施策について（複数回答）

- ・ 取り組んでいる災害時施策では「防災訓練や防災教育の実施」が100%、「災害時の保護者への情報提供・連絡方法の確立」が91.7%

■ 取り組んでいる災害時施策



注：上位5位のみ掲載しています

⑤障害者差別解消法について（単数回答）

- ・ 不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供について、「知っている」が100%
- ・ 障害者差別解消法の趣旨に基づき、取り組んでいることがあるかについて、「取り組んでいる（取り組む予定がある）」が91.7%

⑥障がい者を取り巻く現状や身近で感じている課題、東郷町に希望することなどについて（自由記述）

- ・ 早期療育施設の充実、支援員や介助員の人材確保、相談体制の充実が必要
- ・ 学校卒業後の就労支援の充実、就労後の支援や相談の充実などのサポートの整備
- ・ 放課後等デイサービスの充実
- ・ 障がいのある人とない人との相互理解、障がいのある人をもつ家族への支援も必要
- ・ 災害時の福祉避難所*の周知、障がい者へ情報提供手段の確保、道路環境の整備が必要
- ・ 特別支援学級に在籍していても、同学年の児童生徒との交流の機会や周囲との関わりあいを学ぶことができる機会がほしい

（2）サービス提供事業所（30 か所）

①今後、新規実施を予定しているサービスと提供開始時期

- ・ 平成 30（2018）年 4 月より「就労定着支援*」、平成 31（2019）年 4 月より「生活介護」「放課後等デイサービス」を実施予定
- ・ 実施時期は未定であるが「共同生活援助（グループホーム）」「障害児相談支援」を実施予定

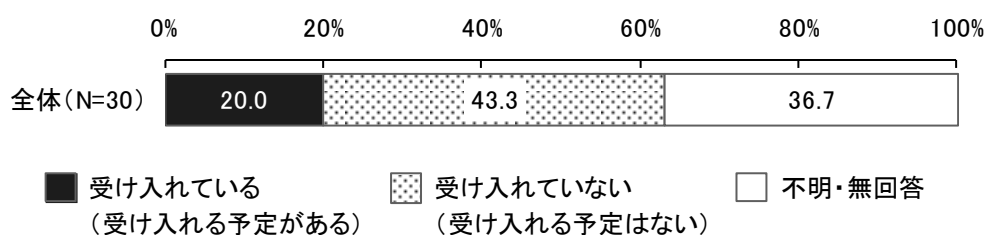
②「児童発達支援」「放課後等デイサービス」における医療的ケア児*の支援体制づくりについて（単数回答・自由記述）

- ・ 医療的ケア児の支援体制づくりに「取り組んでいる（取り組む予定がある）」事業所はない
- ・ 取り組んでいない理由について、「看護師等の人材配置や設備の整備が難しい」との意見が多い

③重症心身障がい児の受け入れについて（単数回答・自由記述）

- ・ 重症心身障がい児を「受け入れている（受け入れる予定がある）」が20.0%
- ・ 受け入れについての課題は、「医療的ケアなどを必要とする児童を受け入れる体制が整っていないこと」「一時預かり先がないこと」

■重症心身障がい児を受け入れているか、今後受け入れる予定があるか



④円滑な事業運営について（複数回答・自由記述）

- ・円滑な事業運営を進めていく上で感じる問題は、「職員の確保が難しい」が76.7%、「事務作業量が多い」が40.0%
 - ・安定した事業運営のためにも、利用者の確保が課題となっている
 - ・地域活動支援センターや相談支援の周知について、福祉課との連携が必要
 - ・職員の確保が難しく、職員が少ないと事務作業の負担が大きい
 - ・専門的知識の向上のための職員研修が必要
 - ・今後、地域移行を進めるためにも、事業所や学校、病院などとのスムーズな連携が必要
-

⑤利用者や家族からの相談・要望・苦情について（複数回答・自由記述）

- ・「サービスの利用量に関するもの」が56.7%、「サービスの質(スキル等)に関するもの」が40.0%、「その他」(子どもの就学や就労等の成長に伴う子育ての悩みや不安、障がい特性の理解についての相談等)が30.0%となっている
-

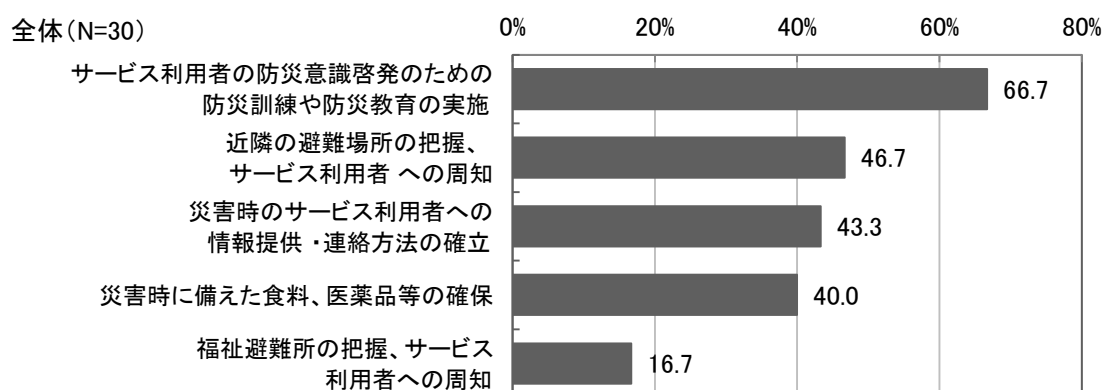
⑥東郷町で不足していると思われるサービスや支援について（自由記述）

- ・交通手段が少ないため、交通費の補助制度などの「移動支援」が必要
 - ・雇用促進のためにも、町内に「就労定着支援」「就労移行支援」があるとよい
 - ・設置にお金がかかるが、障がい者が地域で暮らせるサービスとして「グループホーム」が必要
 - ・個別の要望にきちんと応える支援内容を組み立てるための「相談支援」が必要
 - ・人員の確保が難しく、「短期入所」が不足している
 - ・医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の受け入れ体制が整っていない
 - ・余暇支援のできる事業所が不足しており、新規の受け入れができない
 - ・住み慣れた地域で親亡き後も暮らせるように「入所施設」等が必要
-

⑦災害時施策について（複数回答・自由記述）

- ・事業所が取り組んでいる災害時施策は「サービス利用者の防災意識啓発のための防災訓練や防災教育の実施」が66.7%、「近隣の避難場所の把握、サービス利用者への周知」が46.7%、「災害時のサービス利用者への情報提供・連絡方法の確立」が43.3%
 - ・災害時における課題は、「施設入所者の避難所への移動」「災害が起こった後のサービス利用の再開」
-

■取り組んでいる災害時施策



注：上位5位のみ掲載しています

⑧障害者差別解消法について（単数回答・自由記述）

- ・ 不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供について、「知っている」が96.7%
- ・ 障害者差別解消法の趣旨に基づき、取り組んでいることがあるかについて、「取り組んでいる（取り組む予定がある）」が69.0%
- ・ 【不当な差別的取扱い】については、禁止されている内容を説明する、研修会や講習会により職員研修をする、啓発活動をする等の取組をしている事業者がある
- ・ 【合理的配慮の提供】については、体調や障がい特性に応じた作業配置など個々の状態により配慮している、自己点検シートでスタッフに周知している等の取組をしている事業者がある

⑨障がい者を取り巻く現状や身近で感じている課題、東郷町に希望すること（自由記述）

- ・ 学校と連携して支援方法を統一することで、安心して通える学校になるとよい
- ・ 職業体験や支援学校での就労アセスメント等、就労支援や雇用促進を今以上に増やしてほしい
- ・ 施設外就労の際の交通費の補助があるとよい
- ・ 東郷町主催の催しは、家族同士のコミュニケーションの場、相談の場になっているので継続してほしい
- ・ 重度の方も軽度の方も、自立に向けた生活支援や楽しみを感じられるような居場所づくり
- ・ 町内に大きな病院がないので、医療体制の充実や医療面における勉強会の実施があるとよい
- ・ 障がいのある人もない人も、放課後児童クラブ等で共に活動する場があれば理解も深まる
- ・ 移動支援の充実と移動支援を支えるヘルパーの確保、歩道がなく歩きにくいので、バリアフリー※の充実

(3)障がい者団体(4団体)

①活動の課題・問題点について(複数回答)

- ・団体が活動するにあたっての課題や問題点は、「役員のなり手がいない」「新規メンバーの加入が少ない」「他の団体と交流する機会が乏しい」
-

②今後の団体の方向性等について(自由記述)

- ・現在の会員相互の親睦に加え、他市町の障がい者関係団体との交流により、つながりを作りたい
 - ・気軽に交流できる場として今後も活動していきたい
 - ・近年、参加者が少なくなっている現状なので、縮小も検討していく
-

③現状や課題、今後必要であると思われるサービスなどについて(自由記述)

- ・福祉事業所が少ない、移動支援のボランティア団体があるとよい
 - ・障がいのある人への理解の促進、交流機会の拡充と地域社会での交流の促進
 - ・福祉避難所を知るための体験事業があるとよい
 - ・福祉避難所の周知を団体としてできたらよい
-

④今後連携したい団体について(自由記述)

- ・近隣市の障がい者関係団体、ボランティア団体との連携を希望
-

⑤東郷町への要望について(自由記述)

- ・公共施設の段差解消、障がい者用トイレの設備、エレベーター、エスカレーターの充実などにより、日々の生活がしやすくなる
-

4 第4次東郷町障がい者計画の達成状況のまとめ

平成 27 (2015) 年 3 月に策定した「第 4 次東郷町障がい者計画」に位置付けている事業について、施策ごとに計画の指標項目の数値による比較を行いました。平成 28 (2016) 年度の実績値と平成 32 (2020) 年度の目標値を比較し、以下の区分で判定しています。結果は以下のとおりです。

【判定区分】

- A…目標達成
- B…進捗している（平成 25 (2013) 年度実績値より増加又は同等）
- C…進捗していない（平成 25 (2013) 年度実績値より低下）

施策体系		A	B	C	計
基本目標 1	1 相談支援体制と早期療育の充実	9	0	1	10
	2 共に育つ保育の充実	2	0	0	2
	3 共に学ぶ教育環境の充実	4	1	1	6
基本目標 2	1 障がいのある人の就労支援	0	3	0	3
	2 雇用の促進	2	0	1	3
基本目標 3	1 保健・医療・福祉・教育の連携	1	0	0	1
	2 相談体制の充実	4	2	0	6
	3 ホームヘルパー等を派遣するサービス	4	2	1	7
	4 身体機能の維持や創作活動等を提供するサービス	3	3	1	7
	5 障がいのある人を一時的に預かり介護負担を軽減するサービス	0	0	2	2
	6 障がいのある人が地域で生活する居住の場の提供・確保	3	1	1	5
	7 生活を支えるサービスの充実	4	1	4	9
	8 生活を支える経済的支援の充実	8	1	0	9
基本目標 4	1 身体とこころの健康を維持するための支援	2	1	1	4
	2 医療環境の充実	6	0	1	7
基本目標 5	1 障がいのある人への理解の促進	3	0	0	3
	2 交流機会の拡充と地域社会での交流の促進	1	0	1	2
	3 福祉教育・健康教育の充実	2	1	0	3
	4 多様な手段による情報バリアフリーの推進	2	1	2	5
基本目標 6	1 移動しやすいまちづくり・移動支援の充実	8	1	0	9
	2 防災・災害対策の充実	2	2	2	6
	3 権利擁護の充実	4	1	2	7
合計		74	21	21	116
判定区分の割合		63.8%	18.1%	18.1%	100.0%

注：各施策の判定については、資料編の「5 第 4 次東郷町障がい者計画（平成 27 年度～平成 29 年度）の評価」を参照ください。（P. 112～）

第3章 第4次東郷町障がい者計画 [見直し]

第1節 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本町では、第3次計画において「誰もが安心して自立した生活ができる社会」を基本理念に掲げ、障がい福祉施策を推進してきました。本町における障がいのある子どもやその保護者への支援体制の確立、地域の障がいに対する理解は、少しずつ進んできています。

今後は、障がいのある人がより安心して生活できる環境整備や、地域社会における障がいへのより深い理解を促進し、障がいの有無にかかわらず、自らの思いを実現できる社会のあり方が求められています。そのために、障がいのある人が地域社会の一員であると感じられるような社会参加の促進や障がいの種類や程度に応じて就労できる環境づくり、親亡き後も安心して生活を送れるような住まいの整備を行うことで、障がいのある人とない人が関わりあいながら共に生活していける地域となることが理想です。

また、重度の障がいがある人においても、より安心して暮らしていけるよう、医療体制の整備や生活支援サービスの充実、家族など障がいのある人を支える人への支援が欠かせません。

本計画については、平成27(2015)年度から開始された「第4次東郷町障がい者計画」の中間見直しであることから、前回計画の基本理念を踏襲しつつ、障がい福祉施策の進展や法制度改革、また、障がいのある人を取り巻く環境の変化や課題を踏まえ、以下を基本理念として掲げます。

基本理念1 障がいを理解し、共に生きるまちづくり

基本理念2 障がいのある人の社会活動参加

基本理念3 障がいのある人が安心できる環境整備

2 基本目標

本計画では、次の6点を基本目標とし、計画を推進します。

1 障がいのある子の育ち・学びへの支援

障がいの早期発見・早期療育に努め、一人一人の障がいの状態に対応した支援の充実を図ります。また、障がいのある子どもの成長段階に応じた切れ目のない支援体制を構築するとともに、障がいのある子どもとない子どもが共に学び、成長できる保育・教育環境の整備を進めます。

2 障がいのある人の就労環境の整備

障がいのある人の地域への社会参加や自己実現、経済的自立へとつなげるため、障がいのある人に対する就労支援や町内の企業への雇用促進の働きかけを行います。

3 日常生活を応援するサービスの充実

障害者総合支援法に基づき、障がいのある人が日常生活を円滑に送れるためのサービス提供体制の整備と質の向上を図ります。また、地域で安心して暮らせるための相談体制の充実や日常生活を営む上での居住環境の整備に努めます。

4 安心して健やかに暮らすための保健・医療の推進

障がいの予防と早期発見・早期対応を行うため、保健・医療・福祉の連携による一体的な心身の健康づくりを推進します。また、障がいのある人が円滑・迅速に医療を受けられるよう、医療環境の充実や経済的な助成を進めます。

5 障がいのある人もない人も共に生きる環境づくり

学校の場合での障がいに関する教育やイベントの中での啓発、交流を通して障がいのある人に対する差別や偏見の解消を図り、理解を促進します。

6 地域で安心して暮らせるまちづくり

障がいのある人が安心して生活できるように災害時支援や判断能力が不十分であっても権利が擁護される体制づくりなど、障がいのある人の生活を取り巻く環境全般の充実を図ります。

3 重点項目

本計画では、次の3点を重点項目とし、計画を推進します。

1 就労系サービスの充実

第5次東郷町総合計画における『10年後の姿』（平成32（2020）年度）の「各種助成金等の活用により、障がい者の雇用機会が拡大されています」を踏まえ、障がいのある人が自らの希望に応じて就労できるよう支援することを重点項目とします。

2 相談支援事業の充実

第5次東郷町総合計画における『10年後の姿』（平成32（2020）年度）の「問題を解決するための各種制度や施設などの社会資源を十分に活用できる指定相談支援事業が充実し、その中核的役割をなす自立支援協議会*が強化され、障がい者が地域で暮らすためのサポート体制が構築されています」を踏まえ、障がいのある人やその家族の多様な相談に応じられるよう、相談体制の充実を図ることを重点項目とします。

3 障がいに対する理解の促進

第5次東郷町総合計画における『10年後の姿』（平成32（2020）年度）の「障がい者理解が進み、福祉意識が高まっています」を踏まえ、障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、地域住民の障がいに対する理解促進や障がいのある人との地域社会での交流の促進を図ることを重点項目とします。

4 施策体系

基本目標	施策		具体的な事業
障がいのある子の育ち・学びへの支援 基本目標 1	(1) 相談体制と早期療育の充実	1	子育てに関する相談の実施
		2	療育システム
		3	なかよし教室
		4	らっこ教室
		5	児童発達支援事業所ハーモニーの推進 新規
		6	基本相談支援
		7	児童発達支援センターの設置
		8	ことばの相談
		9	4歳児発達相談 5歳児発達相談 すくすく発達相談（5歳児スクリーニング） 新規
		10	児童発達支援事業
	(2) 共に育つ保育の充実	1	障がい児等療育支援事業
		2	障がい児保育
	(3) 共に学ぶ教育環境の充実	1	就学指導
		2	特別支援教育
		3	発達障がいへの理解
		4	学校のバリアフリー化
		5	特別支援教育就学奨励費の支給
		6	放課後等デイサービス
障がいのある人の就労環境の整備 基本目標 2	(1) 障がいのある人の就労支援 重点項目	1	就労移行支援
		2	就労継続支援
		3	地域活動支援センター
		4	就労定着支援 新規
		5	更生訓練費給付事業 新規
	(2) 雇用の促進	1	町職員の障がい者雇用
		2	障がい者雇用の促進と就業支援
		3	雇用主や職場における障がい特性への理解促進

注：**新規**とある事業は、策定当時の計画にはなく、今回の見直しにより計画に位置付けた事業です。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">日常生活を応援するサービスの充実</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">基本目標3</p>	(1) 保健・医療・福祉・教育の連携	1	連携による総合的な保健・医療・福祉・教育サービスの体制
	(2) 相談体制の充実 重点項目	1	障がい者手帳の交付
		2	相談支援事業の実施
		3	難病相談
		4	精神保健福祉相談
		5	家族懇談会
		6	計画相談支援・障がい児相談支援
		7	地域相談支援 新規
	(3) ホームヘルパー等を派遣するサービス	1	居宅介護
		2	重度訪問介護
		3	重度障害者等包括支援
		4	同行援護
		5	行動援護
		6	移動支援
		7	訪問入浴サービス
	(4) 身体機能の維持や創作活動等を提供するサービス	1	生活介護
		2	療養介護
		3	自立訓練（機能訓練・生活訓練）
		4	地域活動支援センター【再掲】
		5	日中一時支援（タイムケア）
		6	児童発達支援事業【再掲】
		7	放課後等デイサービス【再掲】
		8	更生訓練費給付事業 新規 【再掲】
	(5) 障がいのある人を一時的に預かり介護負担を軽減するサービス	1	短期入所（ショートステイ）
		2	日中一時支援（日中ショート）
	(6) 障がいのある人が地域で生活する居住の場の提供・確保	1	施設入所支援
		2	共同生活援助（グループホーム）
		3	障がい児入所支援
		4	住宅改修費の助成
		5	人にやさしい住宅リフォーム事業費補助事業
		6	自立生活援助 新規
(7) 生活を支えるサービスの充実	1	寝具洗濯乾燥サービス	
	2	理髪サービス	
	3	家族介護支援事業（紙おむつの給付）	
	4	緊急通報システム	
	5	難病患者と家族の集い	
	6	NHK受信料の免除の周知等	
	7	補装具の交付	
	8	日常生活用具の給付	
	9	車いすの貸与	

サービスの充実 日常生活を応援する 基本目標3	(8) 生活を支える経済的支援の充実	1	国民年金加入・受給促進	
		2	障がい者扶助料	
		3	在日外国人重度障がい者福祉給付金の支給	
		4	特別障害者手当等	
		5	愛知県在宅重度障害者手当	
		6	心身障害者扶養共済	
		7	特別障害給付金の受給促進	
		8	特別児童扶養手当	
		9	共同生活援助（グループホーム）への支援	
安心して健やかに暮らすための 保健・医療の推進 基本目標4	(1) 身体とこころの健康を維持するための支援	1	健康診査	
		2	訪問指導（成人・精神）	
		3	健康相談	
		4	健康教育	
	(2) 医療環境の充実	1	訪問看護	
		2	障がい者医療費の支給	
		3	精神障がい者医療費の支給	
		4	自立支援医療（更生医療）	
		5	自立支援医療（精神科通院医療）	
		6	自立支援医療（育成医療）	
		7	後期高齢者福祉医療	
	障がいのある人もない人も 共に生きる環境づくり 基本目標5	(1) 障がいのある人への理解の促進 重点項目	1	職員研修
			2	障がいのある人への理解
3			「障害者差別解消法」についての周知・啓発	
(2) 交流機会の拡充と地域社会での交流の促進 重点項目		1	障がい者団体の支援	
		2	スポーツ・レクリエーション大会	
(3) 福祉教育・健康教育の充実		1	各学校における福祉教育の推進	
		2	東郷町社会福祉協力校事業	
		3	青少年等ボランティア福祉体験学習事業	
(4) 多様な手段による情報バリアフリーの推進		1	音訳広報等	
		2	点字図書貸出	
		3	コミュニケーション支援	
		4	選挙における障がいのある人への支援	
		5	ボランティアの養成	

地域で安心して暮らせる まちづくり 基本目標 6	(1) 移動しやすいまちづくり・ 移動支援の充実	1	人にやさしいまちづくり計画の推進
		2	障がい者タクシー料金助成
		3	外出支援サービス
		4	障がい者用自動車改造費の補助
		5	自動車運転免許取得費の補助
		6	駐車可の標章の交付の周知
		7	各交通料金の割引の周知
		8	軽自動車税の減免
		9	巡回バス運行事業
	(2) 防災・災害対策の充実	1	避難行動要支援者の把握
		2	災害時の支援体制・協力体制の確立
		3	災害ボランティア
		4	福祉避難所の設置
		5	各地区における避難行動要支援者への災害時支援
		6	ファックス・携帯電話による 119 番受付
	(3) 権利擁護の充実	1	権利擁護の実施と普及
		2	尾張東部成年後見センターとの連携
		3	法律の周知・啓発
		4	障がい者虐待における支援体制
		5	連携協力体制整備事業
		6	虐待防止対策支援事業
7		障がい者虐待に係る居室確保事業	

第2節 施策の方向と実施目標

基本目標1 障がいのある子の育ち・学びへの支援

(1) 相談体制と早期療育の充実

▶ 現状・課題

障がいの早期発見・早期療育は、その後の障がいのある子どもへの支援やその保護者の安心できる暮らしにつながります。保護者にとって育児をする上では不安はつきものであり、特に障がいの疑いのある子どもを育てる保護者は様々な悩みを抱えがちになります。そういった保護者の不安を解消するための相談機関の充実や、同じ悩みを持つ保護者との交流が必要です。

事業所への調査では、利用者やその家族からの相談や要望について、子どもの就学・就労等の成長に伴う子育ての悩みや不安、障がい特性の理解についての相談などがあがっています。障がいのある子どもへの療育支援をより強化することはもちろん、相談支援の充実や分かりやすい情報提供、相談支援センターと学校などの関係機関との連携体制を構築することで、保護者の悩みに寄り添うことが重要です。

本町では、障がいのある子どもやその保護者を対象にした相談支援・交流の場を子どものライフステージに合わせて提供しています。発達に遅れのある子どもは増加傾向にあるため、現在の支援体制を一層充実させることが求められます。

▶ 施策の方向

- 障がいの早期発見のため、各種相談事業を充実します。
- 障がいのある子どもを早期に適切な療育につなげるため、成長段階に応じた療育支援を行います。
- 「発達障がい早期総合支援連絡協議会」など様々な関係機関が集結する場において情報交換等を行い、支援体制を充実します。

➤ 具体的な事業

No.	事業	方針	担当課	
1	子育てに関する相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児健診時の相談や育児相談、家庭児童相談、こども相談、妊産婦・乳幼児の訪問指導により発達の遅れの早期発見、その後の支援へとつなげます。 ○こども相談を実施することにより、発達の遅れや障がいのある子どもの保護者が抱く育児不安の解消に努めます。 ○相談実施の地区担当制について保護者に広く周知し、相談しやすい環境を整備します。 	健康課 こども課	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		こども相談（障がいのある人分）の相談件数	259 件	充実
2	療育システム	<ul style="list-style-type: none"> ○「発達障がい早期総合支援連絡協議会」を実施し、関係機関との連携を強化することで、障がいの早期発見や適切な療育へとつなげます。 ○毎月 1 回「療育連絡会」を実施し、支援が必要な子どもについて関連課間での情報共有を図ります。 ○「支援ノート（サポートブック）」を関係機関間で作成・活用し、情報共有を行うことで、障がいのある子どものライフステージに合わせた切れ目のない支援を行います。 	福祉課 健康課 こども課 学校教育課	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		関係機関との連携・調整	17 回	充実
3	なかよし教室	<ul style="list-style-type: none"> ○発達の遅れや障がいのある子どもの保護者に対し、遊びを通じて子どもの発達を促し、保護者が子どもとの上手な関わり方を身につけられるよう、親子教室を実施します。 ○1 歳 6 か月児健診等の健診受診時に、心身の順調な発育を促す教室勧誘等の個別の助言・指導を行います。 ○乳幼児健診の経過観察を行うことで、発育・発達の異常を早期に発見します。 ○児童館や子育て支援センターとの連携により、発達に遅れのある子どもでも参加できる教室の開催を検討し、支援体制の充実を図ります。 	健康課	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		参加実人数	91 人	継続

No.	事業	方針	担当課					
4	らっこ教室	○発達の遅れや障がいのある子どもと保護者に対し、基本的な身辺自立やコミュニケーションの確立を図ります。	こども課					
		○様々な障がいのある子どもに対して各機関と連携を取り、就園に向けての支援を行います。						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状 (H28 年度)</th> <th>目標 (H32 年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>らっこ教室の定員</td> <td>15 人</td> <td>継続</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)	らっこ教室の定員	15 人	継続
指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)						
らっこ教室の定員	15 人	継続						
5	児童発達支援事業所ハーモニーの推進 新規	○発達の遅れや障がいのある子どもと保護者に対し、基本的な動作訓練や相談、情報提供等を実施します。	こども課					
		○児童発達支援事業所ハーモニーにおいて、多様な障がいに合わせた対応を行います。						
		○障がいのある子どもに対応するため、受け入れ体制の整備とサービスの拡充を図ります。						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状 (H28 年度)</th> <th>目標 (H32 年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童発達支援事業所の定員</td> <td>30 人</td> <td>継続</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)	児童発達支援事業所の定員	30 人	継続		
指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)						
児童発達支援事業所の定員	30 人	継続						
6	基本相談支援	○障がい者相談支援センター「ローゼル」において、障がいのある子どもの豊かな発達を支援するため、適切な相談、指導等を実施できる体制を充実します。	福祉課					
		○障がい児通所支援事業所との連携を強化することで、利用しやすい相談体制を構築します。						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状 (H28 年度)</th> <th>目標 (H32 年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子どもに関する相談件数</td> <td>82 件</td> <td>充実</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)	子どもに関する相談件数	82 件	充実
指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)						
子どもに関する相談件数	82 件	充実						
7	児童発達支援センターの設置	○「発達障がい早期総合支援連絡協議会」や「自立支援協議会」から情報を得て、児童発達支援センターの設置について検討します。	福祉課 健康課 こども課					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状 (H28 年度)</th> <th>目標 (H32 年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童発達支援センターの設置</td> <td>未設置</td> <td>設置</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)	児童発達支援センターの設置	未設置	設置
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)				
児童発達支援センターの設置	未設置	設置						
8	ことばの相談	○ことばの遅れが疑われる子どもや育児不安のある家族を1歳6か月健診等で発見し、心理相談員による発達相談を実施します。	健康課					
		○希望者が増加しているため、実施日の拡充を検討します。						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状 (H28 年度)</th> <th>目標 (H32 年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談延べ人数</td> <td>55 人</td> <td>充実</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)	相談延べ人数	55 人	充実
指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)						
相談延べ人数	55 人	充実						

No.	事業	方針	担当課						
9	4歳児発達相談 5歳児発達相談 すくすく発達相談（5歳児スクリーニング） 新規	<p>○集団生活において、社会性の発達や自己統制力に弱さのある子どもに対し、就学前の早期から保護者への育児支援等の対応を行うとともに、健全な育成に向けて、関係課及び機関と連携を図ります。</p> <p>○町内の保育園・幼稚園に通う年中児の保護者へアンケートを実施し、支援が必要な子どもの行動観察を行い、支援内容を検討します。</p>	健康課						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状 (H28 年度)</th> <th>目標 (H32 年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4歳・5歳児発達相談の相談延べ人数</td> <td>19人</td> <td>充実</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)	4歳・5歳児発達相談の相談延べ人数	19人	充実	
	指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)						
4歳・5歳児発達相談の相談延べ人数	19人	充実							
10	児童発達支援事業	<p>○未就学の障がいのある乳幼児に対して、児童福祉法に基づいた日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等のサービスを提供します。</p>	福祉課						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状 (H28 年度)</th> <th>目標 (H32 年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用延べ日数/月</td> <td>322日</td> <td>450日</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)	利用延べ日数/月	322日	450日	
	指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)						
利用延べ日数/月	322日	450日							

(2) 共に育つ保育の充実

➤ 現状・課題

障がいのある子どもが地域の中で伸び伸びと成長していくためには、早期から障がいのある子どもとない子どもと一緒に保育を受け、様々な子ども同士が関わりながら、集団生活に慣れ親しんでいくことが大切です。

本町では、愛知県からの専門職員の訪問による障がいのある子どもへの通園の支援や、保育園での円滑な受け入れ体制を整備するため、保育士への研修を行っています。

➤ 施策の方向

○障がいのある子どもが安心して保育を受けられる環境を今後も提供します。

○愛知県の専門機関との連携や保育士への研修によって、障がい児保育従事者の専門性の向上を図ります。

➤ 具体的な事業

No.	事業	方針		担当課
1	障がい児等療育支援事業	○保育園等に通う障がいのある子どもが集団生活に適応できるよう、愛知県の障害児等療育支援事業を実施する職員等が町内の保育園を訪問し、障がいの特性に応じた専門的な支援を実施します。		福祉課 健康課 こども課
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		支援の実施	3 件	継続
2	障がい児保育	○障がいのある子どもの心身の発達を促すとともに、障がいのない子どもが障がいに対する理解を早期から深められるよう、保育園において障がいのある子どもの受け入れを行います。 ○保育士の専門性の向上を図るため、勉強会を定期的に行い、児童発達支援事業所との連携を図りながら個々の発達に合った保育支援を行います。		こども課
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		支援の実施	実施	継続

(3) 共に学ぶ教育環境の充実

▶ 現状・課題

子どもたちの成長に大きく関わる教育環境において、障がいのある子どもとない子どもがそれぞれの個性を認めながら共に学び合うことは、誰もが生きやすい共生社会の実現へとつながります。また、障がいの有無を問わず、全ての子どもが共に学ぶことを理念とするインクルーシブ教育*が国では推進されています。

本町の中学校の全生徒に対する特別支援学級の生徒数の割合は年々増加しており、障がいのある子どもの状況や、ニーズを踏まえた支援・指導が求められています。また、特別支援学校・特別支援学級への調査では、特別支援学級に在籍していても、同学年の児童生徒との交流の機会や周囲との関わりあい方を学ぶことができる機会がほしい等の保護者の要望があり、障がいのない子どもの障がいに対する理解の促進が必要となっています。

本町では、就学時における保護者への指導や障がいのある子どものための個別指導計画等の作成、経済的な支援によって障がいのある子どもが円滑な学校生活を送れるよう支援しています。また、各学校において、障がいのある子どもを受け入れる体制を整えるため、障がいへの理解を促す教育やバリアフリー化を進めています。

▶ 施策の方向

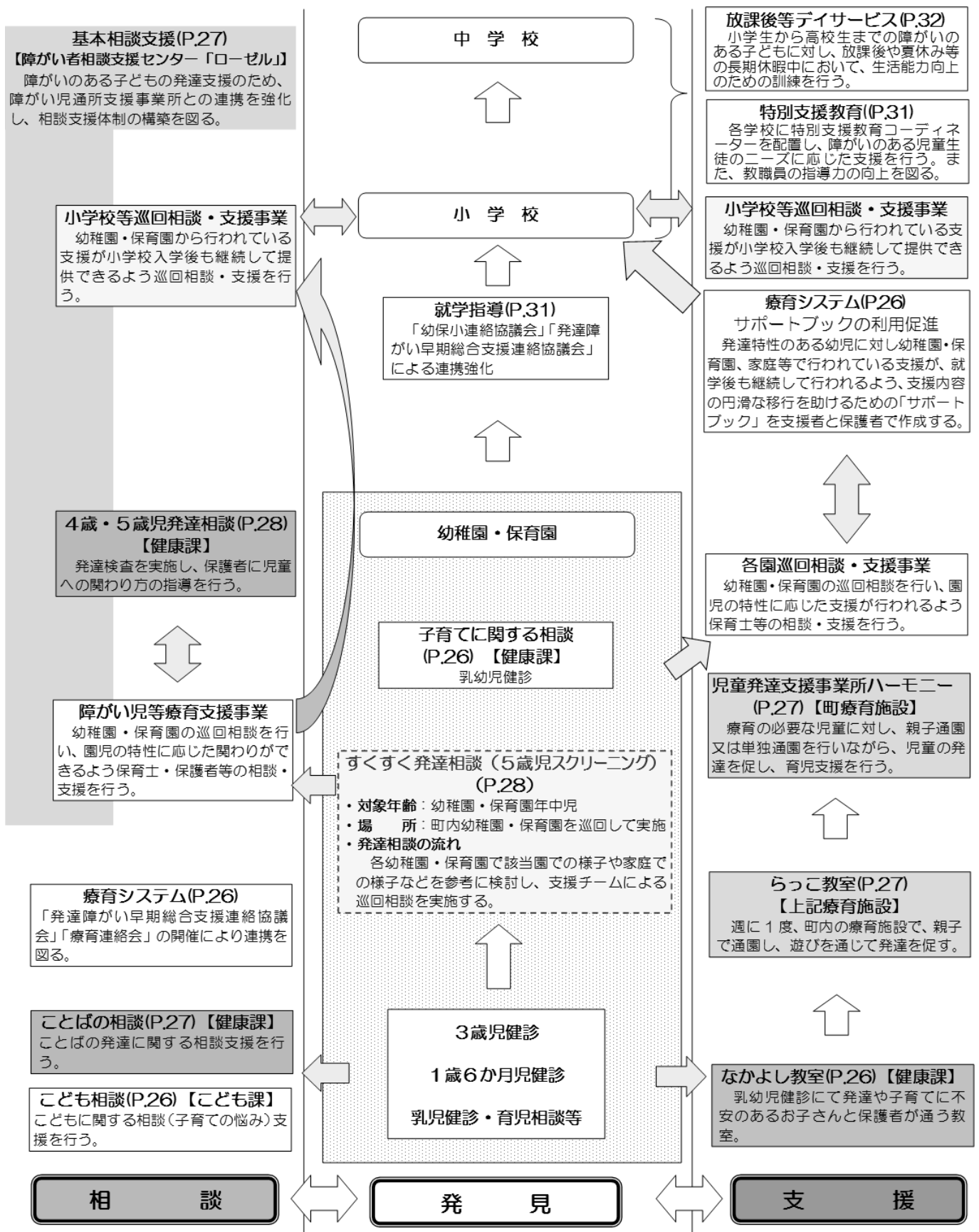
- 障がいの有無にかかわらず、子どもたちが共に学び、個性を伸ばし伸ばしと発揮できる環境を提供するため、特別支援学級の設置や通級指導の実施、国で進められているインクルーシブ教育の体制構築に取り組んでいきます。

➤ 具体的な事業

No.	事業	方針	担当課						
1	就学指導	<p>○就学を指導する組織において、保護者等の意見を尊重しながら、発達や状態に応じた適切な教育機会を提供するための検討や、保育園・幼稚園への訪問や面談、幼保小連絡協議会等の実施を通じ、関係機関との連携を強化します。</p> <p>○各学校へ巡回相談を実施し、発達障がいのある児童生徒への支援について、教育関係者と専門職が検討します。</p> <p>○適切な就学を支援するため、障がいのある児童生徒に関する保護者の理解を深める教育を実施します。</p> <p>○「発達障がい早期総合支援連絡協議会」を通じた関係機関との連携強化によって、児童生徒の特性を踏まえた教育を推進します。</p>	学校教育課 健康課						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状 (H28 年度)</th> <th>目標 (H32 年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就学指導を実施した児童生徒数</td> <td>26 人</td> <td>継続</td> </tr> </tbody> </table>		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)	就学指導を実施した児童生徒数	26 人	継続
		指標		現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)				
就学指導を実施した児童生徒数	26 人	継続							
2	特別支援教育	<p>○「個別指導計画」又は「個別支援計画」を作成し、きめ細かな指導に努めます。</p> <p>○各学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、障がいのある児童生徒のニーズに応じた支援を行います。</p> <p>○研究会や特別支援学校の教員の招へい、巡回相談の実施等を通じ、教職員の指導力の向上を図ります。</p>	学校教育課						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状 (H28 年度)</th> <th>目標 (H32 年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別支援学級の児童生徒数</td> <td>68 人</td> <td>継続</td> </tr> </tbody> </table>		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)	特別支援学級の児童生徒数	68 人	継続
		指標		現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)				
特別支援学級の児童生徒数	68 人	継続							
3	発達障がいへの理解	<p>○LD（学習障がい）、AD/HD（注意欠陥/多動性障がい）、自閉症スペクトラム障がい※等への理解を促進するため、教職員や児童生徒に対し発達障がいに対する理解を深める教育を推進します。</p>	学校教育課						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状 (H28 年度)</th> <th>目標 (H32 年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別支援教育に係る研修参加人数</td> <td>51 人</td> <td>継続</td> </tr> </tbody> </table>		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)	特別支援教育に係る研修参加人数	51 人	継続
		指標		現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)				
特別支援教育に係る研修参加人数	51 人	継続							

No.	事業	方針	担当課						
4	学校のバリアフリー化	<p>○障がいのある児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学校施設を順次改修し、バリアフリー化を推進します。</p> <p>○各学校と連携しながら、多様な障がいの種類に対応できる施設整備を推進します。</p> <p>○障がい等により学校生活への適応が困難な児童生徒が、円滑に学校生活を過ごせるよう、全学校に生活介助員を配置します。</p>	学校教育課						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状 (H28 年度)</th> <th>目標 (H32 年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障がい者トイレの設置校数</td> <td>7校 (9箇所)</td> <td>9校 (11箇所)</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)	障がい者トイレの設置校数	7校 (9箇所)	9校 (11箇所)	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)					
障がい者トイレの設置校数	7校 (9箇所)	9校 (11箇所)							
5	特別支援教育 就学奨励費の 支給	<p>○特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の負担軽減を図るため、奨励費を支給します。</p> <p>○制度の周知に努めます。</p>	学校教育課						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状 (H28 年度)</th> <th>目標 (H32 年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>奨励費支給人数</td> <td>63人</td> <td>継続</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)	奨励費支給人数	63人	継続	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)					
奨励費支給人数	63人	継続							
6	放課後等デイ サービス	<p>○小学生から高校生までの障がいのある子どもに対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を提供します。</p>	福祉課						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状 (H28 年度)</th> <th>目標 (H32 年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用延べ日数/月</td> <td>635日</td> <td>1,080日</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)	利用延べ日数/月	635日	1,080日	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)					
利用延べ日数/月	635日	1,080日							

■中学校までの成長に沿った障がい児支援のイメージ図



基本目標2 障がいのある人の就労環境の整備

(1) 障がいのある人の就労支援

➤ 現状・課題

障がいのある人が就労によって社会参加・社会貢献することは、障がいのある人の生きがいのある暮らしや経済的な自立につながります。

事業所への調査では、障がいのある人の就労環境の整備について、もっと気軽に働くことの体験ができる場や町内における就労支援が求められています。

障がいのある人の就労に向けては、就労に必要な知能や能力を向上させていく訓練や企業との適切なマッチングが求められます。

➤ 施策の方向

○障がいのある人がそれぞれの能力や特性に適した環境で就労できるよう、相談支援や訓練の場の整備・充実など、一貫した就労支援を行います。

○町内で不足している事業所を補完するため、新たな事業所の誘致の研究や、近隣市との連携を行います。

➤ 具体的な事業

No.	事業	方針	担当課	
1	就労移行支援	○一般企業等への就労を希望する障がいのある人を対象に、一定期間、生産活動やその他活動の機会並びに就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を提供します。	福祉課	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		利用延べ日数/月	157 日	288 日
2	就労継続支援	○一般企業等に雇用されることが困難な障がいのある人を対象に、就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練の場を提供します。	福祉課	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		利用延べ日数/月	A型※418 日 B型※670 日	A型 548 日 B型 876 日

No.	事業	方針	担当課	
3	地域活動支援センター	○障がいのある人に創作的活動や生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活が送れるよう支援します。	福祉課	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		利用延べ日数/月	126 日	150 日
4	就労定着支援 新規	○就労移行支援事業等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人に対し、就労に伴う生活面の課題などに対応するため、企業や家族との連絡調整や指導・支援を行います。	福祉課	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		利用延べ人数/月	—	11 人
5	更生訓練費給付事業 新規	○就労移行支援事業や自立訓練事業を利用している人に対し、訓練に必要な経費や交通費を助成します。	福祉課	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		利用延べ人数/月	10 人	13 人

(2)雇用の促進

▶ 現状・課題

障がいのある人の就労にあたり、雇用する企業や共に働く人が、障がいのある人の雇用に関して正しく理解することが大切です。

平成 25 (2013) 年に障害者雇用促進法が一部改正され、法定雇用率の引き上げや、障がいのある人の雇用を行わなければならない企業の拡大が示されています。また、平成 30 (2018) 年度から精神障がいのある人の雇用が義務付けられます。

特別支援学校・特別支援学級への調査では、学校卒業後の就労支援とともに、就労後の支援や相談の充実が求められています。また、障がいのある人が継続的に働くことができるよう、職場における障がいに対する正しい理解を促進することや、職場のバリアフリー化が必要です。

▶ 施策の方向

- 障がいのある人が身近な地域で継続して働くことができるよう、町内の企業における適切な雇用環境の整備に向けた支援を行います。
- 障がいのある人のそれぞれの特性に応じた就労が可能となるよう、多様な関係機関と連携し、本人の希望や適性にあった企業と障がいのある人を結びつけられるよう支援します。
- 障がいのある人が就職した企業に対し、障がいに関する相談や助言を行うことで、障がいのある人が継続的に働くことができる環境を整備します。

▶ 具体的な事業

No.	事業	方針		担当課
1	町職員の障がい者雇用	○短時間雇用等幅広い雇用形態も検討に加え、法定雇用率の達成を図ります。		人事秘書課
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		町職員の障がい者雇用率	3.17% (法定雇用率 2.3%)	法定雇用率

No.	事業	方針	担当課						
2	障がい者雇用の促進と就業支援	<p>○就職を希望する障がいのある人に対し、ハローワークや尾張東部障がい者就業・生活支援センター※、就労移行支援事業所等の関係機関との連携を強化し、就労を支援します。</p> <p>○町内の障がい者相談支援センターと連携し、相談対応を実施します。</p> <p>○町内の企業に対し、障がい者雇用に関わる助成制度等の活用促進を働きかけ、安定した就業の確保を支援します。</p>	福祉課						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状 (H28 年度)</th> <th>目標 (H32 年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関係機関との連携</td> <td>実施</td> <td>継続</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)	関係機関との連携	実施	継続	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)					
関係機関との連携	実施	継続							
3	雇用主や職場における障がい特性への理解促進	<p>○職場における合理的配慮の考え方等についての理解促進を図るための啓発活動を行い、就労後の企業からの相談に対応するなど、職場定着を支援します。</p>	福祉課						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状 (H28 年度)</th> <th>目標 (H32 年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理解促進の啓発活動</td> <td>未実施</td> <td>実施</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)	理解促進の啓発活動	未実施	実施	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)					
理解促進の啓発活動	未実施	実施							

基本目標3 日常生活を応援するサービスの充実

(1) 保健・医療・福祉・教育の連携

▶ 現状・課題

障がいのある人が地域で安心して暮らしていくためには、保健・医療・福祉・教育などの様々な関係課・関係機関が連携し、障がいのある人の特性に応じたサービスの提供体制の整備が求められます。

特別支援学校・特別支援学級への調査では、今後連携したい住民団体やNPO・ボランティア団体として、放課後等デイサービスとの連携や相談支援センター、就労支援団体・機関との連携を希望しています。意欲のある事業所・機関を筆頭に、保健・医療・福祉・教育の様々な分野間での連携や事業所間での連携がスムーズに実施されるよう、ネットワークの整備が必要です。

本町では、現在サービス担当者会議や自立支援協議会専門部会を開催しており、少しずつ顔の見える関係が事業所間で構築されているため、より一層の連携の強化に努め、適切なサービスの提供につなげます。

▶ 施策の方向

- 保健・医療・福祉・教育など障がいのある人を取り巻く多様な関係課・事業所間での連携体制を構築することで、各種サービスを適切に調整・提供します。
- 各関係団体・機関が集まる場において、効果的な情報交換や話し合いが行われるよう、話し合う目的や内容等を整理します。

➤ 具体的な事業

No.	事業	方針		担当課
1	連携による総合的な保健・医療・福祉・教育サービスの体制	<ul style="list-style-type: none"> ○保健・医療・福祉・教育のそれぞれの分野の関係者が、サービス調整・情報交換等を実施できる個別支援会議を開催し、連絡を密に行うことで、各サービスが連携して提供されるよう支援します。 ○自立支援協議会の全体会を開催し、関係機関との意見交換を行います。 ○自立支援協議会の専門部会において、関係機関と連携しながら適切なサービスの提供につなげます。 ○医療的ケアを必要とする障がい児に対し、多分野にまたがる支援の調整を行い、適切な利用へつなげるコーディネーターの養成を図ります。 		福祉課 健康課 保険医療課 こども課 学校教育課 社会福祉協議会
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		連携によるサービス提供体制の強化・充実	実施	継続

(2) 相談体制の充実

➤ 現状・課題

障がいのある人が安心して暮らしていくためには、必要なサービスを適切に選択、決定、利用できるための相談の場や、日々の生活の困りごとを解決する場が必要です。

事業所への調査では、不足しているサービスや支援の1つとして、「相談支援」があがっており、一人一人の障がいの状態や、利用者とその周りの家族の要望を踏まえたサービスを提供できるよう、各種サービス利用や日常の悩みを相談する体制を充実させていくことが求められます。

また、障害者総合支援法の成立により、難病等が障がいのある人の範囲に加えられたことを踏まえ、サービス利用の円滑化を図る必要があります。

本町では、地域活動支援センター「柏葉」と東郷町障がい者相談支援センター「ローゼル」において相談支援の業務を行っています。また、保健所と連携して、多様な相談に対応できる体制を整備します。

➤ 施策の方向

- 各機関と連携し、障がいの特性に応じた相談体制の整備を充実します。
- 情報提供の方法を分かりやすくすることで、障がいのある人やその家族の各種サービスの利用促進を図ります。

➤ 具体的な事業

No.	事業	方針		担当課
1	障がい者手帳の交付	○各種障がい福祉サービスを利用しやすいものにするため、障がい者手帳取得の相談・指導を行い、障がい者手帳の交付につなげます。		福祉課
		○手帳交付時に各種サービスの説明と申請手続きを行います。		
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
	手帳交付における支援	実施	継続	

No.	事業	方針	担当課															
2	相談支援事業の実施	<p>○東郷町障がい者相談支援センター「ローゼル」において、身体障がいのある人、知的障がいのある人、障がいのある子どもの相談支援を実施します。</p> <p>○地域活動支援センター「柏葉」において、精神障がいのある人の相談支援を実施します。</p> <p>○障がい者相談支援センターの周知を図り、わかりやすく気軽に相談できる体制を整備します。</p>	福祉課															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状 (H28 年度)</th> <th>目標 (H32 年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障がい者相談支援センターの周知</td> <td>実施</td> <td>充実</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)	障がい者相談支援センターの周知	実施	充実										
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)														
障がい者相談支援センターの周知	実施	充実																
3	難病相談	<p>○保健所で実施する医療相談や、訪問相談、電話相談等について周知し、難病患者の療養や生活の支援を行います。</p>	福祉課 健康課 (瀬戸保健所)															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状 (H28 年度)</th> <th>目標 (H32 年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数 (瀬戸保健所管内)</td> <td>116 件</td> <td>継続</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)	相談件数 (瀬戸保健所管内)	116 件	継続										
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)														
相談件数 (瀬戸保健所管内)	116 件	継続																
4	精神保健福祉相談	<p>○精神障がいのある人に対し、こころの健康、社会復帰、福祉制度等について電話や面接、訪問による相談を行います。</p> <p>○地域の関係機関と協力し、相談内容に応じた機関を紹介します。</p>	福祉課 健康課															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状 (H28 年度)</th> <th>目標 (H32 年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・瀬戸保健所 (管内)</td> <td>1,302 件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・地域活動支援センター「柏葉」</td> <td>3,419 件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・東郷町障がい者相談支援センター「ローゼル」</td> <td>9 件</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)	相談件数			・瀬戸保健所 (管内)	1,302 件		・地域活動支援センター「柏葉」	3,419 件		・東郷町障がい者相談支援センター「ローゼル」	9 件		継続
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)														
相談件数																		
・瀬戸保健所 (管内)	1,302 件																	
・地域活動支援センター「柏葉」	3,419 件																	
・東郷町障がい者相談支援センター「ローゼル」	9 件																	
5	家族懇談会	<p>○精神障がいのある人の家族に対して、障がいの知識の普及や孤立感の軽減、療養支援の技術や意欲の向上を図るため、保健所で教室やセミナー、交流会を実施します。</p> <p>○保健所において、家族会等の実施箇所の増設を検討し、より身近な場所で多くの家族が参加できる体制を整えます。</p> <p>○保健所と連携して、地域の関係機関で実施している家族会等を紹介します。</p>	福祉課 健康課 (瀬戸保健所)															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状 (H28 年度)</th> <th>目標 (H32 年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加延べ人数 (瀬戸保健所管内)</td> <td>115 人</td> <td>継続</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)	参加延べ人数 (瀬戸保健所管内)	115 人	継続										
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)														
参加延べ人数 (瀬戸保健所管内)	115 人	継続																

No.	事業	方針	担当課	
6	計画相談*支援 ・障がい児相談支援	○障がいのある人や障がいのある子どもの心身の状態に応じたきめ細やかなサービスを提供するため、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画やモニタリング*報告書の作成を行います。	福祉課	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		サービス等利用計画などの 延べ作成件数	679 件	936 件
7	地域相談支援 新規	○入所施設や精神科病院等から退所・退院する際に支援を要する人に対し、入所施設や精神科病院等での地域移行の取組と連携し、地域移行に向けた支援をします。	福祉課	
		○入所施設や精神科病院等から退所・退院した人、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等に対し、地域生活を継続するための支援をします。		
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
	地域移行支援の実利用人数	1 人	2 人	

(3)ホームヘルパー等を派遣するサービス

➤ 現状・課題

障がいのある人やその家族が自宅で安心して暮らしていくためには、日常生活を支援する訪問系サービスが必要に応じて提供されることが不可欠です。

本町では、各訪問系サービスによる支援を必要な人に対して提供しています。

➤ 施策の方向

○今後も障がいのある人が地域で安心して暮らし続けることができるよう、訪問系サービスやサービス提供事業所等の情報提供、事業所間の連携強化を図ります。

➤ 具体的な事業

No.	事業	方針	担当課	
1	居宅介護	○居宅における入浴、排せつ等の身体介護や、居室の清掃や食事の準備等の家事援助を提供します。	福祉課	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		利用延べ時間/月	302 時間	363 時間
2	重度訪問介護	○重度の肢体不自由、または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり、常時介護を要する人に対し、居宅における入浴、排せつ、食事の介護等や、外出時の移動中の介護を総合的に行うサービスを提供します。	福祉課	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		利用延べ時間/月	0 時間	必要に応じて提供
3	重度障害者等包括支援	○介護の必要の程度が著しく高い人に対し、居宅介護を始めとする、複数の福祉サービスを包括的に提供します。	福祉課	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		利用延べ時間/月	0 時間	必要に応じて提供

No.	事業	方針	担当課	
4	同行援護	○重度の視覚障がいのある人に対し、移動時及びそれに伴う外出先において、必要な視覚的情報の支援や移動の援護、排せつ・食事等の介護、その他外出する際に必要なサービスを提供します。	福祉課	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		利用延べ時間/月	15 時間	40 時間
5	行動援護	○知的又は精神の障がいにより、行動上著しい困難がある人で常時介護を必要とする人に対し、行動の際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護等のサービスを提供します。	福祉課	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		利用延べ時間/月	0 時間	必要に応じて提供
6	移動支援	○屋外での移動が困難な障がいのある人や障がいのある子どもの社会参加を促進するため、外出時の円滑な移動に必要なサービスを提供します。	福祉課	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		利用延べ時間/月	101 時間	130 時間
7	訪問入浴サービス	○居宅での生活を支援するため、身体障がいのある人の居宅を訪問し、移動入浴車による入浴サービスを提供します。	福祉課	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		利用延べ日数/月	22 日	25 日

(4) 身体機能の維持や創作活動等を提供するサービス

▶ 現状・課題

障がいのある人に生活機能訓練や創作的活動の場を提供することは、身体能力の向上や、生きがいのある暮らしにつながります。

本町では、障がいのある人の日常生活を支援する通所施設や、身体機能を向上させる場、社会交流や創作活動の実践の場、障がいのある子どもに対する訓練の場等を提供しています。

▶ 施策の方向

○今後も障がいのある人の生活機能や身体機能の維持や向上、生きがいづくりにつながるよう、通所系サービスやサービス提供事業所等の情報提供や事業所間の連携強化を図ります。

▶ 具体的な事業

No.	事業	方針	担当課	
1	生活介護	○常時介護を必要とする人に対し、主に昼間、障がい者支援施設等で入浴、排せつ、食事の介護や、創作活動又は生産活動の機会等のサービスを提供します。	福祉課	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		利用延べ日数/月	694 日	820 日
2	療養介護	○医療を要する障がいのある人で、常時介護を要する人に対し、主に昼間に病院で行われる機能訓練、療養上の管理、医学的管理下での介護や日常生活上のサービスを提供します。	福祉課	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		利用延べ日数/月	30 日	30 日
3	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	○自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力向上のために、必要な訓練を提供します。	福祉課	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		利用延べ日数/月 機能訓練	31 日	必要に応じて提供
利用延べ日数/月 生活訓練	0 日	20 日		

No.	事業	方針	担当課	
4	地域活動支援センター【再掲】	○障がいのある人に創作的活動や生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活が送れるよう支援します。	福祉課	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		利用延べ日数/月	126 日	150 日
5	日中一時支援 (タイムケア)	○小学生以上の障がいのある子どもや知的障がいのある人に対して、放課後又は休日に一時的に預かり、活動の場、見守り、社会に適応するための日常的な訓練、創作活動を提供します。	福祉課	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		利用延べ日数/月	433 日	562 日
6	児童発達支援事業【再掲】	○未就学の障がいのある乳幼児に対して、児童福祉法に基づいた日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等のサービスを提供します。	福祉課	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		利用延べ日数/月	322 日	450 日
7	放課後等デイサービス【再掲】	○小学生以上の障がいのある子どもに対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を提供します。	福祉課	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		利用延べ日数/月	635 日	1,080 日
8	更生訓練費給付事業 新規【再掲】	○就労移行支援事業や自立訓練事業を利用している人に対し、訓練に必要な経費や交通費を助成します。	福祉課	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		利用延べ人数/月	10 人	13 人

(5) 障がいのある人を一時的に預かり介護負担を軽減するサービス

➤ 現状・課題

障がいのある人が自宅で介護を受けながら暮らしていく上で、家族を始めとした介助者の存在は大きなものです。

本町では、施設で一時的に障がいのある人への介護を実施し、障がいのある人の家族の介護負担軽減を図っています。

➤ 施策の方向

○障がいのある人の家族の介護負担を減らすことで、障がいのある人やその家族が地域で暮らしやすくなるよう、今後も一時的な介護や預かりを実施します。

➤ 具体的な事業

No.	事業	方針		担当課
1	短期入所（ショートステイ）	○介助者が病気の場合や介護負担を軽減する等の理由で、短期間の入所が必要な人を対象に、入浴、排せつ、食事の介助等のサービスを提供します。		福祉課
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		利用延べ日数/月	57 日	66 日
2	日中一時支援（日中ショート）	○保護者が不在のときや家族の休息のため、日帰りで、障がいのある子どもや知的障がいのある人を日中預かり、サービスを提供します。		福祉課
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		利用延べ日数/月	1 日	4 日

(6)障がいのある人が地域で生活する居住の場の提供・確保

➤ 現状・課題

地域において、障がいのある人が暮らしていくには、その特性や希望に応じた居住環境を確保することが必要です。

本町では、共同生活援助（グループホーム）が3事業所あり、サービス提供体制が充実していますが、利用希望のニーズが高いため、個々の特性に合った柔軟なサービス提供体制の充実が求められます。また、地域で安心して生活するための居住環境の整備（バリアフリー化工事）に対して助成を行っています。

➤ 施策の方向

○障がいのある人が地域で暮らす基盤となる住まいの整備を推進します。

○障がいの特性や希望に沿った居住環境を提供するため、共同生活の場の整備や自宅の改修への助成を行います。

➤ 具体的な事業

No.	事業	方針	担当課	
1	施設入所支援	○施設入所者に対して、主に夜間に、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。	福祉課	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		実利用人数	11 人	9 人
2	共同生活援助 (グループホーム)	○共同生活を営む住居において、主に夜間に、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスや、相談その他日常生活の援助等のサービスを提供します。	福祉課	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		実利用人数	16 人	20 人
3	障がい児入所支援	○発達障がいを含む障がいのある子どもに対し、虐待を受けた場合の保護や、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行えるよう、愛知県に情報提供等を行います。	福祉課	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		事業の推進	実施	継続

No.	事業	方針	担当課	
4	住宅改修費の助成	○日常生活用具の給付事業において、介護保険対象外の移動が困難な身体障がいのある人に対して段差解消等の住宅改修に要する費用を助成します。	福祉課	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		住宅改修件数	0 件	継続
5	人にやさしい住宅リフォーム事業費補助事業	○日常生活用具の給付事業では対象とならない視覚障がいのある人に対し、自宅で日常生活を営む上で著しく支障がある段差の解消を図る等、居住環境を改善するための改修費用を助成します。	福祉課	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		住宅改修件数	0 件	継続
6	自立生活援助 新規	○施設やグループホームなどから一人暮らしへの移行を希望する人を対象に、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。	福祉課	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		実利用人数	—	1 人

(7) 生活を支えるサービスの充実

➤ 現状・課題

障がいのある人の生活を支援するためには、障害者総合支援法に基づくサービスのほか、障がいのある人の様々なニーズに対応した多様なサービス提供が求められます。

本町では、障がいのある人やその家族が日常生活を送る上での負担を軽減するため、独自のサービスを実施しています。また、愛知県等が実施しているサービスの提供を行っています。

➤ 施策の方向

○障がいのある人の日常生活を支援するサービスとして、各種事業を推進します。

➤ 具体的な事業

No.	事業	方針	担当課		
1	寝具洗濯乾燥サービス	○重度の身体障がいのある人等が衛生的で安らかな生活を送れるよう、寝具の水洗い及び乾燥消毒を実施します。	福祉課		
		○サービス利用対象者を把握し、適切なサービス提供を行います。			
		指標		現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		利用延べ人数	2 人	継続	
2	理髪サービス	○一般的な理髪が困難な在宅の重度身体障がいのある人等が衛生的な生活を送れるよう、店舗又は居宅で理髪サービスを実施します。	福祉課		
		指標		現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
					利用延べ人数
3	家族介護支援事業（紙おむつの給付）	○重度の障がいのある人で常時紙おむつが必要な人に対して、経済的負担が軽減されるよう、紙おむつの購入費用を助成します。	福祉課		
		○事業の周知を図り、利用希望者が適切に支援を受けられるようにします。			
		指標		現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		利用延べ人数	182 人	継続	

No.	事業	方針	担当課	
4	緊急通報システム	○一人暮らしの重度身体障がいのある人の日常生活での不安を少なくするために、今後も計画的に緊急通報システムの設置を行います。	福祉課	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		設置人数	0 人	1 人
5	難病患者と家族の集い	○パーキンソン病患者、 ^{こうげんびょう} 膠原病患者、炎症性腸疾患患者等の家族の集いを保健所で実施し、日常生活の工夫や介護方法について情報交換することで、参加者がより積極的な療養生活や社会生活を営めるよう支援します。 ○保健所と連携して、疾病に応じた家族の集いを紹介します。	福祉課 健康課 (瀬戸保健所)	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		参加延べ人数 (瀬戸保健所管内)	68 人	継続
6	NHK受信料の免除の周知等	○障がいのある人がいる低所得者世帯や、世帯主が重度の障がいがある場合に適用されるNHK受信料の免除について、案内や手続き等を行うとともに、周知を図ります。	福祉課	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		新規申請件数	31 件	継続
7	補装具の交付	○身体に障がいのある人の身体機能を補完するため、車いす、補助機器等の補装具の交付・修理を行います。	福祉課	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		交付延べ件数	45 件	58 件
8	日常生活用具の給付	○在宅で生活する身体障がい又は知的障がいのある人が、日常生活をより円滑に送ることができるよう、福祉用具の給付・住宅改修を行います。	福祉課	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		交付延べ件数 (ストマ以外) 交付延べ件数 (ストマのみ)	19 件 559 件	19 件 600 件
9	車いすの貸与	○障がいのある人の外出を支援するため、車いすを貸し出します。	社会福祉協議会	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		車いすの貸し出し件数	132 件	継続

(8) 生活を支える経済的支援の充実

➤ 現状・課題

障がいのある人が安定した生活を実現するには、経済的な支援が必要です。各種年金や医療費助成、手当は生計を立てる上での大切な要素であり、また、介助者である家族への支援にもつながります。

本町では、国や愛知県の制度に基づき、各種手当の申請手続きや助成を実施しており、その周知を図っています。

➤ 施策の方向

○各種手当、制度を必要とする人が適切に利用できるよう、今後も、国の動向等を踏まえて制度の周知・啓発に努め、利用の促進を図ります。

➤ 具体的な事業

No.	事業	方針	担当課	
1	国民年金加入 ・受給促進	○国民年金制度の加入の必要性や障害基礎年金の受給の促進について、ホームページや広報紙及び担当窓口や電話での問い合わせ等の機会に、周知を図ります。	保険医療課	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		周知・啓発の推進	実施	継続
2	障がい者扶 助料	○65 歳未満で新たに障がい者手帳を取得した人に対し、手帳の等級に応じた扶助料を支給し、生活の安定に寄与します。	福祉課	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		障がい者扶助料の支給	実施	継続
3	在日外国人重 度障がい者福 祉給付金の支 給	○障害基礎年金の申請資格のない外国籍の重度の障がいのある人に対して生活の安定に寄与するため、手当を支給します。	福祉課	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		手当の支給	0 人	継続

No.	事業	方針	担当課	
4	特別障害者手当等	○介護を必要とする重度の障がいのある人に対し手当を支給します。 ○愛知県の指導のもと、引き続き手当の支給対象となる人に対して申請案内等の周知を行うとともに、手当の支給に関する事務を行います。	福祉課	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		手当の支給	33 人	継続
5	愛知県在宅重度障害者手当	○在宅で生活する重度の障がいのある人に対し手当を支給します。 ○愛知県の指導のもと、引き続き手当の支給対象となる人に対して申請案内等の周知を行うとともに、手当の支給に関する事務を行います。	福祉課	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		手当の支給	296 人	継続
6	心身障害者扶養共済	○掛け金を拠出している心身に障がいのある人の保護者が死亡等の場合に、障がいのある人へ年金を支給します。 ○愛知県の指導のもと、障がいのある人の保護者に対して今後も制度の周知を行います。	福祉課	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		扶養共済加入者数	12 人	継続
7	特別障害給付金の受給促進	○障がいのある人や家族等の経済的負担の軽減のため、年金事務所との連携のもと制度の周知に努めます。	保険医療課	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		制度の周知	実施	必要に応じて提供
8	特別児童扶養手当	○障がいのある子どもの保護者等に対し手当を支給します。 ○愛知県の指導のもと、引き続き手当の支給対象となる人に対して申請案内等の周知を行うとともに、手当の支給に関する事務を行います。	福祉課	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		手当の支給	109 人	継続

No.	事業	方針	担当課	
9	共同生活援助 (グループホーム) への支援	○障がいのある人が地域で共同生活を営む拠点となる共同生活援助(グループホーム)の家賃補助を行います。	福祉課	
		○共同生活援助(グループホーム)に関する相談や、国・愛知県が実施する各種補助事業の情報提供等により、安定した事業運営が行えるよう支援します。		
		指標	現状(H28年度)	目標(H32年度)
		特定障害者特別給付費の支給対象者(家賃補助対象分)	15人	18人

基本目標4 安心して健やかに暮らすための保健・医療の推進

(1) 身体とこころの健康を維持するための支援

➤ 現状・課題

食生活の変化や生活リズムの多様化、職場や学校でのストレスが、生活習慣病やうつなどの身体的、精神的な障がいの発生へとつながっています。障がいの発生を未然に防ぐために心身の健康を維持・向上させることは、全ての人が生きていく上で大切なことです。

本町では、内部障がい等の予防や疾病の早期発見、重症化の予防のために健康診査や訪問指導、健康相談、健康教育を実施しています。また、うつや精神疾患にかかる人が増加していることを踏まえ、こころの健康づくりへの支援も実施しています。

➤ 施策の方向

○生活習慣病の予防やこころの健康づくりのため、あらゆる年代に向けた健康診査や健康相談を実施します。

➤ 具体的な事業

No.	事業	方針		担当課
1	健康診査	○疾病の早期発見のため、また、受診者の健康に対する意識を向上させ、生活習慣全般における自己管理を可能にするため、健診・がん検診等を実施します。		健康課 保険医療課
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		健診受診率 (人数) ・ 20～39 歳の人のための健診 ・ 特定健診 (40 歳以上の国民健康保険加入者) の速報値	13.5% (331 人) 47.0% (3,269 人)	充実 特定健康診査等 実施計画に準じる

No.	事業	方針	担当課						
2	訪問指導（成人・精神）	<p>○介護保険サービスの対象外の世帯を中心に、支援が必要と思われる世帯への訪問を実施し、療養上の保健指導や福祉制度等についての相談・指導を行います。</p> <p>○こころの健康等の問題で、潜在的に家庭訪問が必要な家庭を支援するため、健診等で資料を配布し、訪問・相談しやすい環境を整備します。</p>	健康課						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状 (H28 年度)</th> <th>目標 (H32 年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訪問指導実人数</td> <td>3 人</td> <td>充実</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)	訪問指導実人数	3 人	充実	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)					
訪問指導実人数	3 人	充実							
3	健康相談	<p>○健診の結果説明会で、結果数値をもとに心身の健康に関する個別の相談、指導及び助言を行うとともに、重点健康相談を実施します。</p> <p>○近年、社会的な背景から増加しているうつ病や自殺の増加に対応するため、こころの健康相談を実施します。</p> <p>○健診等でメンタルヘルスに関する資料を配布し、潜在的に相談を必要とする人が健康相談を利用できるよう周知します。</p>	健康課						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状 (H28 年度)</th> <th>目標 (H32 年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重点健康相談延べ回数 こころの健康相談延べ回数</td> <td>55 回 7 回</td> <td>充実</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)	重点健康相談延べ回数 こころの健康相談延べ回数	55 回 7 回	充実	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)					
重点健康相談延べ回数 こころの健康相談延べ回数	55 回 7 回	充実							
4	健康教育	<p>○生活習慣病の発生予防、その他心身の健康に関して、正しい知識を普及啓発するため、集団健康教育等を推進します。</p> <p>○特定健診後の継続支援の充実や、とうごう体操講習会の規模を拡大することで、健康的な生活へ導きます。</p>	健康課						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状 (H28 年度)</th> <th>目標 (H32 年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集団健康教育延べ回数</td> <td>56 回</td> <td>充実</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)	集団健康教育延べ回数	56 回	充実	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)					
集団健康教育延べ回数	56 回	充実							

(2) 医療環境の充実

➤ 現状・課題

障がいのある人が安心して適切な医療を受けられることは、地域で暮らしていくための大切な要素となっています。

本町では、在宅で医療を受けられる体制の整備や、各種医療にかかる費用の支給や助成を実施し、障がいのある人が医療を受ける上での支援を実施しています。

➤ 施策の方向

- 障がいのある人がいつでも安心して、適切な医療サービスを受けられるよう医療体制の強化・充実を図ります。
- 障がいのある人の高齢化が進んでいることから、保健・医療・福祉分野が連携して、利用しやすい医療体制の構築を図ります。
- 障がい者医療費助成制度については、国・愛知県の動向に注視し、事業の推進を図ります。
- 近隣市の医療機関と連携し、町内で不足する専門的な医療の提供を図ります。

➤ 具体的な事業

No.	事業	方針	担当課	
1	訪問看護	○精神疾患や在宅で療養生活を送っている障がいのある人等に対して安心して自宅での生活を継続できるよう、状態の悪化や入退院等の病状の変化に応じ、医療機関及び各関係機関と連携して、訪問看護サービスを実施します。	訪問看護 ステーション	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		訪問件数 (医療)	722 件	継続
2	障がい者医療費の支給	○重度の身体障がいや知的障がいのある人、自閉症状群と診断された人等の生活を安定させるため、身体の機能障がいの軽減又は改善及び経済的支援を目的とし、その診療に必要な医療費を支給します。	保険医療課	
		○自閉症状群の人は本人からの申し出により実施しているため、適切に支給できるよう周知を行います。		
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
	受給者数	386 人	継続	

No.	事業	方針	担当課	
3	精神障がい者 医療費の支給	○精神障がいのある人に対し、障がいを軽減するために必要となる医療費を支給します。 ○精神障がい者保健福祉手帳1級又は2級所持者に対して、精神疾患以外にかかる医療費についても支給します。	保険医療課	
		指標	現状(H28年度)	目標(H32年度)
		受給者数	600人	継続
4	自立支援医療 (更生医療)	○身体の機能障がいの軽減又は改善を目的とし、その診療に必要な医療費を支給します。	保険医療課	
		指標	現状(H28年度)	目標(H32年度)
		受給者数	100人	継続
5	自立支援医療 (精神科通院 医療)	○精神障がいのある人に対し、精神科の通院医療にかかる医療費の一部負担金の支給を行います。	保険医療課	
		指標	現状(H28年度)	目標(H32年度)
		受給者数	542人	継続
6	自立支援医療 (育成医療)	○障がいのある子ども等の障がいの除去又は軽減に必要な医療費を支給します。	保険医療課	
		指標	現状(H28年度)	目標(H32年度)
		受給者数	10人	継続
7	後期高齢者福 祉医療	○後期高齢者医療制度に加入する65歳以上の障がい者医療受給者等に対し、障がいの軽減又は改善及び経済的支援を目的として、その診療に必要な医療費を支給します。	保険医療課	
		指標	現状(H28年度)	目標(H32年度)
		受給者数	519人	継続

基本目標5 障がいのある人もない人も共に生きる環境づくり

(1) 障がいのある人への理解の促進

▶ 現状・課題

障がいのある人が地域で暮らしていくには、周りにいる地域住民の障がいに対する正しい理解が必要です。

平成 28（2016）年 4 月には障害者差別解消法が施行され、公共機関において、障がいのある人や家族から「社会的障壁^{*}の除去」を求められた場合には、障がいのある人が障がいのない人と同じように権利や機会を持ち、行使できるような調整を行うこと（合理的配慮）が義務付けられました。

特別支援学校・特別支援学級、事業所への調査では、障害者差別解消法に基づき合理的配慮の提供等に取り組んでいる割合が、特別支援学校・特別支援学級で 9 割程度、事業所で 7 割程度と高くなっています。様々な場や機会を用いた周知・啓発活動、また、研修や講座等を通じ、正しい理解を深めることが重要です。

本町では、町職員への研修や各種イベント、広報紙やホームページ等を通して、障がいに対する正しい理解を促進する事業を推進しています。

▶ 施策の方向

○障がいのある人もない人も、互いに人格と個性を尊重し、共に生きられる社会を実現するため、障がいについての誤った認識や、偏った知識による誤解をなくしていく啓発活動を実施します。

○職員等に対する研修の充実・拡大を検討し、障がいに対する意識を高めます。

▶ 具体的な事業

No.	事業	方針		担当課
1	職員研修	○新規採用職員を対象に高齢者疑似体験や福祉センターの見学などの研修を実施し、障がいのある人や高齢者に対する理解を深めます。		人事秘書課
		○新規採用時以外の研修機会の設置や、研修内容の充実について検討します。		
		指標	現状 (H28 年度)	
	職員研修の開催回数	1 回	継続	

No.	事業	方針	担当課						
2	障がいのある人への理解	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人に対する誤解や偏見等をなくすため、講演会等を実施し、正しい知識の普及・啓発を進めます。 ○4月2日の「世界自閉症啓発デー」や12月の「障がい者週間」の周知等、障がいに対する理解促進のための啓発活動に取り組みます。 ○ホームページや広報紙等、多様な媒体を通じて情報提供や啓発を行い、障がいや障がいのある人に対する理解を促進します。 ○障がいのある人もない人も参加する町民交流の場となるイベントを開催します。 ○「ヘルプマーク」や「サポートハートマーク」などの、障がいのある人に関するマークの普及を図り、理解と協力を促進します。 	福祉課						
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">指標</th> <th style="width: 25%;">現状 (H28 年度)</th> <th style="width: 25%;">目標 (H32 年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>啓発の推進</td> <td>実施</td> <td>継続</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)	啓発の推進	実施	継続	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)					
啓発の推進	実施	継続							
3	「障害者差別解消法」についての周知・啓発	○障がいのある人への差別を解消するために、イベントや広報紙等を通じての啓発を行います。	福祉課						
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">指標</th> <th style="width: 25%;">現状 (H28 年度)</th> <th style="width: 25%;">目標 (H32 年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者差別解消法の啓発</td> <td>実施</td> <td>継続</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)	障害者差別解消法の啓発	実施	継続	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)					
障害者差別解消法の啓発	実施	継続							

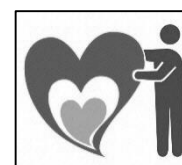
■ヘルプマーク

内部障がいや発達障がい・難病の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が援助を受けやすくなるように援助を必要とする人が身につけるマークです。東京都で作成され、全国的に普及を進めており、平成29年7月にJIS規格化されました。



■サポートハートマーク

東郷町在住の酒井晃太さんにより考案されました。障がいや病気などによって、様々な生活のしづらさを抱え、援助や配慮を必要としている人に対し、「援助する」意思を分かりやすく伝えるために、援助する側が身につけるマークです。



(2) 交流機会の拡充と地域社会での交流の促進

▶ 現状・課題

障がいのある人が様々な人との交流を通して社会へ参加することは、地域社会で生きがいを持って暮らしていくことにつながります。

事業者への調査では、障がいのある人の社会参加や交流機会の拡充を望む声がありました。

本町では、当事者団体である「東郷町身体障害者福祉協議会」「東郷町知的障害児・者連絡協議会」「東郷町精神障がい者連絡協議会」や、身体・知的・精神障がい者の団体等で構成される「東郷町障がい者団体連絡会」の活動・運営等の支援を行っています。

近年は当事者団体の参加メンバーの固定化、高齢化が進行していることや、精神障がい者団体については会員が少ないことから、交流の場の拡充や活性化が求められています。

▶ 施策の方向

○障がいのある人やその家族が、交流を通じて障がいに関する情報交換や悩みの解決につなげるため、団体やイベント活動への参加促進や支援を行います。

▶ 具体的な事業

No.	事業	方針		担当課
1	障がい者団体の支援	○自主的な活動を行う障がい者団体に対し、助成金等の支給により運営を支援します。		福祉課 社会福祉協議会
		○町内の身体・知的・精神障がい者団体等が連携して活動する「東郷町障がい者団体連絡会」に対し、助成金の支給や助言など運営等の支援を行います。		
		指標	現状 (H28 年度)	
	支援団体数	4 団体	4 団体	
2	スポーツ・レクリエーション大会	○障がいのある人等の交流を目的としたスポーツやレクリエーションの機会を提供します。		福祉課 社会福祉協議会
		○障がいのある人もない人も参加できるよう、交流イベントの内容を検討します。		
		指標	現状 (H28 年度)	
	参加人数	159 人	250 人	

(3)福祉教育・健康教育の充実

➤ 現状・課題

障がいのある人がより生きやすい地域づくり、豊かな人間性を育む社会づくりのためには、次世代の担い手である子どもたちが、正しく障がいを理解できる福祉教育・健康教育の充実が必要です。

本町では、学校での福祉教育の実施や体験学習の機会を提供していますが、障がいのある子どもが身近な地域の小・中学校に通学していることから、各学校での更なる障がいへの理解促進が必要です。

➤ 施策の方向

○子どもたちの障がいに対する理解促進のため、体験的な福祉教育や児童生徒の心身を健全に育成する健康教育等を多様な関係機関と連携して展開します。

➤ 具体的な事業

No.	事業	方針	担当課	
1	各学校における福祉教育の推進	○障がいのある人を取り巻く問題を含め、教育活動全般の中で、健康や人権に対する理解と認識を高める等、福祉の心を育みます。	学校教育課	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		福祉教育の推進	実施	充実
2	東郷町社会福祉協力校事業	○子どもたちから障がいに対する理解を促進するため、町内の全小中学校の児童生徒に対し、社会福祉に関する実践学習の機会を提供します。	社会福祉協議会	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		実施校	全小中学校	全小中学校
3	青少年等ボランティア福祉体験学習事業	○中学生、高校生を対象に、地域や高齢者施設、障がい児・者施設でボランティア体験学習を実施することにより福祉の課題に気づき、地域社会との関わり・交流の中から地域の一員としての自覚が芽生えるようなきっかけをつくります。	社会福祉協議会	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		参加人数	158 人	220 人

(4) 多様な手段による情報バリアフリーの推進

▶ 現状・課題

障がいのある人が地域で生活していくには、様々な情報を自ら入手できるよう、障がいのある人のコミュニケーション手段の確保が必要です。

国の第4次障害者基本計画においても、「行政等における配慮の充実」が施策分野として盛り込まれており、選挙等での障がいのある人への配慮が求められています。

また、平成28(2016)年10月には、愛知県において「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」が施行され、本町においても愛知県と連携を図りながら協力して、手話言語の普及等に関する施策の推進に取り組むこととしています。

本町では、広報紙を始め町が発刊する生活や行政に関わる情報の音声による提供や、点字図書の貸出しを行っています。また、手話奉仕員を養成するための講座を開催し、障がいのある人の生活を支援する担い手の育成を図っています。

▶ 施策の方向

○障がいの特性や、障がいのある人のそれぞれのニーズに対応できるよう、様々な媒体を活用した情報提供や、それらを実施する担い手の育成を図ります。

○国の第4次障害者基本計画に基づき、障がいのある人が選挙において適切に権利を行使できるよう、支援を行います。

▶ 具体的な事業

No.	事業	方針	担当課		
1	音訳広報等	○視覚障がいのある人に町行政の情報を提供するため、「広報とうごう」「議会だより」「ジョイフル」等の行政情報をボランティア団体等がCD等に録音し、貸し出しを行います。	人事秘書課 福祉課		
		○福祉課と刊行物の所管に関わる課で連携を図り、視覚障がいのある人への適切な行政情報伝達を図ります。			
		指標		現状(H28年度)	目標(H32年度)
		利用者数	8人	継続	
2	点字図書貸出	○点字ボランティアの協力を得ながら、蔵書の充実を図り、貸出し数の増加を図ります。	生涯学習課		
		指標		現状(H28年度)	目標(H32年度)
		点字図書蔵書数		333冊	充実

No.	事業	方針	担当課	
3	コミュニケーション支援	○聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通に支障がある人とその他の人との仲介をする手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。	福祉課	
		○手話通訳や要約筆記が必要な人に提供できるよう、制度の周知を行います。		
		○手話奉仕員を養成するための講座を開催します。		
		○役場庁舎内に配置した手話通訳者の周知を図り、利用を促進します。		
		○色覚障がい、視覚機能の低下により、特定の色が認識しにくい人にも配慮した情報伝達のためにカラーユニバーサルデザイン※を推進します。		
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		手話通訳者の派遣延べ件数	29 件	35 件
		要約筆記者の派遣延べ件数	0 件	2 件
4	選挙における障がいのある人への支援	○障がいのある人が平等に公的選挙に参加できるよう、投票所のバリアフリー化や郵便等による不在者投票制度の周知を図ります。	総務財政課	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		郵便等不在者投票制度の周知	実施	充実
5	ボランティアの養成	○障がい（視覚、聴覚、知的、発達障がい等）について理解を深め、ボランティア活動へつながる講座を開催します。	社会福祉協議会	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		養成講座の受講人数	8 人	30 人

基本目標6 地域で安心して暮らせるまちづくり

(1) 移動しやすいまちづくり・移動支援の充実

➤ 現状・課題

障がいのある人が地域において円滑に生活を送るためには、公共の場所におけるバリアフリー化の推進や移動支援の充実が求められます。

本町では、平成 11（1999）年度に「東郷町人にやさしい街づくり推進計画」を策定し、既存の公共施設や道路・公園等を誰もが使いやすいものにするために、福祉的視野に基づいたバリアフリー化、ユニバーサルデザイン*の考え方に沿ったまちづくりを推進しています。また、障がいのある人の自らの意思による移動を支援するため、公共交通機関のバリアフリー化や費用負担の助成、町内で利用の多い自動車での移動を支援するサービスを提供しています。

➤ 施策の方向

○障がいのある人が社会参加しやすい地域となるよう、町内の様々な施設のバリアフリー化の推進や、多様な移動手段の提供、移動の利便性向上のための経済的な助成を行います。

➤ 具体的な事業

No.	事業	方針		担当課
1	人にやさしいまちづくり計画の推進	○「東郷町人にやさしい街づくり推進計画」に基づき、バリアフリー改修工事がほぼ完了した重点整備地区以外の道路、公園、交通機関及び重点整備地区外の公共施設等について、各施設の管理者を主体としたバリアフリー化を推進します。		都市計画課 各施設所管課
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		各目標の推進	各施設管理者にて実施	充実
2	障がい者タクシー料金助成	○身体障がい者手帳 1～3 級、療育手帳 A・B 判定、精神障がい者保健福祉手帳 1・2 級の各手帳所持者に対し、タクシー料金助成利用券を交付します。		福祉課
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		タクシー券交付者数	370 人	継続

No.	事業	方針	担当課	
3	外出支援サービス	○低所得世帯で外出が困難な車いす利用者が福祉車両を利用して通院等する際に、運賃の一部を助成します。	福祉課	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		利用者数	2 人	充実
4	障がい者用自動車改造費の補助	○身体障がいのある人が就労等に利用するための自動車を改造する際に、改造経費の全額及び一部を助成します。	福祉課	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		申請件数	0 件	継続
5	自動車運転免許取得費の補助	○身体障がいのある人が就労等に利用するために自動車運転免許を取得する際に、教習費用の一部を助成します。	福祉課	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		申請件数	0 件	継続
6	駐車可の標章の交付の周知	○愛知県公安委員会から身体、知的障がいのある人に対して交付している「駐車禁止等除外指定車標章」を周知します。	福祉課	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		制度の周知	実施	継続
7	各交通料金の割引の周知	○各鉄道会社、各高速道路株式会社等が身体、知的障がいのある人に対して実施している電車等の運賃や道路等の通行料の割引を周知します。	福祉課	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		制度の周知	実施	継続
8	軽自動車税の減免	○軽自動車を利用する障がいのある人に対し、軽自動車税を減免します。	税務課	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		利用人数	63 人	継続
9	巡回バス運行事業	○誰もが利用しやすいバスの運行を実施するため、ユニバーサルデザインの車両を導入します。	くらし協働課	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		運行車数 (ノンステップバス)	4 台	4 台

(2)防災・災害対策の充実

▶ 現状・課題

地域で障がいのある人が安心して暮らしていくためには、災害時を想定した避難行動から避難後の生活まで多様な支援が必要であり、円滑な対応ができる体制の構築が求められます。

本町では、多様な関係機関が連携し、避難行動要支援者*の把握や災害時対策の体制整備を行っています。また、「いこまい館」を福祉避難所として指定し、障がいのある人を受け入れる場としています。

事業所への調査では、取り組んでいる災害時施策として、「サービス利用者の防災意識啓発のための防災訓練や防災教育の実施」が最も高く、次いで「近隣の避難場所の把握、サービス利用者への周知」、「災害時のサービス利用者への情報提供・連絡方法の確立」となっています。意識啓発や避難場所の把握・周知などが高い一方で、災害発生時に自立して避難することが難しい避難行動要支援者に対する、具体的な避難方法の検討が必要となっています。

▶ 施策の方向

○障がいのある人が地域で安全な生活が送れるよう、関係機関と連携して、実際の災害時を想定した避難所の整備やサービスの円滑な提供を行うことができる体制を構築し、防災・災害対策の充実を図ります。

○福祉避難所への避難が困難な避難行動要支援者に対して、より身近な場所で避難が可能となるような体制の構築を進めます。

▶ 具体的な事業

No.	事業	方針		担当課
1	避難行動要支援者の把握	○災害時に援護を必要とする障がいのある人や高齢者の世帯を避難行動要支援者として登録し、緊急時に迅速に対応できるよう台帳を作成します。		福祉課 長寿介護課
		○災害対策基本法の改正により、本人の同意により事前に避難行動要支援者の登録情報提供が可能となったため、情報提供の対象範囲を拡大します。		
		指標	現状(H28年度)	目標(H32年度)
	台帳の整備	実施	充実	

No.	事業	方針	担当課						
2	災害時の支援体制・協力体制の確立	<p>○災害時における障がいのある人の安全確保のため、個人情報に配慮しつつ、障がいのある人の情報管理について関係機関と連携し、支援体制の整備を図ります。</p> <p>○災害時における避難行動要支援者台帳（災害時要援護者台帳）の活用方法（支援体制）を検討し、災害発生時を想定した柔軟な対応が取れるように備えます。</p> <p>○瀬戸保健所を中心に、医師会や近隣市の関係課が連携し、災害時の支援体制について市外の関係機関との意見交換、情報共有を行います。</p>	<p>安全安心課 福祉課 健康課 社会福祉協議会</p>						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状 (H28 年度)</th> <th>目標 (H32 年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体制の整備</td> <td>継続</td> <td>充実</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)	体制の整備	継続	充実	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)					
体制の整備	継続	充実							
3	災害ボランティア	<p>○「東郷町災害ボランティアセンター」の開設時に、東郷町災害ボランティアセンターの運営及び避難行動要支援者への支援活動を関係機関で協働して実施します。</p> <p>○東郷町地域サポーターに対して研修を行い、本町の防災情報や避難行動要支援者の安否確認などで必要となる情報の提供を行います。</p> <p>○災害発生時に迅速な対応をするため、日頃からの訓練や、情報提供方法・支援体制の確立を進めます。</p> <p>○東郷町災害ボランティアセンターの開設・運営等の協力体制について、関係機関との協議・検討を行います。</p>	<p>安全安心課 社会福祉協議会</p>						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状 (H28 年度)</th> <th>目標 (H32 年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域サポーター研修の実施</td> <td>実施</td> <td>継続</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)	地域サポーター研修の実施	実施	継続	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)					
地域サポーター研修の実施	実施	継続							
4	福祉避難所の設置	<p>○「いこまい館」を福祉避難所とし、大規模災害発生時には速やかに開設できるよう、事前に支援体制を整備します。</p> <p>○実際の災害時を想定した上で、障がいのある人への特性に応じた支援方法や必要物資の整備等について、関係部署との検討を進めます。</p> <p>○住民への福祉避難所の周知・啓発を図ります。</p> <p>○大規模災害発生時に「いこまい館」への円滑な避難ができるよう、移動支援方法等を検討します。</p>	<p>福祉課 安全安心課</p>						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状 (H28 年度)</th> <th>目標 (H32 年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉避難所の周知</td> <td>未実施</td> <td>実施</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)	福祉避難所の周知	未実施	実施	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)					
福祉避難所の周知	未実施	実施							

No.	事業	方針	担当課	
5	各地区における 避難行動要支援 者への災害時支 援	○大規模災害発生時に福祉避難所への避難が困難な避難行動要支援者が身近な避難所へ避難ができるよう、自治会等に協力要請をします。 ○災害時における避難所等での対応に備えて、地域の避難訓練等に避難行動要支援者が参加できるように、自治会等に促します。	福祉課 安全安心課	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		避難所における障がいの ある人の受け入れ体制整備	未実施	実施
6	ファックス・携 帯電話による 119 番受付	○消防、救急への 119 番通報を、ファックスや携帯電話等から受け付ける事業について、聴覚障がい、音声言語機能障がいのある人に対し、周知を図ります。	福祉課	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		ファックス・携帯電話 ([NET119]) による受付の実施	実施	継続

(3) 権利擁護の充実

▶ 現状・課題

障がいのある人が、判断能力が不十分なために金銭管理やサービスの利用等を自ら行うことが難しい場合、また、悪質な金銭詐欺等に巻き込まれないようにするため、障がいのある人への権利擁護^{*}が必要となります。

成年後見制度^{*}は、障がいがあることにより判断能力が不十分な人の財産や権利を守るために重要な制度です。「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成 28 (2016) 年に成立したことにより、一層の利用促進が求められています。

また、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成 23 (2011) 年に成立したことで、通報義務や虐待を受けた障がいのある人の保護規定等が定められています。

本町では尾張東部成年後見センター^{*}と連携し、障がいのある人に対する各種権利擁護事業を実施しています。また、虐待発生を未然に防ぐため、虐待に対する意識促進を図る事業や、早期発見・早期対応へ向け、関係機関との連携し、一貫した支援体制の確立を図っています。

▶ 施策の方向

- 障がいのある人の権利擁護を推進するため、相談窓口や事業等の周知・啓発活動を進めるとともに、日常生活上の法的問題等への対応を強化します。
- 障害者総合支援法や障害者差別解消法の成立を踏まえ、市民後見人制度の周知や、差別解消に関する取組を行います。
- 障がいのある人に対する虐待の防止に向けた周知・啓発を図るとともに、虐待の早期発見・早期対応できる体制を確立するため、関係機関と連携して体制の構築を図ります。

➤ 具体的な事業

No.	事業	方針	担当課						
1	権利擁護の実施と普及	<p>○成年後見制度に関する相談希望者に相談窓口となる尾張東部成年後見センターの周知・啓発を行います。</p> <p>○判断能力が不十分な障がいのある人等で、配偶者や親族等による成年後見の申立てが困難な人に対して町長による申立てをします。</p> <p>○日常生活自立支援事業（金銭管理等）の利用に関する支援（相談・申込窓口）を行います。</p> <p>○障がい者相談支援センター「ローゼル」において、擁護を必要とする人に対して、各種情報提供等の権利擁護事業を行います。</p> <p>○講演会や研修等を通じて、一般の人に対して権利擁護（成年後見制度）について広く周知を図ります。</p>	福祉課 社会福祉協議会						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状 (H28 年度)</th> <th>目標 (H32 年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町長よる成年後見申立て件数（障がい者）</td> <td>0 件</td> <td>継続</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)	町長よる成年後見申立て件数（障がい者）	0 件	継続	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)					
町長よる成年後見申立て件数（障がい者）	0 件	継続							
2	尾張東部成年後見センターとの連携	<p>○尾張東部成年後見センターと連携・協力して、判断能力が不十分な障がいのある人及び認知症高齢者の権利擁護を推進します。</p> <p>○尾張東部成年後見センター及び成年後見制度の周知・啓発を強化します。</p> <p>○障害者総合支援法の成立を受け、市民後見人を育成・活用していくため、連携を図ります。</p>	福祉課 長寿介護課						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状 (H28 年度)</th> <th>目標 (H32 年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>成年後見制度利用者（法人後見）</td> <td>6 人</td> <td>継続</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)	成年後見制度利用者（法人後見）	6 人	継続	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)					
成年後見制度利用者（法人後見）	6 人	継続							
3	法律の周知・啓発	<p>○「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」等の周知・啓発をホームページや広報紙等を通して行います。</p>	福祉課						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状 (H28 年度)</th> <th>目標 (H32 年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>周知・啓発の推進</td> <td>実施</td> <td>継続</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)	周知・啓発の推進	実施	継続	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)					
周知・啓発の推進	実施	継続							

No.	事業	方針	担当課	
4	障がい者虐待 における支援 体制	○虐待の防止、早期発見・早期対応のための地域における関係機関等の協力体制の整備・充実を図ります。 ○虐待発生時に迅速な対応を取るため、関係機関と連携し、虐待対応マニュアルや支援体制を整備します。	福祉課	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		虐待対応マニュアルの作成	未実施	実施
5	連携協力体制 整備事業	○虐待の防止、早期発見・早期対応のため、地域の関係機関等や、学識経験者、医師、弁護士等の専門家も含めた協力体制の整備・充実を図ります。	福祉課	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		協力体制の整備・充実	未実施	実施
6	虐待防止対策 支援事業	○障がい者相談支援センター「ローゼル」に虐待の発見や通報、届出の受理など、虐待防止等に関する業務を委託し、相談等があった場合は迅速に対応できるように、連携を図ります。 ○障がい者福祉施設従事者が、養護者等から虐待を受けていると思われる利用者を発見した時に、速やかに通報・届出をするよう、周知します。	福祉課	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		虐待防止対策の推進	実施	継続
7	障がい者虐待 に係る居室確 保事業	○障がい者が虐待により心身に危険が生じた際に、一時的に身柄を保護するための居室を尾張東部圏域で連携して確保します。	福祉課	
		指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
		居室の確保	検討	実施

第4章 第5期東郷町障がい福祉計画

第1節 障がい福祉計画のポイント

障がい福祉計画は、障がいのある人が適切に障がい福祉サービスを利用することができるよう、障がい福祉サービスの見込み等の数値目標を示す計画です。

障害者総合支援法に基づき、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）を踏まえた上で、平成30（2018）～32（2020）年度の3年間の障がい福祉サービスの見込み量を算出し、その確保に向けた方策を定めます。

■国の基本指針のポイント

① 地域における生活の維持及び継続の推進

- ・地域生活支援拠点等の整備を一層進める。
- ・基幹相談支援センターの有効活用や設置を促進する。

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム*の構築

- ・精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す。

③ 就労定着に向けた支援

- ・事業所や家族との連絡調整等の支援を行う就労定着支援サービスが創設されることを踏まえ、職場定着率を成果目標に追加。

④ 地域共生社会の実現に向けた取組

- ・地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくり、専門的な支援を要する者に対する包括的かつ総合的な支援体制の構築等。

第2節 障がい福祉サービス等の実施目標

1 目標数値の設定

第5期障がい福祉計画では、計画の最終年度となる平成32（2020）年度に向け、障がいのある人の地域生活への移行や就労に関する数値目標を設定します。

数値目標の設定においては、施設及びサービス提供事業所の利用状況や、障がいのある人の意向等、本町の実情を総合的に勘案した上で設定し、これらの目標の達成に向けて必要な各種障がい福祉サービスの提供体制を充実させていきます。

(1) 福祉施設から地域生活への移行促進

【国の基本指針】

平成32（2020）年度末までに、平成28（2016）年度末時点の施設入所者数の9%以上を地域生活へ移行することを基本目標に設定します。

また、平成32（2020）年度末の施設入所者数を平成28（2016）年度末時点から2%以上削減することを基本として目標を設定します。

ただし、平成29（2017）年度末までに第4期障がい福祉計画で定める目標に満たないと見込まれる場合には、未達成と見込まれる割合を加味して目標を設定します。

【東郷町における目標数値】

項目	数値目標	考え方
施設入所者数（A）	10人	平成28年度末時点の施設入所者数
平成32年度末の施設入所者数（B）	9人	平成32年度末時点の施設入所者数
【目標値】施設入所者の削減数（A－B）	1人	差引減少見込数
【目標値】地域生活移行者数	1人	平成28年度末時点の入所者のうち、平成32年度末までに施設入所からグループホーム等へ地域移行する者の数

注：国の基本指針では第4期計画の未達成割合を含めた目標設定をすることとありますが、重度の障がいにより施設から地域生活への移行が難しく、本町の実情を踏まえた目標値を設定します。

注：障がい福祉サービスの見込み量の設定にあたり、平成32（2020）年度末の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を次のとおり決めました。

8人（65歳以上3人、65歳未満5人）

【今後の方向性】

施設入所者のうち地域での生活が可能な人について、本人や家族の意向を尊重しながら、在宅サービスの充実やグループホーム等への移行を支援します。また、地域移行支援・地域定着支援等の事業を活用しつつ、地域生活を継続できるよう支援します。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

平成 32（2020）年度末までに、市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本目標に設定します。（単独での設置が困難な場合は、複数市町村による共同設置でも可とされています。）

【東郷町における目標数値】

項目	現状 ^注	目標数値	考え方
保健・医療・福祉関係者による協議の場	0 か所	1 か所 (町内)	平成32年度末時点の保健・医療・福祉関係者による協議の場

注：平成 29 年度末時点

【今後の方向性】

精神障がい者の地域移行や地域定着支援を促進するため、協議の場の設置に向けた検討を進めます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

【国の基本指針】

障がい者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等について、各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つの拠点等を整備することを基本目標に設定します。

【東郷町における目標数値】

項目	現状 ^注	目標数値	考え方
地域生活支援拠点等	0 か所	1 か所	平成32年度末時点の地域生活支援拠点等数

注：平成 29 年度末時点

【今後の方向性】

障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、居住支援の拠点の設置に向けた検討を進めます。

(4)福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】

福祉施設の利用者のうち、平成 28（2016）年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上の人が、就労移行支援事業等を通じて平成 32（2020）年度中に一般就労に移行することを目指し、数値目標を設定します。

また、平成 32（2020）年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成 28（2016）年度末の利用者から 2 割以上増加することを目指し、数値目標を設定します。

加えて、平成 32（2020）年度末における就労移行支援事業所のうち就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指し、数値目標を設定します。

さらに、平成 31（2019）年度末、平成 32（2020）年度末における就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率を 8 割以上とすることを目指し、数値目標を設定します。

【東郷町における目標数値】

項目	数値目標	考え方
平成28年度の一般就労移行者数	7人	平成28年度において福祉施設から一般就労へ移行した人の数
【目標値】平成32年度の一般就労移行者数	11人	平成32年度において福祉施設から一般就労へ移行する人の数
平成28年度末の就労移行支援事業の利用者数	11人	平成28年度末における就労移行支援事業の利用者数
【目標値】平成32年度末の就労移行支援事業の利用者数	18人	平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数
【目標値】平成32年度末の就労移行支援事業所全体に占める、就労移行率が3割以上の事業所数の割合	—	平成32年度末における就労移行支援事業所全体に占める、就労移行率が3割以上の事業所数の割合
【目標値】平成31・32年度末の就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率	80%	各年度における就労定着支援事業利用者のうち、1年後にも職場に在籍する割合

【今後の方向性】

一般就労移行者数については福祉施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練を行う事業所）の利用者で一般就労を希望する人等へのサポートを図るとともに、障がい者相談支援センターやハローワーク、尾張東部障がい者就業・生活支援センター等の就労支援に携わる機関・事業所との情報交換や連携を図りながら、障がいのある人の一般就労を促進します。

就労移行支援事業の利用者数については、平成 30（2018）年 4 月から法定雇用率に精神障がいも対象になることで就労移行支援事業の利用増加が見込まれるため、平成 32（2020）年度末における利用者数を 18 人とし、サービス提供事業者との連携の下、利用の促進を図ります。

就労移行率が 3 割以上の事業所数の割合については、本町に就労移行支援事業所がないため、目標数値は定めませんが、事業所の誘致等に向けて研究を進めます。

就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率については、障がいのある人の就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、一人一人のニーズに対応した支援を進めます。

2 障がい福祉サービスの見込みと確保方策

(1) 訪問系サービスの提供

訪問系サービスには、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援があります。

①居宅介護（ホームヘルプ）

居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護や調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由、または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり、常に介護を必要とする人に対して、居宅での入浴、排せつ、食事の介護等を行うほか、外出の際の移動中の介護等を総合的に行います。

③同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難がある人に対して、外出時に同行し移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護など、外出の際に必要な援助を行います。

④行動援護

知的障がい、精神障がいにより行動上著しい困難がある人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護を行うほか、外出の際の移動支援を行います。

⑤重度障害者等包括支援

常時介護が必要な人に対して、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		平成 29 年度 ^注	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	利用人数 (人/月)	26	27	30	33
	利用時間 (時間/月)	266	297	330	363
重度訪問介護	利用人数 (人/月)	0	0	0	0
	利用時間 (時間/月)	0	0	0	0
同行援護	利用人数 (人/月)	3	3	3	4
	利用時間 (時間/月)	30	30	30	40
行動援護	利用人数 (人/月)	0	0	0	0
	利用時間 (時間/月)	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	利用人数 (人/月)	0	0	0	0
	利用時間 (時間/月)	0	0	0	0

注：平成 29 年 9 月までの実績をもとに算定

【今後の方向性】

居宅介護、同行援護については、事業所数はある程度確保されていますが、今後も利用者の増加が見込まれるため、町内にある既存の事業者だけでなく、近隣市のサービス提供事業者との連携を図ります。

また、居宅介護については、介護サービスと障がい福祉サービスを一体的に提供する「共生型サービス」の創設を踏まえ、介護保険事業所に対しても参入を働きかけます。

重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援については、利用の希望があった場合に速やかにサービス提供につなげられるよう、情報の収集や提供を行います。

(2) 日中活動系サービスの提供

日中活動系サービスには、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、療養介護、短期入所があります。

①生活介護

常時介護が必要な人に対して、障がい者支援施設等の施設で日中に行われる入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		平成 29 年度 ^注	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活介護	利用人数（人/月）	40	44	47	50
	利用日数（人日/月）	705	757	790	820

注：平成 29 年 9 月までの実績をもとに算定

【今後の方向性】

サービスを必要とする人の把握に努め、サービス利用を希望した場合に速やかに提供できるよう、町内及び近隣市のサービス提供事業所と連携を図り、提供体制の充実に向けて努めます。

②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した生活や社会生活を営むため、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		平成 29 年度 ^注	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立訓練（機能訓練）	利用人数（人/月）	1	0	0	0
	利用日数（人日/月）	4	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	利用人数（人/月）	1	1	2	2
	利用日数（人日/月）	10	10	20	20

注：平成 29 年 9 月までの実績をもとに算定

【今後の方向性】

サービスを必要とする人の把握に努め、サービス利用を希望した場合に速やかに提供できるよう、近隣市のサービス提供事業所と連携を図ります。

③就労移行支援

就労を希望している人に対して、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上を図るために必要な訓練、求職活動など、雇用に向けた支援を行います。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		平成 29 年度 ^注	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労移行支援	利用人数（人/月）	11	13	15	18
	利用日数（人日/月）	180	208	240	288

注：平成 29 年 9 月までの実績をもとに算定

【今後の方向性】

町内に事業所がないため、近隣市と連携しながらサービス供給量の確保に努めるとともに、事業所の誘致や町内にあるサービス提供事業所での開所についても研究します。

④就労継続支援（A型・B型）

一般企業等での就労が困難な人に対して、就労機会の提供や就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

・就労継続支援（A型）

特別支援学校卒業者や就労を希望する人等に対し、事業者と雇用契約を締結して、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

・就労継続支援（B型）

年齢や体力面等で一般就労が困難な人に対し、事業者と雇用契約を締結せずに、就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		平成 29 年度 ^注	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労継続支援（A型）	利用人数（人/月）	22	24	27	30
	利用日数（人日/月）	467	493	520	548
就労継続支援（B型）	利用人数（人/月）	45	47	49	51
	利用日数（人日/月）	740	783	828	876

注：平成 29 年 9 月までの実績をもとに算定

【今後の方向性】

就労継続支援A型については、町内に事業所がないため、近隣市と連携しながらサービス供給量の確保に努めるとともに、事業所の誘致や町内にあるサービス提供事業所での開所についても研究します。

就労継続支援B型については、町内にある2事業者が継続的に運営できるよう、引き続き支援を行うとともに、ハローワークや民間企業との連携を図ります。

また、障がいのある人の就労支援や工賃の向上なども含め、サービス提供体制を整備します。

⑤就労定着支援

一般就労へ移行した人に対し、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、企業や家族との連絡調整や指導・支援を行います。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労定着支援	利用人数（人/月）		7	9	11

【今後の方向性】

就労定着支援は、平成30（2018）年度から新しく開始するサービスです。就労移行支援等の利用者に対し、サービスの周知を行い、利用を促進します。

⑥療養介護

医療と常時介護が必要な人に対して、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助を行います。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		平成29年度 ^注	平成30年度	平成31年度	平成32年度
療養介護	利用人数（人/月）	1	1	1	1

注：平成29年9月までの実績をもとに算定

【今後の方向性】

サービスを必要とする人の把握に努め、サービス利用を希望した場合に速やかに提供できるよう、町内並びに近隣市のサービス提供事業所と連携を図ります。

⑦短期入所

介助者が病気・冠婚葬祭等の理由で一時的に介助ができない場合に、障がいのある人を短期間預かり、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		平成 29 年度 ^注	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
福祉型短期入所	利用人数（人/月）	12	12	12	13
	利用日数（人日/月）	55	57	59	61
医療型短期入所	利用人数（人/月）	1	1	1	1
	利用日数（人日/月）	4	4	5	5

注：平成 29 年 9 月までの実績をもとに算定

【今後の方向性】

町内に事業所がないため、近隣市と連携しながらサービス供給量の確保に努めるとともに、事業所の誘致や町内にあるサービス提供事業所での開所についても研究します。

(3)居住系サービスの提供

居住系サービスには、自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援があります。

①自立生活援助

施設やグループホームなどから一人暮らしへの移行を希望する障がいのある人の地域生活を支援するため、一定期間にわたり定期的な巡回訪問や随時の対応により、適切な支援を行います。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立生活援助	利用人数（人/月）		1	1	1

【今後の方向性】

自立生活援助は、平成 30（2018）年度から新しく開始するサービスです。生活介護やグループホームの事業所に働きかけ、サービスの提供体制を整備します。また、グループホーム等の利用者へサービスの情報提供を進め、利用を促進します。

②共同生活援助（グループホーム）

主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ及び食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		平成29年度 ^注	平成30年度	平成31年度	平成32年度
共同生活援助 (グループホーム)	利用人数(人/月)	18	18	19	20

注：平成29年9月までの実績をもとに算定

【今後の方向性】

障がい者の自立の促進や高齢化への対応のため、グループホームの拡充に努めるとともに、近隣市と連携しながらサービス供給量の確保に努めます。

また、地域の住民に対して障がいへの理解を促し、障がいのある人が利用しやすい環境を整備します。

③施設入所支援

施設入所者に対して、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		平成29年度 ^注	平成30年度	平成31年度	平成32年度
施設入所支援	利用人数(人/月)	10	10	10	9

注：平成29年9月までの実績をもとに算定

【今後の方向性】

施設入所支援の適切な利用を促すとともに、近隣市との広域的な調整を図ります。

(4) 計画相談支援、地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)

計画相談支援は、障がい福祉サービスを適正に利用できるよう、心身の状況や置かれている環境、サービス利用に関する意向、その他の事情等を勘案し、サービス等利用計画を作成するとともに、支給決定後はサービス等の利用状況の検証や見直し（モニタリング）等のケアマネジメントを行います。

地域移行支援は、入所施設や精神科病院等から退所・退院する際に支援を要する人に対し、入所施設や精神科病院等での地域移行の取組と連携し、地域移行に向けた支援を行います。

地域定着支援は、入所施設や精神科病院等から退所・退院した人、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等に対し、地域生活を継続するための支援を行います。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		平成 29 年度 ^注	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	利用人数（人/月）	41	42	46	50
地域移行支援	実利用人数	1	2	2	2
地域定着支援	実利用人数	0	1	1	1

注：平成 29 年 9 月までの実績をもとに算定

【今後の方向性】

計画相談支援については、利用者のニーズにあったサービス等利用計画が作成され、相談支援の質が確保されるよう、相談員に対する研修参加等を促進するとともに、相談支援事業の安定した事業運営を図ります。

地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）については、愛知県が指定する指定一般相談支援事業所と連携を図り、地域生活を継続できる体制を整備します。

3 地域生活支援事業の見込みと確保方策

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第 77 条において、市町村を実施主体とし法定化された事業です。

障がいのある人が、障がい福祉サービスやその他のサービスを利用しつつ、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的かつ効果的に実施します。

地域生活支援事業は、町の必須事業として位置付けられているものと町の施策等により任意に実施する事業があります。

必須事業

- ①理解促進研修・啓発事業
- ②自発的活動支援事業
- ③相談支援事業
- ④成年後見制度利用支援事業
- ⑤成年後見制度法人後見支援事業
- ⑥意思疎通支援事業
- ⑦日常生活用具給付等事業
- ⑧手話奉仕員養成研修事業
- ⑨移動支援事業
- ⑩地域活動支援センター機能強化事業

任意事業

- ①訪問入浴サービス事業
- ②日中一時支援事業
- ③自動車運転免許取得・改造助成事業
- ④更生訓練費給付事業

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活を送る上で生じる「社会的障壁」を取り除くため、地域の住民が障がいへの理解を深められるよう、研修や啓発事業を実施します。

本町では障がいのある人とない人が交流を通じ、相互理解を深めるための障がい者レクリエーション交流会を実施しています。

【今後の方向性】

町内の障がい者団体や障がい福祉サービス事業所と連携し、事業内容の充実を図ります。また、より多くの人たちが交流に参加してもらえよう、周知方法等を検討します。

② 自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）に対し、当事者団体の主体性を尊重し、活動場所や情報の提供などの支援をします。

【今後の方向性】

障がいのある人やその家族等が行う自発的活動に対して、情報提供などの支援ができるよう検討します。

③ 相談支援事業

障がいのある人や介助者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止や早期発見ができるよう関係機関との連携調整や権利擁護等の援助を行います。

本町では、東郷町障がい者相談支援センター「ローゼル（身体・知的）」と地域活動支援センター「柏葉（精神）」の2か所の相談支援事業者があります。

【サービス見込量】

サービスの種類	実績	見込み		
	平成 29 年度 ^注	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
相談支援事業				
障がい者相談支援事業（箇所）	2	2	2	2
基幹相談支援センター等機能強化事業（実施の有無）	無	無	無	検討
住宅入居等支援事業（実施の有無）	無	無	無	無

注：平成 29 年 9 月までの実績をもとに算定

【今後の方向性】

それぞれの障がいの特性に応じた相談支援事業が実施できるよう、町内の各相談支援事業者と連携し、相談体制を充実させます。また、自立支援協議会の運営を活性化させ、地域の実情等を踏まえた相談支援の強化を図ります。

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有益と認められる知的障がいのある人又は精神障がいのある人に対し、成年後見制度の申立てに必要な経費及び後見人等の報酬を支援します。

【サービス見込量】

サービスの種類	実績	見込み		
	平成 29 年度 ^注	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成年後見制度利用支援事業（人／年）	1	1	2	2

注：平成 29 年 9 月までの実績をもとに算定

【今後の方向性】

成年後見制度利用支援事業を必要とする障がいのある人の把握に努め、尾張東部成年後見センターと連携を図りながら実施します。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における市民後見人の活用も含めた法人後見活動を支援するため、実施団体に対する研修、実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

【今後の方向性】

実施団体である尾張東部成年後見センターの活動を支援します。

⑥意思疎通支援事業

聴覚、音声・言語機能などの障がいにより意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に対し、手話通訳者、要約筆記者等の派遣及び手話通訳者を配置し、意思疎通が円滑に行えるよう支援します。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		平成 29 年度 ^注	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話通訳者派遣事業	利用件数（件／年）	29	30	33	35
要約筆記者派遣事業	利用件数（件／年）	0	0	2	2
手話通訳者設置事業	設置人数（人）	1	1	1	1

注：平成 29 年 9 月までの実績をもとに算定

【今後の方向性】

手話通訳者、要約筆記者派遣事業においては、対象者に事業の周知を行うとともに、一般社団法人愛知県聴覚障害者協会、一般社団法人愛知県身体障害者福祉団体連合会への委託により、派遣事業を行います。

障がいのある人の利便性をより高めるため、近隣市と派遣事業及び手話通訳者設置事業の共同実施を検討します。

⑦日常生活用具給付等事業

身体障がいのある人等に対して、日常生活や介護が容易になる日常生活用具及び住宅改修工事費を給付します。

【サービス見込量】

サービスの種類	実績	見込み		
	平成 29 年度 ^注	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日常生活用具給付事業				
介護訓練支援用具（件／年）	3	3	3	3
自立生活支援用具（件／年）	5	5	6	6
在宅療養等支援用具（件／年）	4	4	4	4
情報・意思疎通支援用具（件／年）	4	5	5	5
排せつ管理支援用具（件／年）	560	571	583	600
住宅改修費（件／年）	1	1	1	1

注：平成 29 年 9 月までの実績をもとに算定

【今後の方向性】

日常生活用具等の給付を必要とする人に対して日常生活用具に関する情報の周知を図り、障がいの特性に合った給付を行います。

⑧手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人等との交流活動の促進や、町の広報活動等の支援者として期待される、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための研修を行います。

現在、日進市、長久手市、豊明市と合同で手話奉仕員養成講座（入門・基礎）を開催しています。

【サービス見込量】

サービスの種類	実績	見込み			
	平成 29 年度 ^注	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
手話奉仕員養成講座	修了者数（人／年）	12	16	16	16

注：平成 29 年 9 月までの実績をもとに算定

【今後の方向性】

継続して講座が開催できるよう、内容の充実を図るとともに、他の3市と連携を取りながら実施に努めます。

⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、地域での自立生活や社会参加を促すための外出の支援を行います。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		平成29年度注	平成30年度	平成31年度	平成32年度
移動支援事業	利用人数（人/月）	14	15	16	17
	利用時間数（時間/月）	82	95	110	130

注：平成29年9月までの実績をもとに算定

【今後の方向性】

障がいのある人の外出支援として不可欠な事業であるため、必要な人に情報が行きわたるよう事業を周知します。

⑩地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターの基礎的事業である創作的活動や生産活動の機会の提供、社会交流の促進に加え、機能強化事業では、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉関係者の調整や障がいのある人に対する理解促進を図るための啓発事業、相談支援事業を実施します。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		平成29年度注	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域活動支援センター	利用人数（人/月）	17	18	19	20
機能強化事業	事業者数（箇所）	1	1	1	1

注：平成29年9月までの実績をもとに算定

【今後の方向性】

基礎的事業では、サービス提供事業者の安定した供給が確保されるよう支援します。

機能強化事業においては、地域活動支援センター「柏葉」との連携を図り、事業所の安定した運営を支援するとともに、利用者のニーズに合ったサービス支援体制の整備を進めます。

(2)任意事業

①訪問入浴サービス事業

身体障がいのある人の生活を支援するため、身体の清潔保持、心身機能の維持等が図れるよう、居宅に訪問して入浴サービスを提供します。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		平成29年度 ^注	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問入浴サービス事業	利用人数（人/月）	2	2	2	3
	利用回数（日/月）	19	20	20	25

注：平成29年9月までの実績をもとに算定

【今後の方向性】

サービスの周知を図るとともに、利用者のニーズの把握に努め、利用を促進します。

②日中一時支援事業

障がいのある人の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図り、障がいのある人の日中における活動の場を確保します。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		平成29年度 ^注	平成30年度	平成31年度	平成32年度
タイムケア	利用人数（人/月）	67	72	75	78
	利用回数（回/月）	482	518	540	562
日中ショート	利用人数（人/月）	1	1	1	2
	利用回数（回/月）	2	2	2	4

注：平成29年9月までの実績をもとに算定

【今後の方向性】

サービス提供事業者の安定した供給が確保されるよう支援します。

③自動車運転免許取得・改造助成事業

身体障がいのある人に対して、普通自動車免許の取得に要した費用や自動車の改造に要した費用を助成します。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		平成 29 年度 ^注	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
運転免許取得	利用人数 (人/年)	1	1	1	1
自動車改造	利用人数 (人/年)	2	2	2	2

注：平成 29 年 9 月までの実績をもとに算定

【今後の方向性】

事業の周知を図り、利用を促進します。

④更生訓練費給付事業

就労移行支援事業や自立訓練事業を利用している障がいのある人に対し、訓練に必要な経費や交通費を助成します。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		平成 29 年度 ^注	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
更生訓練費	利用人数 (人/月)	10	11	12	13

注：平成 29 年 9 月までの実績をもとに算定

【今後の方向性】

事業の周知を図り、利用を促進します。

第5章 第1期東郷町障がい児福祉計画

第1節 障がい児福祉計画のポイント

障がい児福祉計画は、障がいのある子どもへの支援を適切に提供するため、障がい児のサービスの見込み等の数値目標を示す計画です。

障がい福祉計画と同様に、基本指針を踏まえた上で、平成30（2018）～32（2020）年度の3年間の障がい児のサービスの見込み量を算出し、その確保に向けた方策を定めます。

■国の基本指針のポイント

● 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・ 障がい児福祉計画の作成義務化。
- ・ 児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築。
- ・ 医療的ケア児支援のための保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置等。

第2節 障がい児のサービス等の実施目標

1 目標数値の設定

第1期障がい児福祉計画では、計画の最終年度となる平成32（2020）年度に向け、児童福祉法に基づいて提供される児童発達支援や放課後等デイサービス、障害児相談支援など、障がいのある子どもへの支援に関する数値目標を設定します。

数値目標の設定においては、施設及びサービス提供事業所の利用状況や、障がいのある子ども、その保護者の意向等、本町の実情を総合的に勘案した上で設定し、これらの目標の達成に向けて必要な各種障がい児のサービス等の提供体制を充実させていきます。

【国の基本指針】

平成32（2020）年度までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保、平成30（2018）年度末までに各市町村において、医療的ケア児支援のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場を設置することとされています。

【東郷町における目標】

項目	目標
平成32年度までに児童発達支援センターの設置	設置
平成32年度までに保育所等訪問支援の利用体制の構築	検討
平成32年度までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保	検討
平成30年度末までに、医療的ケア児支援のために各市町村又は各圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	設置

【今後の方向性】

「保育所等訪問支援の利用体制の構築」については、平成32（2020）年度末までに児童発達支援センターを設置することに併せて体制の構築を検討します。

「主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所」は、東郷町内での確保が難しい場合には、圏域でのサービス提供体制を整備します。

2 障がい児のサービスの見込みと確保方策

障がい児支援には、障がい児通所支援、障がい児相談支援及び障がい児入所支援があり、障がい児通所支援、障がい児相談支援は市町村が、障がい児入所支援は都道府県が実施します。

(1)障がい児通所支援

障がい児通所支援には、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援があります。

①児童発達支援

未就学の障がいのある子どもに日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		平成 29 年度 ^注	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	利用人数 (人/月)	35	38	41	45
	利用日数 (人日/月)	350	380	410	450

注：平成 29 年 9 月までの実績をもとに算定

【今後の方向性】

町内にあるサービス提供事業者が安定した運営ができるよう支援を行うとともに、利用者のニーズに対応できるよう、近隣市のサービス提供事業所とも連携を図ります。

②医療型児童発達支援

就学前の障がいのある子ども（上肢・下肢又は体幹の機能に障がいのある児童）に児童発達支援及び治療を行います。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		平成 29 年度 ^注	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
医療型児童発達支援	利用人数 (人/月)	0	0	0	0
	利用日数 (人日/月)	0	0	0	0

注：平成 29 年 9 月までの実績をもとに算定

【今後の方向性】

利用実績はありませんが、利用の希望があった場合に速やかにサービス提供につなげられるよう、近隣市のサービス提供事業所とも連携を図り、情報の収集・提供を行います。

③放課後等デイサービス

就学中の障がいのある子どもに、授業終了後又は夏休み等の学校休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		平成 29 年度 ^注	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
放課後等 デイサービス	利用人数（人/月）	85	100	110	120
	利用日数（人日/月）	738	900	990	1,080

注：平成 29 年 9 月までの実績をもとに算定

【今後の方向性】

町内にあるサービス提供事業者が継続的に運営できるよう、引き続き支援を行うとともに、利用者のニーズに対応できるよう、近隣市のサービス提供事業所とも連携を図ります。

④保育所等訪問支援

保育所等に通う障がいのある子どもに、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		平成 29 年度 ^注	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
保育所等訪問支援	利用人数（人/月）	0	0	0	0
	利用日数（人日/月）	0	0	0	0

注：平成 29 年 9 月までの実績をもとに算定

【今後の方向性】

保育園等に通う障がいのある子どもが集団生活に適応できるよう、療育支援事業を実施する職員による支援チームが町内の保育園を訪問し、障がいの特性に応じた専門的な支援を実施しており、今後も引き続き支援を行います。

保育所等訪問支援の利用希望があった場合には、速やかにサービス提供につなげられるよう、近隣市のサービス提供事業所とも連携を図り、情報の収集・提供を行うとともに、児童発達支援センターの設置の際には、提供方法を検討します。

⑤居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅訪問型 児童発達支援	利用人数（人/月）		0	0	0
	利用日数（人日/月）		0	0	0

【今後の方向性】

居宅訪問型児童発達支援は、平成 30（2018）年度から開始する新しいサービスです。利用の希望があった場合に、速やかにサービス提供につなげられるよう、近隣市のサービス提供事業所とも連携を図り、情報の収集・提供を行います。

(2)障がい児相談支援

計画相談支援と同様に、障がい児通所支援を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		平成 29 年度 ^注	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障がい児相談支援	利用人数（人/月）	22	24	26	28

注：平成 29 年 9 月までの実績をもとに算定

【今後の方向性】

利用者のニーズにあった障がい児支援利用計画が作成され、相談支援の質が確保されるよう、相談員に対する研修への参加等を促進するとともに、相談支援事業の安定した事業運営を図ります。

(3) 医療的ケア児に対するコーディネーター

医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、提供につなげる必要があります。協議の場に参画し地域の課題整理や地域資源の開発等を行いながら地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターを養成・配置します。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
配置人数	配置人数 (人/月)		0	0	1

【今後の方向性】

相談支援専門員、保健師、看護師などに対し、研修や講座等を周知し、近隣市とも連携を図りながら、コーディネーターの養成・配置に努めます。

(4) 子ども・子育て支援事業計画との連携

第1期東郷町障がい児福祉計画の策定にあたり、障がい福祉に関連する部署と子育て支援に関連する部署が連携し、障がい児支援の体制づくりを行う必要があります。本計画においては、障がい児の保育所等の見込み量を以下のとおり設定します。

サービス種別	単位	実績	見込み		
		平成 29 年度 ^注	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
保育所	人	5	5	5	5
放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	人	1	1	1	1
認定こども園	人	0	0	0	0

注：平成 29 年 9 月までの実績をもとに算定

【今後の方向性】

障がい福祉に関連する部署と子育て支援に関連する部署で連携を図ります。

第6章 推進体制

1 庁内連携

保健・医療・福祉・教育・雇用・まちづくり等、幅広い分野で障がい者施策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内の関係部署との連携をこれまで以上に強化した推進体制を整備します。

2 団体、事業者等との連携

障がい者団体連絡会や当事者団体、民間非営利団体（NPO）、サービス提供事業所、社会福祉協議会、社会福祉施設、医療施設等との連携と協力のもと、計画の推進を図ります。

また、計画の総合的な推進に向け、自立支援協議会での専門部会を開催し、保健・医療・福祉を始め、教育、就労、生活環境、相談支援等関連する各分野での具体的な協議を行うとともに情報共有を図ることで、連携体制を強化します。

3 広域的な連携

障がいのある人や障がいのある子ども、その家族が利用する障がい福祉サービスは町内だけでなく、近隣市を始めとして、幅広い範囲にわたっています。そのため、尾張東部障害保健福祉圏域（東郷町、瀬戸市、尾張旭市、日進市、長久手市、豊明市）や、その他障がい者福祉に関わる行政機関、社会福祉法人、関係団体等との連携を強化し、施設の広域的な活用や事業との共同推進、事務事業の合理化等、福祉サービスを向上します。

また、国や愛知県との密接な連携を進め、行財政上必要な措置についても要請していきます。

4 国の動向に対応した見直し

国における制度改正や見直しについては、随時その動向を踏まえつつ、本福祉ビジョンにおいても必要に応じて見直し等を行います。

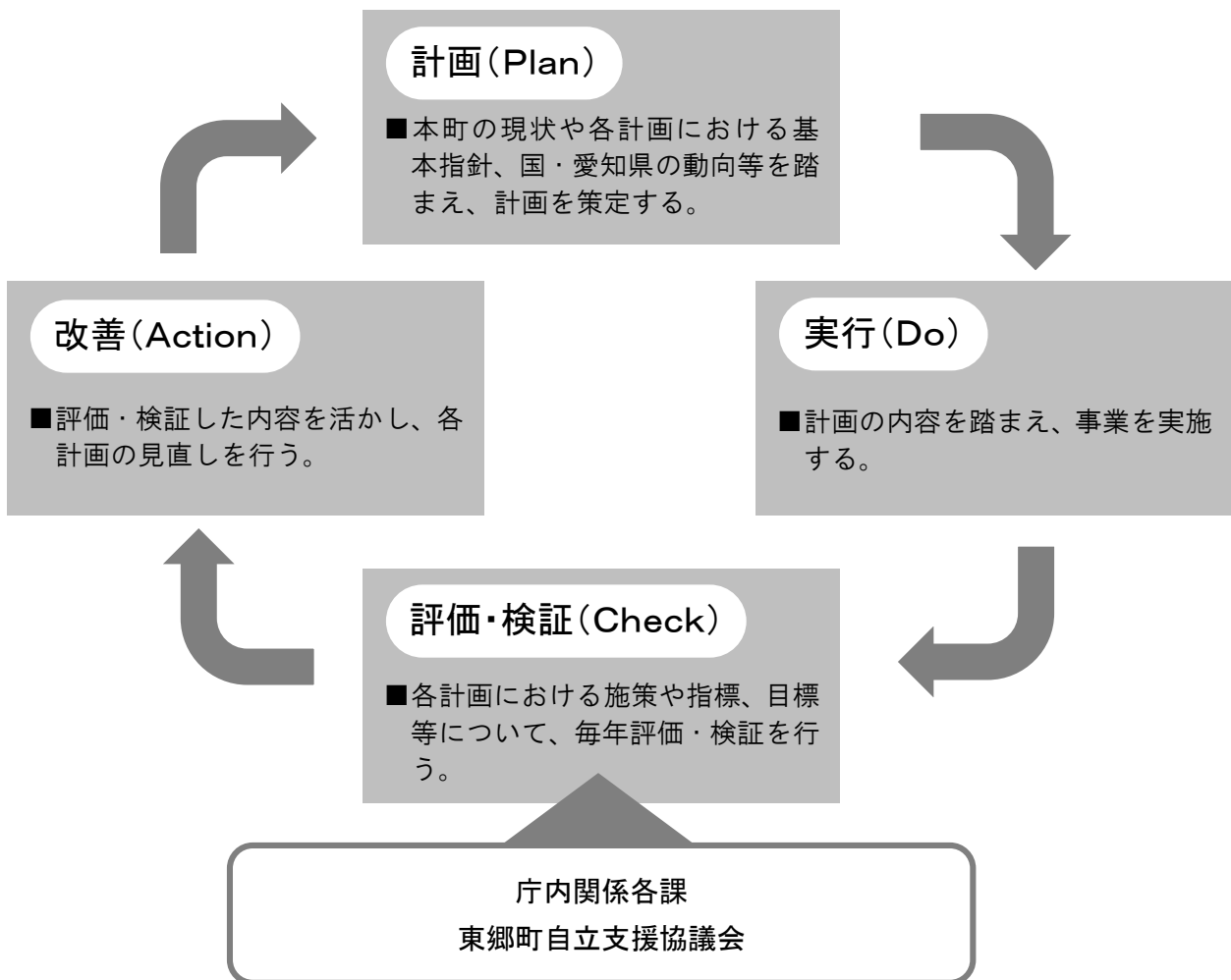
また、それに関連する情報等においてもホームページや広報紙等で情報提供を行い、障がいのある人やその家族が利用しやすい環境づくりや事業参入しやすい体制づくりに努めます。

5 当事者視点のサービス提供及び計画の進捗管理

本福祉ビジョンに掲げる各計画の推進や障がい福祉サービスの提供にあたり、障がいのある人や障がいのある子ども、その家族の意向を把握・反映するためにアンケート調査やヒアリングの実施及び当事者同士が意見交換できる場を設けます。また、事業所の今後のサービス提供の方向性や専門的な立場からの意見を把握し、取組の見直し等に活用するとともに、サービスの適切な提供と質の向上を図るため、国、愛知県、その他関係機関と連携し、事業所に対して適切な指導・助言を実施します。

本福祉ビジョンに掲げる各計画の実施状況の点検と進行管理においては、障がいのある人や関係団体およびサービス事業者の代表、保健・医療・福祉専門職、学識経験者、町関係部署の担当者等で構成される東郷町自立支援協議会を活用しながら行います。評価・検討した内容については、施策や指標の見直し・精査等に活かし、最終年度においては、検証結果に基づき、上位計画や関連計画との整合性を踏まえ、次期計画を策定します。

■東郷町障がい福祉ビジョンにおけるPDCAサイクルのイメージ



資料編

1 策定の経過

日 時	内 容
平成 29 年 8 月 30 日	第 1 回東郷町障がい者計画等策定委員会 ・東郷町障がい福祉ビジョン策定について ・スケジュールについて
平成 29 年 9 月 1 日～9 月 13 日	東郷町障がい福祉ビジョン策定に係る団体ヒアリング調査の実施 ・特別支援学校・特別支援学級 ・サービス提供事業所 ・障がい者団体
平成 29 年 11 月 7 日	第 2 回東郷町障がい者計画等策定委員会 ・団体ヒアリングの結果について ・東郷町障がい福祉ビジョン（案）について
平成 29 年 12 月 18 日	東郷町自立支援協議会 ・東郷町障がい福祉ビジョン（案）について
平成 30 年 1 月 12 日	第 3 回東郷町障がい者計画等策定委員会 ・東郷町障がい福祉ビジョン（案）について ・パブリックコメントについて
平成 30 年 2 月 1 日～2 月 21 日	パブリックコメントの実施
平成 30 年 3 月	東郷町障がい福祉ビジョン策定

2 策定委員会要綱

東郷町障がい者計画等策定委員会設置要綱

東郷町障がい者計画等策定委員会設置要綱（平成17年8月26日施行）の全部を改正する。

（設置）

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定による障がい者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定による障がい福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20の規定による障がい児福祉計画の策定及び変更に当たり、必要な事項について検討を行うため、東郷町障がい者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、必要な検討を行う。

- (1) 東郷町障がい者計画、東郷町障がい福祉計画及び東郷町障がい児福祉計画（以下「障がい者計画等」という。）の策定及び変更に関すること。
- (2) その他町長が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 医療関係機関の代表者
- (3) 各種関係団体の代表者
- (4) 障がい関係事業所の代表者
- (5) 学識経験者

（任期）

第4条 委員の任期は、任命の日から障がい者計画等の策定又は変更が完了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を統括し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員任命後最初の会議は、町長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(報償)

第7条 会議に出席した委員（公務で出席した者を除く。）に、予算の定めるところにより報償金を支払うものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月30日から施行する。

3 策定委員会名簿

構成関係機関	役 職	氏 名
関係行政機関	愛知県瀬戸保健所代表	木村 誠子
	東郷町健康部健康課代表	梅木 千鶴
医療関係機関	東名古屋東郷町医師会代表	亀井 洋太郎
各種関係団体	障がい者団体連絡会代表	杉本 久
	東郷町身体障害者福祉協議会代表	大西 修
	東郷町知的障害児・者連絡協議会代表	三矢 あずみ
	東郷町民生委員児童委員協議会代表	加藤 美鈴
	東郷町社会福祉協議会代表	水野 逸馬
	東郷町商工会代表	川村 栄治
障がい関係 事業所	東郷町障がい者相談支援センター ローゼル代表	逸見 紀子
	医療法人和合会 柏葉代表	高野 久仁子
	児童発達支援事業所 ハーモニー代表	坂野 江里子
学識経験者	東郷町立小中学校代表	深谷 正勝

(敬称略)

4 第4次東郷町障がい者計画の目標指標一覧

基本目標 1 障がいのある子の育ち・学びへの支援

(1) 相談体制と早期療育の充実

No.	事業	指標	現状 (H28年度)	目標 (H32年度)
1	子育てに関する相談の実施	こども相談(障がいのある人分)の相談件数	259件	充実
2	療育システム	関係機関との連携・調整	17回	充実
3	なかよし教室	参加実人数	91人	継続
4	らっこ教室	らっこ教室の定員	15人	継続
5	児童発達支援事業所ハーモニーの推進	児童発達支援事業所の定員	30人	継続
6	基本相談支援	子どもに関する相談件数	82件	充実
7	児童発達支援センターの設置	児童発達支援センターの設置	未設置	設置
8	ことばの相談	相談延べ人数	55人	充実
9	4歳児発達相談 5歳児発達相談 すくすく発達相談(5歳児スクリーニング)	4歳・5歳児発達相談の相談延べ人数	19人	充実
10	児童発達支援事業	利用延べ日数/月	322日	450日

(2) 共に育つ保育の充実

No.	事業	指標	現状 (H28年度)	目標 (H32年度)
1	障がい児等療育支援事業	支援の実施	3件	継続
2	障がい児保育	支援の実施	実施	継続

(3) 共に学ぶ教育環境の充実

No.	事業	指標	現状 (H28年度)	目標 (H32年度)
1	就学指導	就学指導を実施した児童生徒数	26人	継続
2	特別支援教育	特別支援学級の児童生徒数	68人	継続
3	発達障がいへの理解	特別支援教育に係る研修参加人数	51人	継続
4	学校のバリアフリー化	障がい者トイレの設置校数	7校 (9箇所)	9校 (11箇所)
5	特別支援教育就学奨励費の支給	奨励費支給人数	63人	継続

No.	事業	指標	現状 (H28年度)	目標 (H32年度)
6	放課後等デイサービス	利用延べ日数/月	635日	1,080日

基本目標2 障がいのある人の就労環境の整備

(1) 障がいのある人の就労支援

No.	事業	指標	現状 (H28年度)	目標 (H32年度)
1	就労移行支援	利用延べ日数/月	157日	288日
2	就労継続支援	利用延べ日数/月	A型 418日 B型 670日	A型 548日 B型 876日
3	地域活動支援センター	利用延べ日数/月	126日	150日
4	就労定着支援	利用延べ人数/月	—	11人
5	更生訓練費給付事業	利用延べ人数/月	10人	13人

(2) 雇用の促進

No.	事業	指標	現状 (H28年度)	目標 (H32年度)
1	町職員の障がい者雇用	町職員の障がい者雇用率	3.17% (法定雇用率 2.3%)	法定雇用率
2	障がい者雇用の促進と就業支援	関係機関との連携	実施	継続
3	雇用主や職場における障がい特性への理解促進	理解促進の啓発活動	未実施	実施

基本目標3 日常生活を応援するサービスの充実

(1) 保健・医療・福祉・教育の連携

No.	事業	指標	現状 (H28年度)	目標 (H32年度)
1	連携による総合的な保健・医療・福祉・教育サービスの体制	連携によるサービス提供体制の強化・充実	実施	継続

(2) 相談体制の充実

No.	事業	指標	現状 (H28年度)	目標 (H32年度)
1	障がい者手帳の交付	手帳交付における支援	実施	継続
2	相談支援事業の実施	障がい者相談支援センターの周知	実施	充実
3	難病相談	相談件数(瀬戸保健所管内)	116件	継続
4	精神保健福祉相談	相談件数 ・瀬戸保健所(管内) ・地域活動支援センター「柏葉」 ・東郷町障がい者相談支援センター「ローゼル」	1,302件 3,419件 9件	継続
5	家族懇談会	参加延べ人数(瀬戸保健所管内)	115人	継続
6	計画相談支援・障がい児相談支援	サービス等利用計画などの延べ作成件数	679件	936件
7	地域相談支援	地域移行支援の実利用人数	1人	2人

(3) ホームヘルパー等を派遣するサービス

No.	事業	指標	現状 (H28年度)	目標 (H32年度)
1	居宅介護	利用延べ時間/月	302時間	363時間
2	重度訪問介護	利用延べ時間/月	0時間	必要に応じて提供
3	重度障害者等包括支援	利用延べ時間/月	0時間	必要に応じて提供
4	同行援護	利用延べ時間/月	15時間	40時間
5	行動援護	利用延べ時間/月	0時間	必要に応じて提供
6	移動支援	利用延べ時間/月	101時間	130時間
7	訪問入浴サービス	利用延べ日数/月	22日	25日

(4) 身体機能の維持や創作活動等を提供するサービス

No.	事業	指標	現状 (H28年度)	目標 (H32年度)
1	生活介護	利用延べ日数/月	694日	820日
2	療養介護	利用延べ日数/月	30日	30日
3	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	利用延べ日数/月 機能訓練	31日	必要に応じて提供
		利用延べ日数/月 生活訓練	0日	20日
4	地域活動支援センター	利用延べ日数/月	126日	150日

No.	事業	指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
5	日中一時支援(タイムケア)	利用延べ日数/月	433 日	562 日
6	児童発達支援事業	利用延べ日数/月	322 日	450 日
7	放課後等デイサービス	利用延べ日数/月	635 日	1,080 日
8	更生訓練費給付事業	利用延べ人数/月	10 人	13 人

(5) 障がいのある人を一時的に預かり介護負担を軽減するサービス

No.	事業	指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
1	短期入所(ショートステイ)	利用延べ日数/月	57 日	66 日
2	日中一時支援(日中ショート)	利用延べ日数/月	1 日	4 日

(6) 障がいのある人が地域で生活する居住の場の提供・確保

No.	事業	指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
1	施設入所支援	実利用人数	11 人	9 人
2	共同生活援助(グループホーム)	実利用人数	16 人	20 人
3	障がい児入所支援	事業の推進	実施	継続
4	住宅改修費の助成	住宅改修件数	0 件	継続
5	人にやさしい住宅リフォーム事業費補助事業	住宅改修件数	0 件	継続
6	自立生活援助	実利用人数	—	1 人

(7) 生活を支えるサービスの充実

No.	事業	指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
1	寝具洗濯乾燥サービス	利用延べ人数	2 人	継続
2	理髪サービス	利用延べ人数	11 人	継続
3	家族介護支援事業(紙おむつの給付)	利用延べ人数	182 人	継続
4	緊急通報システム	設置人数	0 人	1 人
5	難病患者と家族の集い	参加延べ人数(瀬戸保健所管内)	68 人	継続

No.	事業	指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
6	NHK受信料の免除の周知等	新規申請件数	31 件	継続
7	補装具の交付	交付延べ件数	45 件	58 件
8	日常生活用具の給付	交付延べ件数（ストマ以外） 交付延べ件数（ストマのみ）	19 件 559 件	19 件 600 件
9	車いすの貸与	車いすの貸し出し件数	132 件	継続

(8) 生活を支える経済的支援の充実

No.	事業	指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
1	国民年金加入・受給促進	周知・啓発の推進	実施	継続
2	障がい者扶助料	障がい者扶助料の支給	実施	継続
3	在日外国人重度障がい者福祉給付金の支給	手当の支給	0 人	継続
4	特別障害者手当等	手当の支給	33 人	継続
5	愛知県在宅重度障害者手当	手当の支給	296 人	継続
6	心身障害者扶養共済	扶養共済加入者数	12 人	継続
7	特別障害給付金の受給促進	制度の周知	実施	必要に応じて提供
8	特別児童扶養手当	手当の支給	109 人	継続
9	共同生活援助(グループホーム)への支援	特定障害者特別給付費の支給対象者(家賃補助対象分)	15 人	18 人

基本目標 4 安心して健やかに暮らすための保健・医療の推進

(1) 身体とこころの健康を維持するための支援

No.	事業	指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
1	健康診査	健診受診率(人数) ・20～39歳の人のための健診 ・特定健診(40歳以上の国民健康保険加入者)の速報値	13.5% (331人) 47.0% (3,269人)	充実 特定健康診査等実施計画に準じる
2	訪問指導(成人、精神)	訪問指導実人数	3人	充実

No.	事業	指標	現状 (H28年度)	目標 (H32年度)
3	健康相談	重点健康相談延べ回数 こころの健康相談延べ回数	55回 7回	充実
4	健康教育	集団健康教育延べ回数	56回	充実

(2) 医療環境の充実

No.	事業	指標	現状 (H28年度)	目標 (H32年度)
1	訪問看護	訪問件数（医療）	722件	継続
2	障がい者医療費の支給	受給者数	386人	継続
3	精神障がい者医療費の支給	受給者数	600人	継続
4	自立支援医療(更生医療)	受給者数	100人	継続
5	自立支援医療(精神科通院医療)	受給者数	542人	継続
6	自立支援医療(育成医療)	受給者数	10人	継続
7	後期高齢者福祉医療	受給者数	519人	継続

基本目標5 障がいのある人もない人も共に生きる環境づくり

(1) 障がいのある人への理解の促進

No.	事業	指標	現状 (H28年度)	目標 (H32年度)
1	職員研修	職員研修の開催回数	1回	継続
2	障がいのある人への理解	啓発の推進	実施	継続
3	「障害者差別解消法」についての周知・啓発	障害者差別解消法の啓発	実施	継続

(2) 交流機会の拡充と地域社会での交流の促進

No.	事業	指標	現状 (H28年度)	目標 (H32年度)
1	障がい者団体の支援	支援団体数	4団体	4団体
2	スポーツ・レクリエーション大会	参加人数	159人	250人

(3) 福祉教育・健康教育の充実

No.	事業	指標	現状 (H28年度)	目標 (H32年度)
1	各学校における福祉教育の推進	福祉教育の推進	実施	充実
2	東郷町社会福祉協力校事業	実施校	全小中学校	全小中学校
3	青少年等ボランティア福祉体験学習事業	参加人数	158人	220人

(4) 多様な手段による情報バリアフリーの推進

No.	事業	指標	現状 (H28年度)	目標 (H32年度)
1	音訳広報等	利用者数	8人	継続
2	点字図書貸出	点字図書蔵書数	333冊	充実
3	コミュニケーション支援	手話通訳者の派遣延べ件数 要約筆記者の派遣延べ件数	29件 0件	35件 2件
4	選挙における障がいのある人への支援	郵便等不在者投票制度の周知	実施	充実
5	ボランティアの養成	養成講座の受講人数	8人	30人

基本目標6 地域で安心して暮らせるまちづくり

(1) 移動しやすいまちづくり・移動支援の充実

No.	事業	指標	現状 (H28年度)	目標 (H32年度)
1	人にやさしいまちづくり計画の推進	各目標の推進	各施設管理者にて実施	充実
2	障がい者タクシー料金助成	タクシー券交付者数	370人	継続
3	外出支援サービス	利用者数	2人	充実
4	障がい者用自動車改造費の補助	申請件数	0件	継続
5	自動車運転免許取得費の補助	申請件数	0件	継続
6	駐車可の標章の交付の周知	制度の周知	実施	継続
7	各交通料金の割引の周知	制度の周知	実施	継続
8	軽自動車税の減免	利用人数	63人	継続
9	巡回バス運行事業	運行車数（ノンステップバス）	4台	4台

(2) 防災・災害対策の充実

No.	事業	指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
1	避難行動要支援者の把握	台帳の整備	実施	充実
2	災害時の支援体制・協力体制の確立	体制の整備	継続	充実
3	災害ボランティア	地域サポーター研修の実施	実施	継続
4	福祉避難所の設置	福祉避難所の周知	未実施	実施
5	各地区における避難行動要支援者への災害時支援	避難所における障がいのある人の受け入れ体制整備	未実施	実施
6	ファックス・携帯電話による 119 番受付	ファックス・携帯電話（「NET 119」）による受付の実施	実施	継続

(3) 権利擁護の充実

No.	事業	指標	現状 (H28 年度)	目標 (H32 年度)
1	権利擁護の実施と普及	町長による成年後見申立て件数（障がい者）	0 件	継続
2	尾張東部成年後見センターとの連携	成年後見制度利用者（法人後見）	6 人	継続
3	法律の周知・啓発	周知・啓発の推進	実施	継続
4	障がい者虐待における支援体制	虐待対応マニュアルの作成	未実施	実施
5	連携協力体制整備事業	協力体制の整備・充実	未実施	実施
6	虐待防止対策支援事業	虐待防止対策の推進	実施	継続
7	障がい者虐待に係る居室確保事業	居室の確保	検討	実施

5 第4次東郷町障がい者計画(平成27年度～平成29年度)の評価

平成27(2015)年3月に策定した「第4次東郷町障がい者計画」の平成28(2016)年度の実績値と平成32(2020)年度の目標値を比較し、A:目標達成、B:進捗している(平成25(2013)年度実績値より増加又は同等)、C:進捗していない(平成25(2013)年度実績値より低下)の3段階として、事業を分類しています。

なお、平成32(2020)年度の目標値は、計画策定当時の目標値を掲載しています。

基本目標1 障がいのある子の育ち・学びへの支援

(1) 相談支援体制と早期療育の充実

No.	事業	指標	平成25年度	平成28年度 実績値	平成32年度 目標値	評価
1	子育てに関する相談の実施	子ども相談(障がいのある人分)の相談件数	92件	259件	充実	A
2	療育システム	関係機関との連携・調整	13回	17回	充実	A
3	なかよし教室	参加実人数	75人	91人	継続	A
4	らっこちゃんルーム	らっこちゃんルームの定員	15人	15人	継続	A
5	児童発達支援事業所の設置	児童発達支援事業所の定員	10人 (カンガルー教室)	30人	拡大	A
6	基本相談支援	子どもに関する相談件数	12件	82件	充実	A
7	児童発達支援センターの実施	児童発達支援センターの実施	未実施	未実施	検討	C
8	ことばの相談	参加延べ人数	47人	55人	充実	A
9	4歳児発達相談 5歳児発達相談	参加延べ人数	12人	19人	拡大	A
10	児童発達支援事業	利用延べ日数/月	82日	322日	215日	A

(2) 共に育つ保育の充実

No.	事業	指標	平成25年度	平成28年度 実績値	平成32年度 目標値	評価
1	障がい児等療育支援事業	支援の実施	2件	3件	継続	A
2	障がい児保育	支援の実施	実施	実施	継続	A

(3) 共に学ぶ教育環境の充実

No.	事業	指標	平成 25 年度	平成 28 年度 実績値	平成 32 年度 目標値	評価
1	就学指導	就学指導を実施した児童生徒数	36 人	26 人	充実	C
2	特別支援教育	特別支援学級の児童生徒数	52 人	68 人	—	A
3	発達障がいへの理解	特別支援教育に係る研修参加人数	18 人	51 人	継続	A
4	学校のバリアフリー化	障がい者トイレの設置校数	7 校 (9 箇所)	7 校 (9 箇所)	9 校 (11 箇所)	B
5	特別支援教育就学奨励費の支給	奨励費支給人数	48 人	63 人	—	A
6	放課後等デイサービス	利用延べ日数/月	242 日	635 日	600 日	A

基本目標 2 障がいのある人の就労環境の整備

(1) 障がいのある人の就労支援

No.	事業	指標	平成 25 年度	平成 28 年度 実績値	平成 32 年度 目標値	評価
1	就労移行支援	利用延べ日数/月	95 日	157 日	200 日	B
2	就労継続支援	利用延べ日数/月	A型 247 日 B型 571 日	A型 418 日 B型 670 日	A型 735 日 B型 1,040 日	B
3	地域活動支援センター	利用延べ日数/月	78 日	126 日	200 日	B

(2) 雇用の促進

No.	事業	指標	平成 25 年度	平成 28 年度 実績値	平成 32 年度 目標値	評価
1	町職員の障がい者雇用	町職員の障がい者雇用率	2.56%	3.17% (法定雇用率 2.3%)	法定雇用率	A
2	障がい者雇用の促進と就業支援	関係機関との連携	実施	実施	継続	A
3	雇用主や職場における障がい特性への理解促進	理解促進の啓発活動	未実施	未実施	実施	C

基本目標3 日常生活を応援するサービスの充実

(1) 保健・医療・福祉・教育の連携

No.	事業	指標	平成 25 年度	平成 28 年度 実績値	平成 32 年度 目標値	評価
1	連携による総合的な保健・医療・福祉・教育サービスの体制	連携によるサービス提供体制の強化・充実	実施	実施	継続	A

(2) 相談体制の充実

No.	事業	指標	平成 25 年度	平成 28 年度 実績値	平成 32 年度 目標値	評価
1	障がい者手帳の交付	手帳交付における支援	実施	実施	継続	A
2	相談支援事業の実施	障がい者相談支援センターの周知	実施	実施	充実	B
3	難病相談	相談件数(瀬戸保健所管内)	120 件	116 件	継続	A
4	精神保健福祉相談	相談件数 ・瀬戸保健所(管内) ・地域活動支援センター柏葉 ・東郷町障がい者相談支援センター「ローゼル」	1,200 件 1,901 件 31 件	1,302 件 3,419 件 9 件	継続	A
5	家族懇談会	参加延べ人数(瀬戸保健所管内)	135 人	115 人	継続	A
6	計画相談支援・障がい児相談支援	サービス等利用計画などの延べ作成件数	198 件	679 件	780 件	B

(3) ホームヘルパー等を派遣するサービス

No.	事業	指標	平成 25 年度	平成 28 年度 実績値	平成 32 年度 目標値	評価
1	居宅介護	利用延べ時間/月	232 時間	302 時間	400 時間	B
2	重度訪問介護	利用延べ時間/月	161 時間	0 時間	必要に応じて提供	A
3	重度障害者等包括支援	利用延べ時間/月	0 時間	0 時間	必要に応じて提供	A
4	同行援護	利用延べ時間/月	5 時間	15 時間	33 時間	B
5	行動援護	利用延べ時間/月	0 時間	0 時間	必要に応じて提供	A
6	移動支援	利用延べ時間/月	145 時間	101 時間	200 時間	C
7	訪問入浴サービス	利用延べ日数/月	9 日	22 日	19 日	A

(4) 身体機能の維持や創作活動等を提供するサービス

No.	事業	指標	平成 25 年度	平成 28 年度 実績値	平成 32 年度 目標値	評価
1	生活介護	利用延べ日数/月	649 日	694 日	900 日	B
2	療養介護	利用延べ日数/月	30 日	30 日	30 日	A
3	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	利用延べ日数/月 機能訓練	0 日	31 日	必要に応じて提供	B
		利用延べ日数/月 生活訓練	41 日	0 日		
4	地域活動支援センター【再掲】	利用延べ日数/月	78 日	126 日	200 日	B
5	日中一時支援（タイムケア）	利用延べ日数/月	587 日	433 日	620 日	C
6	児童発達支援事業【再掲】	利用延べ日数/月	82 日	322 日	215 日	A
7	放課後等デイサービス【再掲】	利用延べ日数/月	242 日	635 日	600 日	A

(5) 障がいのある人を一時的に預かり介護負担を軽減するサービス

No.	事業	指標	平成 25 年度	平成 28 年度 実績値	平成 32 年度 目標値	評価
1	短期入所（ショートステイ）	利用延べ日数/月	69 日	57 日	100 日	C
2	日中一時支援（日中ショート）	利用延べ日数/月	2 日	1 日	5 日	C

(6) 障がいのある人が地域で生活する居住の場の提供・確保

No.	事業	指標	平成 25 年度	平成 28 年度 実績値	平成 32 年度 目標値	評価
1	施設入所支援	実利用人数	8 人	11 人	6 人	C
2	共同生活援助（グループホーム）	実利用人数	13 人	16 人	18 人	B
3	障がい児入所支援	事業の推進	実施	実施	継続	A
4	住宅改修費の助成	住宅改修件数	1 件	0 件	継続	A
5	人にやさしい住宅リフォーム事業費補助事業	住宅改修件数	0 件	0 件	継続	A

(7) 生活を支えるサービスの充実

No.	事業	指標	平成 25 年度	平成 28 年度 実績値	平成 32 年度 目標値	評価
1	寝具洗濯乾燥サービス	利用延べ人数	3 人	2 人	9 人	C
2	理髪サービス	利用延べ人数	32 人	11 人	62 人	C
3	家族介護支援事業（紙おむつの給付）	利用延べ人数	219 人	182 人	270 人	C

No.	事業	指標	平成 25 年度	平成 28 年度 実績値	平成 32 年度 目標値	評価
4	緊急通報システム	設置人数	0 人	0 人	1 人	B
5	難病患者と家族の集い	参加延べ人数（瀬戸保健所管内）	111 人	68 人	継続	A
6	N H K 受信料の免除の周知等	新規申請件数	34 件	31 件	継続	A
7	補装具の交付	交付延べ件数	51 件	45 件	58 件	C
8	日常生活用具の給付	交付延べ件数 （ストマ以外） （ストマのみ）	17 件 479 件	19 件 559 件	19 件 550 件	A
9	車いすの貸与	車いすの貸し出し件数	100 件	132 件	継続	A

（8）生活を支える経済的支援の充実

No.	事業	指標	平成 25 年度	平成 28 年度 実績値	平成 32 年度 目標値	評価
1	国民年金加入・受給促進	周知・啓発の推進	実施	実施	継続	A
2	障がい者扶助料	障がい者扶助料の支給	実施	実施	継続	A
3	在日外国人重度障がい者福祉給付金の支給	手当の支給	0 人	0 人	継続	A
4	特別障害者手当等	手当の支給	34 人	33 人	継続	A
5	愛知県在宅重度障害者手当	手当の支給	342 人	296 人	継続	A
6	心身障害者扶養共済	扶養共済加入者数	16 人	12 人	継続	A
7	特別障害給付金の受給促進	制度の周知	実施	実施	必要に応じて提供	A
8	特別児童扶養手当	手当の支給	73 人	109 人	継続	A
9	共同生活援助（グループホーム）への支援	特定障害者特別給付費の支給対象者（家賃補助対象分）	13 人	15 人	18 人	B

基本目標 4 安心してすこやかに暮らすための保健・医療の充実

（1）身体とこころの健康を維持するための支援

No.	事業	指標	平成 25 年度	平成 28 年度 実績値	平成 32 年度 目標値	評価
1	健康診査	健診受診率（人数） ・20～39 歳の方のための健診 ・特定健診（40 歳以上の国民健康保険加入者）	6.5% (173 人) 43.8% (3,103 人)	13.5% (331 人) 47.0% (3,269 人)	充実 特定健診実施計画に準じる	B

No.	事業	指標	平成 25 年度	平成 28 年度 実績値	平成 32 年度 目標値	評価
2	訪問指導	訪問指導実人数 (成人、精神)	2 人	3 人	充実	A
3	健康相談	重点健康相談延べ 回数 こころの健康相談 延べ回数	62 回 17 回	55 回 7 回	充実	C
4	健康教育	集団健康教育延べ 回数	21 回	56 回	充実	A

(2) 医療環境の充実

No.	事業	指標	平成 25 年度	平成 28 年度 実績値	平成 32 年度 目標値	評価
1	訪問看護	訪問件数 (医療)	1,089 件	722 件	充実	C
2	障がい者医療費の支給	受給者数	375 人	386 人	継続	A
3	精神障がい者医療費の 支給	受給者数	430 人	600 人	継続	A
4	自立支援医療 (更生医 療)	受給者数	89 人	100 人	継続	A
5	自立支援医療 (精神科通 院医療)	受給者数	481 人	542 人	継続	A
6	自立支援医療 (育成医 療)	受給者数	8 人	10 人	継続	A
7	後期高齢者福祉医療	受給者数	455 人	519 人	継続	A

基本目標 5 障がいのある人もない人も共に生きる環境づくり

(1) 障がいのある人への理解の促進

No.	事業	指標	平成 25 年度	平成 28 年度 実績値	平成 32 年度 目標値	評価
1	職員研修	職員研修の開催回 数	1 回	1 回	継続	A
2	障がいのある人への理 解	啓発の推進	実施	実施	継続	A
3	「障害者差別解消法」に ついての周知・啓発	障害者差別解消法 の啓発	未実施	実施	実施	A

(2) 交流機会の拡充と地域社会での交流の促進

No.	事業	指標	平成 25 年度	平成 28 年度 実績値	平成 32 年度 目標値	評価
1	障がい者団体の支援	支援団体数	2 団体	4 団体	4 団体	A
2	スポーツ・レクリエーシ ョン大会	参加人数	241 人	159 人	250 人	C

(3) 福祉教育・健康教育の充実

No.	事業	指標	平成 25 年度	平成 28 年度 実績値	平成 32 年度 目標値	評価
1	各学校における福祉教育の推進	福祉教育の推進	実施	実施	充実	B
2	東郷町社会福祉協力校事業	実施校	全小中学校	全小中学校	全小中学校	A
3	青少年等ボランティア福祉体験学習事業	参加人数	80 人	158 人	150 人	A

(4) 多様な手段による情報バリアフリーの推進

No.	事業	指標	平成 25 年度	平成 28 年度 実績値	平成 32 年度 目標値	評価
1	音訳広報等	利用者数	13 人	8 人	継続	A
2	点字図書貸出	点字図書蔵書数	290 冊	333 冊	充実	A
3	コミュニケーション支援	手話通訳者の派遣延べ件数 要約筆記者の派遣延べ件数	34 件 0 件	29 件 0 件	38 件 2 件	C
4	選挙における障がいのある人への支援	郵便等不在者投票制度の周知	実施	実施	充実	B
5	ボランティアの養成	養成講座の受講人数	17 人	8 人	30 人	C

基本目標 6 地域で安心して暮らせるまちづくり

(1) 移動しやすいまちづくり・移動支援の充実

No.	事業	指標	平成 25 年度	平成 28 年度 実績値	平成 32 年度 目標値	評価
1	人にやさしいまちづくり計画の推進	各目標の推進	各施設管理者にて実施	各施設管理者にて実施	充実	B
2	障がい者タクシー料金助成	タクシー券交付者数	340 人	370 人	継続	A
3	外出支援サービス	利用者数	1 人	2 人	充実	A
4	障がい者用自動車改造費の補助	申請件数	3 件	0 件	継続	A
5	自動車運転免許取得費の補助	申請件数	2 件	0 件	継続	A
6	駐車可の標章の交付の周知	制度の周知	実施	実施	継続	A
7	各交通料金の割引の周知	制度の周知	実施	実施	継続	A
8	軽自動車税の減免	利用人数	67 人	63 人	継続	A
9	巡回バス運行事業	運行車数（ノンステップバス）	4 台	4 台	4 台	A

(2) 防災・災害対策の充実

No.	事業	指標	平成 25 年度	平成 28 年度 実績値	平成 32 年度 目標値	評価
1	避難行動要支援者の把握	台帳の整備	実施	実施	充実	B
2	災害時の支援体制・協力体制の確立	体制の整備	実施	継続	充実	B
3	災害ボランティア	地域サポーター研修の実施	実施	実施	継続	A
4	福祉避難所の設置	福祉避難所の周知	未実施	未実施	実施	C
5	各地区における避難行動要支援者への災害時支援	避難所における障がいのある人の受け入れ体制整備	未実施	未実施	実施	C
6	ファックス・携帯電話による 119 番受付	ファックス・携帯電話(「Web119」)による受付の実施	実施	実施	継続	A

(3) 権利擁護の充実

No.	事業	指標	平成 25 年度	平成 28 年度 実績値	平成 32 年度 目標値	評価
1	権利擁護の実施と普及	町長による成年後見申立て件数	1 件	0 件	継続	A
2	尾張東部成年後見センターとの連携	成年後見制度利用者(法人後見)	2 人	6 人	継続	A
3	法律の周知・啓発	周知・啓発の推進	実施	実施	継続	A
4	障がい者虐待における支援体制	虐待対応マニュアルの作成	未実施	未実施	実施	C
5	連携協力体制整備事業	協力体制の整備・充実	未実施	未実施	実施	C
6	虐待防止対策支援事業	虐待防止対策の推進	実施	実施	継続	A
7	障がい者虐待に係る居室確保事業	居室の確保	検討	検討	実施	B

6 用語解説

[あ行]

用語	説明
医療的ケア児 [P. 13]	日常的に医療的なケア（人工呼吸器、たんの吸引、経管栄養等）が必要な児童
インクルーシブ教育 [P. 30]	障がいのある人と障がいのない人が同じ場所で共に学ぶこと

[か行]

用語	説明
カラーユニバーサルデザイン [P. 64]	色弱者や色覚障がい者などの色の見え方の違いに対する理解を深め、色による情報伝達のバリアをなくし、できるだけ多くの人に正確な情報を伝えるよう配慮すること。色相・彩度・明度の差による組み合わせや形やハッチング（模様）、塗り分けパターンの違いを併用するなどの工夫をすること
共同生活援助（グループホーム） [P. 2]	共同生活を営む住居において、主に夜間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス
共同生活介護（ケアホーム） [P. 2]	共同生活を営む住居において、主に夜間、相談その他日常生活の援助等を行うサービス
計画相談 [P. 42]	障がいのある人や障がいのある子どもの心身の状態に応じた、きめ細やかなサービスを提供するため、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成を行うサービス
権利擁護 [P. 70]	自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がいのある人の権利やニーズ表明を支援し代弁すること
合理的配慮 [P. 12]	障がいのある人が他の者と同じように人権と基本的自由及び実質的な機会の平等を確保するための必要かつ適当な変更及び調整をすること。例えば、障がいのある子どもに小・中学校等で教育を行う場合に、バリアフリー・ユニバーサルデザインの観点を踏まえ障がいの状態に応じて施設を整備することなど
国際的協調 [P. 2]	障がいのある人とない人が共生できる社会をつくるために、障がいに関する施策が国際社会における取組と密接な関係を有していることを踏まえ、国際的な協働が必要だということ

[さ行]

用語	説明
自閉症スペクトラム障がい [P. 31]	早期幼児自閉症、小児自閉症、カナー型自閉症、高機能自閉症、非定型自閉症、小児期崩壊性障害、アスペルガー症候群の総称
社会的障壁 [P. 59]	障がいのある人が日常生活や社会生活を営む上で障壁となるような、社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの
就労移行支援 [P. 12]	一般企業等への就労を希望する障がいのある人に対し、一定期間、生産活動やその他活動の機会並びに就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービス
就労継続支援 A型 [P. 34]	一般企業等で就労することが困難な特別支援学校卒業者や就労を希望する障がいのある人等に対し、事業者と雇用契約を締結して、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス
就労継続支援 B型 [P. 34]	一般企業等で就労することが困難な障がいのある人に対し、事業者と雇用契約を締結せずに、就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス
就労定着支援 [P. 13]	就労移行支援事業等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人に対し、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、企業や家族との連絡調整や指導・支援を行うサービス
障がい者就業・生活支援センター [P. 37]	障がいのある人の身近な地域において、就業面及び生活面における一体的な相談支援の実施や、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として機能する機関
自立支援医療 [P. 9]	心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。精神疾患には精神通院医療が、肢体不自由、視覚障がい、内部障がいには更生医療、育成医療が適用される
自立支援協議会 [P. 20]	地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関して中核的な役割を果たす協議の場として設置している協議会
成年後見制度 [P. 70]	認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力の不十分な人に対し、不動産や預貯金等の財産の管理、介護等のサービスや施設への入所に関する契約の締結、遺産分割の協議や、悪徳商法の被害からの保護等を行う制度
成年後見センター [P. 70]	成年後見制度に関する情報提供や相談、手続きの支援を行う機関

[た行]

用語	説明
地域移行支援 [P. 2]	入所施設や精神科病院等から退所・退院する際に支援を要する人に対し、入所施設や精神科病院等での地域移行の取組と連携し、地域移行に向けた支援を行うサービス
地域共生社会 [P. 1]	子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域・暮らし・生きがいを共に創り、高め合うことができる社会
地域包括ケアシステム [P. 73]	住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、地域の自主性や特性に基づき、住まい・医療・生活支援が一体的に提供されるシステム
特別支援学級 [P. 9]	障がいのある児童生徒に対し、障がいの程度や教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う教室

[な行]

用語	説明
難病 [P. 2]	(1) 原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少なくない疾病、(2) 経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また、精神的にも負担の大きい疾病と定義される

[は行]

用語	説明
バリアフリー [P. 15]	身体障がいのある人や高齢者が生活を営む上で支障がないように、商品をつくったり建物を設計したりすること。また、そのようにつくられたもの
避難行動要支援者 [P. 67]	高齢者、障がいのある人、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人(要配慮者)のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人
福祉避難所 [P. 13]	高齢者、障がいのある人、障がいのある児童、外国人、乳幼児、妊婦等の要配慮者のために、特別の配慮がなされた避難所のこと

[ま行]

用語	説明
モニタリング [P. 42]	障がい福祉サービスの支給決定後、利用計画の内容が適切であるかどうかを判断するため、障がいのある人を訪問し、心身や生活、就労等の状態を総合的に把握する中で、常に最適なサービスへと見直しを行うもの

[や行]

用語	説明
ユニバーサルデザイン [P. 65]	年齢や障がいの有無等にかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること

[ら行]

用語	説明
療育手帳 [P. 8]	知的障がい者の認定を受けた人に交付される手帳

東郷町障がい福祉ビジョン

第4次東郷町障がい者計画 [見直し]

第5期東郷町障がい福祉計画

第1期東郷町障がい児福祉計画

平成30年3月

発行：東郷町

編集：福祉部 福祉課

〒470-0198 愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1番地

電話番号：0561-38-3111 ファックス：0561-38-0001
